

付 錄 資 料

付録 1 国内周波数分配の脚注

付録 2 国際周波数分配の脚注

付録 3 平成 21 年電波の利用状況調査の調査票

付録1 国内周波数分配の脚注

J1

9kHz未満の周波数の割当ては、9kHz以上の周波数帯を使用する業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J2

海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、海岸局によるA1A又はF1B電波の発射に限る。ただし、この周波数帯を割り当てられた海岸局は、当該電波の発射に使用される必要周波数帯幅を超えないことを条件として、J2B又はJ7B電波の発射をすることができる。

J3

この周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。この場合、有害な混信からの保護を与えられる。

J4

固定業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、F1B、F1C又はF3Cの電波発射に限る。

J5

海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、J2B、J7B、F1B、F1C又はF3Cの電波発射に限る。

J5A

135.7-137.8kHzの周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力で1Wを超えることなく、無線通信規則第5.67号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J6

この周波数帯の海上無線航行業務の無線航行陸上局は、衛星測位誤差補正情報及び補足的な航行情報を伝送することができる。

J7

450-460kHzの周波数帯の使用は、中波放送受信機の中間周波数を保護するため、中波放送の受信に有害な混信を与えない場合に限る。

J8(未使用)

J9

490kHz、518kHz及び4209.5kHzの周波数の電波を用いるナブテックス用の海岸局を開設するときは、国際海事機関(IMO)の手続(決議第339(WRC-97、改)参照)に従い、運用特性の調整を行わなければならない。

J10

490kHzの周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。航空無線航行業務による415-495kHzの周波数帯の使用は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。

J11

495-505kHzの周波数帯の使用は、無線電信に限る。

J11A

495–505kHz の周波数帯における海上移動業務以外の移動業務の使用は、当該周波数帯の海上移動業務及び隣接周波数帯に分配されている業務に、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定められている 490kHz 及び 518kHz の周波数の使用に関する規定を考慮して、有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J12

518kHz の周波数は、海岸局が狭帯域直接印刷電信を使用する国際ナブテックス用により、船舶向けに気象警報、航行警報及び緊急情報を送信するためにのみ使用することができる。

J13

放送業務によるこの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域における MF 帯並びに第一地域における LF 帯の周波数の放送業務による使用に関する地域協定(1975 年、ジュネーヴ)(昭和 51 年郵政省告示第 810 号)に合致することを条件とする。

J14

2174.5kHz、4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz 及び 16695kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用する国際遭難周波数とする。

J15

2182kHz の搬送周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数として、J3E 電波のみ使用できる。なお、この周波数の保護周波数帯は、2173.5–2190.5kHz とする。

J16

2182kHz、3023kHz、5680kHz 及び 8364kHz の搬送周波数並びに 121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz 及び 243MHz の周波数は、地上無線通信の業務に対する現行の手続に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。10003kHz、14993kHz 及び 19993kHz の周波数についても同様とする。これらの周波数の発射における周波数の帯域幅は、±3kHz を超えてはならない。

J17

2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz 及び 16804.5kHz の周波数は、デジタル選択呼出しを使用する国際遭難周波数とする。

J18

3023kHz 及び 5680kHz の搬送周波数は、共同の捜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

J19

3155–3195kHz の周波数帯は、小電力の無線補聴器にも使用することができる。

J20

4125kHz 及び 6215kHz の搬送周波数は、2182kHz の搬送周波数の補助周波数とする。これらの周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数とする。

J21

4209.5kHz の周波数は、海岸局が狭帯域直接印刷電信を使用するナブテックス用により、船舶向けに気象警報、航行警報及び緊急情報を送信するためにのみ使用することができる。

J22

4210kHz、6314kHz、8416.5kHz、12579kHz、16806.5kHz、19680.5kHz、22376kHz 及び 26100.5kHz の周波数は、海上安全情報(MSI)の送信のための国際周波数とする。

J23

A1A 電波 4630kHz の周波数は、非常通信の連絡設定に使用するものとし、連絡設定後の非常通信は、通常使用する電波によるものとする。ただし、通常使用する電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

J24

5900–5950kHz、7300–7350kHz、9400–9500kHz、11600–11650kHz、12050–12100kHz、13570–13600kHz、13800–13870kHz、15600–15800kHz、17480–17550kHz 及び 18900–19020kHz の周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第 12 条の規定の手続が適用される。また、決議第 517(WRC-07、改)に従い、これらの周波数帯をできる限りデジタル変調方式の導入推進のために使用することが求められる。

J25

5900–5950kHz の周波数帯は、一次業務で固定業務に、二次業務で航空移動(R)業務を除く移動業務の局に使用することができる。

J26

6765–6795kHz(中心周波数 6780kHz)、61–61.5GHz(中心周波数 61.25GHz)、122–123GHz(中心周波数 122.5GHz)及び 244–246GHz(中心周波数 245GHz)の周波数帯は、ITU-R の研究結果を踏まえて産業科学医療用(ISM)装置にも使用することとする。なお、6765–6795kHz(中心周波数 6780kHz)、122–123GHz(中心周波数 122.5GHz)及び 244–246GHz(中心周波数 245GHz)の周波数帯については、固定業務及び陸上移動業務の局に対する新たな割当ては保留する。

J26A

6765–7000kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、一次業務で固定業務及び陸上移動業務に分配する。同日後に、この周波数帯は、一次業務で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

J26B

7100–7200kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、一次業務で放送業務に分配する。

J27

(未使用)

J27A

7350–7450kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、一次業務で固定業務及び陸上移動業務に分配する。同日後に、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、日本国内で通信を行うものに使用することができる。これらの業務にこの周波数帯を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮しなければならない。

J28

7995–8005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J28A

7450–8100kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、一次業務で固定業務及び陸上移動業務に分配する。

J29

8291kHz、12290kHz 及び 16420kHz の搬送周波数は、無線電話による遭難周波数及び呼出周波数とする。

J30(未使用)

J31

21870–21924kHz の周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用する。

J32

13360–13410kHz、25550–25670kHz、37.5–38.25MHz、73–74.6MHz、322–328.6MHz、406.1–410MHz、608–614MHz、1330–1400MHz、1610.6–1613.8MHz、1660–1670MHz、1718.8–1722.2MHz、2655–2690MHz、3260–3267MHz、3332–3339MHz、3345.8–3352.5MHz、4825–4835MHz、4950–4990MHz、4990–5000MHz、6650–6675.2MHz、10.6–10.68GHz、14.47–14.5GHz、22.01–22.21GHz、22.21–22.5GHz、22.81–22.86GHz、23.07–23.12GHz、31.2–31.3GHz、31.5–31.8GHz、36.43–36.5GHz、42.5–43.5GHz、42.77–42.87GHz、43.07–43.17GHz、43.37–43.47GHz、48.94–49.04GHz、76–86GHz、92–94GHz、94.1–100GHz、102–109.5GHz、111.8–114.25GHz、128.33–128.59GHz、129.23–129.49GHz、130–134GHz、136–148.5GHz、151.5–158.5GHz、168.59–168.93GHz、171.11–171.45GHz、172.31–172.65GHz、173.52–173.85GHz、195.75–196.15GHz、209–226GHz、241–250GHz 及び 252–275GHz の周波数帯の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能なすべての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの電波の発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第 4.5 号、第 4.6 号及び第 29 条参照)。

J33

13553–13567kHz(中心周波数 13560kHz)、26957–27283kHz(中心周波数 27120kHz)、40.66–40.70MHz(中心周波数 40.68MHz)、2400–2500MHz(中心周波数 2450MHz)、5725–5875MHz(中心周波数 5800MHz)及び 24–24.25GHz(中心周波数 24.125GHz)の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)の使用に指定する。これらの周波数帯で運用する無線通信業務は、この使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。

J34(未使用)

J35

15995–16005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J36

23200–23350kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

J37

75MHz の周波数は、マーカ・ビーコンに割り当てる。電力又は地理的位置によりマーカ・ビーコンに有害な混信を生じさせてはならない。また、制約を与えるおそれがある他の業務は、74.8–75.2MHz の保護周波数帯の境界に近い周波数の使用はできない。

J37A

放送業務(テレビジョン放送に限る。)によるこの周波数帯の使用は、2011 年 7 月 24 日までに限る。

J37B

108–117.975MHz の周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次業務で航空移動業務(R)にも分配される。この周波数帯の使用は、決議第 413(WRC-07、改)の規定に従わなければならない。108–112MHz の周波数帯の航空移動(R)業務による使用は、認知された国際航空標準に従い航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機とそれに対応する受信機で構成されるシステムに限る。

J37C

放送業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。

J38(未使用)

J39(未使用)

J40

この周波数帯において、121.5MHz の周波数は、航空移動業務における非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHz の周波数を 121.5MHz の補助周波数とする。海上移動業務の局は、遭難及び安全の目的又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識を回収する目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。

J41

118–118.875MHz、121.6–121.975MHz 及び 124.3–124.375MHz の周波数帯は、空港内の地上管制業務を行う陸上移動業務の局にも使用することができる。

J42

132–136MHz の周波数帯は、一次業務で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局の使用に当たっては、航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

J43

この周波数帯を使用する移動衛星業務の宇宙局は、150.05–153MHz、322–328.6MHz、406.1–410MHz 及び 608–614MHz の周波数帯で運用する電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために実行可能なすべての措置を執らなければならない。

J43A

137–138MHz、400.15–401MHz、1525–1610MHz 及び 21.4–22GHz の周波数帯は、決議第 739 (WRC-07、改) の規定を適用する。

J44

移動衛星業務による使用は、非静止衛星システムに限る。

J45

移動衛星業務による 137–138MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J46

この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J47

この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。個々の発射における周波数の帯域幅は、±25kHz を超えてはならない。

J48

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。移動衛星業務は、148–149.9MHz の周波数帯の固定業務、移動業務及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。

J49

この周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5.221 号に掲げる国で運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

J50

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。移動衛星業務は、149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の無線航行衛星業務の発達と使用を妨げてはならない。

J51

無線航行衛星業務によるこの周波数帯の発射は、宇宙研究業務の受信地球局も使用することができる。

J52

移動衛星業務(地球から宇宙)による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、2015 年 1 月 1 日までは陸上移動衛星業務(地球から宇宙)に限る。

J53

149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の無線航行衛星業務に対する分配は、2015 年 1 月 1 日まで効力を有する。

J54

156.525MHz の周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J55

156.8MHz の周波数は、無線電話による国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J56

この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係のある海上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J56A

161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯は、海上移動業務で運用されている局からの自動識別システム (AIS) の発信を受信するために、二次業務で移動衛星業務 (地球から宇宙) にも分配する (無線通信規則付録第 18 号参照)。

J57

この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J58

この周波数帯は、移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J58A

移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011 年 7 月 25 日からとする。

J58B

この周波数帯は、移動業務 (電気通信業務用) に密接な関係を有する固定業務にも使用することができる。

J58C

806–960MHz の周波数帯は、一部を IMT に使用することができる(決議第 224(WRC-07、改)及び決議第 749(WRC-07)参照)。

J59

243MHz の周波数は、救命浮機及びその他の救命目的のために使用する。

J60

247.9–250.2MHz の周波数帯は、一次業務で、同報用の固定業務の局にも使用することができる。

J60A

小電力業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J61

この周波数帯に現存する航空移動業務の局は、当分の間、その運用を継続することができる。

J62

この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係を有する海上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J63

400.1MHz の標準周波数の発射における周波数の帯域幅は、±25kHz を超えてはならない。

J64

この周波数帯は、有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙空間における宇宙研究業務にも分配する。この分配において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなさない。

J65

移動衛星業務による 400.15–401MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J66

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、衛星位置指示無線標識に限る。

J67

この周波数帯を使用する衛星位置指示無線標識に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。

J68

宇宙研究業務によるこの周波数の使用は、有人宇宙船の軌道上から 5km の範囲内の通信に限る。この周波数帯では、宇宙研究業務(宇宙から宇宙)は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はそれらの局の使用と発達を妨げてはならない。

J69

この周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務にも使用することができる。

J70

435–438MHz、1260–1270MHz、2400–2450MHz 及び 5650–5670MHz の周波数帯において、アマチュ

ア衛星業務は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。ただし、1260–1270MHz 及び 5650–5670MHz の周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。

J70A

地球探査衛星業務(能動)のセンターによるこの周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 SA.1260-1 に従うものとする。さらに、この周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。本脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第 5.29 号及び第 5.30 号の規定に従った二次業務として運用を何ら損なうものではない。

J70B

移動業務によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J71

449.75–450.25MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)に使用することができる。

J72

この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務として気象衛星業務(宇宙から地球)に使用することができる。

J73

460–470MHz 及び 1690–1710MHz の周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務による宇宙から地球への伝送に使用することができる。

J73A

陸上移動業務によるこの周波数帯の使用は、2012 年 7 月 25 日からとする。

J74

730–770MHz の周波数帯は、2012 年 7 月 25 日以降、IMT に使用することができる。

J74A

この周波数帯の IMT-2000 を提供する無線局は、2012 年 7 月 24 日までは、別表 10-2 の周波数帯以外の二周波方式で運用することができる。

J74B

この周波数帯に現存する固定業務の局は、2012 年 7 月 24 日までは、その運用を継続することができる。

J75

608–614MHz の周波数帯は、二次業務で電波天文業務にも分配する。

J75A(未使用)

J75B

放送業務によるこの周波数帯の使用は、2012 年 7 月 24 日までに限る。

J75C

1164-1215MHz の周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609(WRC-07、改)の規定に従って運用するものとし、960-1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21. 18 号の規定を適用する。

J75D

無線通信規則第 5. 328B を参照すること。

J75E

陸上移動業務によるこの周波数帯のうち 10MHz 幅は、高度道路交通システムによる使用とし、可能な限り低い周波数帯に配置する。

J76

1215-1300MHz の周波数帯は、無線通信規則第 5. 331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる(決議第 608(WRC-03) 参照)。

J76A

1215-1300MHz 及び 1559-1610MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)のシステムは、安全業務のアプリケーションを提供するためのものではなく、無線航行衛星業務(宇宙から地球)のシステム又は無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用するその他業務の局に更なる制限を課してはならない。

J77

1215-1260MHz の周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務及び無線航行衛星業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又はこれらの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。

J77A

1260-1300MHz の周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務に対して有害な混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、又はこの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。

J78

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置されるレーダー及びこの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポンダであって、この周波数帯で運用するレーダーによってのみ作動するものに限る。

J78A

無線航行衛星業務の地球局又は無線標定業務の局による 1300-1350MHz の周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせてはならない。また、この業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

J79

1370-1400MHz、4950-4990MHz 及び 15. 20-15. 35GHz の周波数帯は、二次業務で宇宙研究業務(受動)及び地球探査衛星業務(受動)にも使用することができる。

J80

1400-1427MHz、2690-2700MHz、15. 35-15. 4GHz、23. 6-24GHz、31. 3-31. 5GHz、50. 2-50. 4GHz、52. 6-54. 25GHz、86-92GHz、100-102GHz、109. 5-111. 8GHz、114. 25-116GHz、148. 5-151. 5GHz、164-167GHz、182-185GHz、190-191. 8GHz、200-209GHz、226-231. 5GHz 及び 250-252GHz の周波数帯で

は、すべての電波の発射を禁止する。

J80A(未使用)

J80B

移動衛星業務による 1518–1525MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従つて調整を行うことを条件とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。

J80C

1518–1525MHz の周波数帯において、日本国内で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網(PSTN)と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第 9. 11A 号の規定の適用に当たっての移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第 5 表 5-2 に記載された調整しきい値の代わりに、すべての到來角について任意の 4kHz の帯域幅で -150dB(W/m²) とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、日本国内で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。

J80D

1518–1525MHz の周波数帯において、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域(無線通信規則第 5. 343 号及び第 5. 344 号参照)及び無線通信規則第 5. 342 号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。

J80E

1518–1544MHz、1545–1559MHz、1610–1645. 5MHz、1646. 5–1660. 5MHz、1668–1675MHz、1980–2010MHz、2170–2200MHz、2483. 5–2520MHz 及び 2670–2690 MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第 212 (WRC-07、改) 及び第 225 (WRC-07、改) を参照すること。

J81

1525–1530MHz の周波数帯において、海上移動衛星業務を除く移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5. 352A 号に掲げる国及び地域における 1998 年 4 月 1 日より前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

J82

1525–1544MHz、1545–1559MHz、1626. 5–1645. 5MHz 及び 1646. 5–1660. 5MHz の周波数帯は、いかなる業務のフィーダリンクにも使用してはならない。ただし、移動衛星業務の地球局を指定された地点で使用することができる。

J83

移動衛星業務による 1525–1559MHz 及び 1626. 5–1660. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従つて調整することを条件とする。

J84

1530–1544MHz 及び 1626. 5–1645. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第 II 節の手続の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の遭難、緊急及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。海上移動衛星による遭難、緊急及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他のすべての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、GMDSS の遭難、緊急及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない(決議第 222 (WRC-2000) の規定が適用される。)。

J85

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1544-1545MHz の周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する通信に限る。

J85A

移動衛星業務(宇宙から地球)及び衛星間の回線による 1645.5-1646.5MHz の周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する通信に限る。

J86

この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあっては、航空移動(R)業務の航空局から航空機局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J87

1545-1555MHz 及び 1646.5-1656.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第 II 節の手続の適用においては、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他のすべての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない(決議第 222(W RC-2000)の規定が適用される。)。

J88

この周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに関係する地上又は衛星上の装置による使用に限る。なお、衛星上での使用は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件とする。

J89

1610-1626.5MHz 及び 5000-5150MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で航空移動衛星(R)業務にも使用することができる。

J90

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局に関しては、1610-1626.5MHz の周波数帯では、航空無線航行衛星業務を除き、無線通信規則第 4.10 号の規定は適用しない。

J91

移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)による 1610-1626.5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。この周波数帯においていずれかの業務により運用する移動地球局は、影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第 5.366 号(無線通信規則第 4.10 号が適用されるシステム)に従って運用しているシステムに使用される周波数帯の一部で、最大の等価等方輻射電力による電力密度は-15dBW/4kHz を超えてはならない。そのようなシステムが運用されていない周波数帯において、移動地球局の平均の等価等方輻射電力による電力密度は-3dBW/4kHz を超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第 5.366 号に従って運用している局及び無線通信規則第 5.359 号に従って運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。

J92

無線測位衛星業務の局は、1610.6-1613.8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務に対して有害な混信を与えてはならない。

J93

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1613.8-1626.5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.1 1A 号に従って調整することを条件とする。

J94

1631.5-1634.5MHz 及び 1656.5-1660MHz の周波数帯で運用される移動衛星業務の移動地球局は、無線通信規則第 5.359 号に掲げる国において運用される固定業務の局に有害な混信を与えてはならない。

J95

この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあっては、航空移動(R)業務の航空機局から航空局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J96

この周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。

J96A

1668-1675MHz の周波数帯において、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の共用のため、決議第 744(WRC-07、改)を適用する。

J96B

移動衛星業務による 1668-1675MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。ただし、1668-1668.4MHz の周波数帯において、決議第 904 (WR C-07) も適用する。

J96C

1668-1670MHz の周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文業務の局においても、2000 秒間の積分時間の 2%以上で、10MHz の帯域幅で-181dB(W/m²) 及び任意の 20kHz の帯域幅で-194 dB(W/m²) を超えてはならない。

J96D

1668.4-1675MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5.379 号に掲げる国の気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J96E

無線通信規則第 5.380A 号を参照すること。

J97(未使用)

J98

1750-1850MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特に配慮することを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J98A

1710-1885MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-07、改) に従って IMT に使用することができる。

J99

1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、IMT に使用することができる。この場合は、決議第 212(WRC-97、改)に従わなければならぬ(決議第 223 (WRC-2000) 参照)。

J99A

決議第 221(WRC-03、改)に従い、1885–1980MHz、2010–2025MHz 及び 2110–2170MHz の周波数帯は、IMT-2000 を提供する基地局としての高高度プラットフォーム局(HAPS)に使用することができる。

J99B

無線通信規則第 5.388B 号に掲げる国の固定業務及び IMT-2000 を提供する移動局を含む移動業務を同一チャネル干渉から保護するため、1885–1980MHz、2010–2025MHz 及び 2110–2170MHz の周波数帯において IMT-2000 を提供する基地局として運用する高高度プラットフォーム局(HAPS)は、HAPS の通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で $-127 \text{dB} (\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz}))$ の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。

J100

移動衛星業務による 1980–2010MHz 及び 2170–2200MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に基づく調整及び決議第 716(WRC-2000、改)に従うことを条件とする。

J101

2025–2110MHz 及び 2200–2290MHz の周波数帯における移動業務の使用に当たっては、ITU-R 勧告 SA.1154 に従い、高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

J102

2025–2110MHz 及び 2200–2290MHz の周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、2 以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射は、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課さないことを条件とする実行可能なすべての措置を執らなければならない。

J103

2483.5–2500MHz の周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第 4.10 号は適用しない。

J104

移動衛星業務及び無線測位衛星業務による 2483.5–2500MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。2483.5–2500MHz の周波数帯の発射については、特に、世界的に電波天文業務に分配された 4990–5000MHz の周波数帯に落ち込む第二高調波により生じる電波天文業務への有害な混信を防止するため、実行可能なすべての措置を執らなければならない。

J105

2500–2520MHz の周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)への分配は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J106

2515–2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、航空移動衛星業務(宇宙から地球)の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J107

2520–2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整すること及び無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、航空移動衛星業務を除く移動衛星業務(宇宙から地球)の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J108

放送衛星業務による 2535-2655MHz の周波数帯の使用は、共同受信のための日本国内の通信系に限るものとし、無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件とする。無線通信規則第 9.19 号の規定は、この周波数帯における主管庁の二国間及び多国間の交渉に適用する。

J108A

移動業務の局による 2545-2555MHz の周波数帯の使用は、2505-2535MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J109

無線通信規則第 5.418 号を参照すること。

J109A

無線通信規則第 5.418A 号を参照すること。

J109B

無線通信規則第 5.418B 号を参照すること。

J109C

無線通信規則第 5.418C 号を参照すること。

J109D

無線通信規則第 5.417A 号を参照すること。

J109E

無線通信規則第 5.417B 号を参照すること。

J109F

無線通信規則第 5.417C 号を参照すること。

J109G

無線通信規則第 5.417D 号を参照すること。

J110

2655-2670MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整すること及び無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、日本国内においては、航空移動衛星業務を除く移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J111(未使用)

J112

2670-2690MHz の周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、主管庁は、1992 年 3 月 3 日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要なすべての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は、無線通信規則第 9.11A 号に従うものとする。

J113

2690-2700MHz の周波数帯の電波天文業務を保護するため、2535-2655MHz の周波数帯で放送衛星業務の通信系を設計するに当たっては、必要なすべての措置を執らなければならない。

J114

この周波数帯において、地上に設置した気象用レーダーは、一次業務で運用することができる。

J115

2900–3100MHz の周波数帯における船上トランスポンダの使用は、2930–2950MHz の周波数帯に限る。

J116

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置するレーダーに限る。

J117

2920–3100MHz 及び 9320–9500MHz の周波数帯は、海上無線航行業務の固定周波数を用いるレーダービーコンには使用できない。

J117A

2900–3100MHz の周波数帯において、無線標定業務の局は、無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J118

3100–3266MHz の周波数帯は、レーダービーコン及び船舶用のレーダーにも使用することができる。

J118A

無線通信規則第 5.432A 号及び第 5.433A 号を参照すること。

J119

3600–4200MHz の周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件に、放送衛星業務(受託内外放送に限る。)の局にも割り当てる。また、放送衛星業務(受託内外放送に限る。)の局は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J120

4200–4204MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件に、標準周波数報時衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J121

航空無線航行業務による 4200–4400MHz の周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。ただし、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、この周波数帯において二次業務で使用することができる(電波高度計からの保護は与えられない。)。

J122

無線通信規則第 5.441 号を参照すること。

J122A

4825–4835MHz 及び 4950–4990MHz の周波数帯における移動業務に対する分配は、航空移動を除く移動業務に限る。

J123(未使用)

J123A(未使用)

J123B

5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内のすべての宇宙局により 5030–5150MHz の周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHz の帯域幅で -124.5dB(W/m²) を超えてはならない。4990–5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741(WRC-03) で定められた 4990–5000MHz の周波数帯における制限値に従わなければならない。

J123C

5030–5091MHz の周波数帯は、移動業務の 5GHz 帯無線アクセスシステム用にも使用することができる。5GHz 帯無線アクセスシステムへの割当では、別表 11-2 によることとし、この周波数帯の使用は、2012 年 11 月 30 日までに限る。

J123D

航空移動業務による 5091–5150MHz の周波数帯の使用は、次のものに限る。

- 航空移動 (R) 業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。この使用は、決議第 748(WRC-07) に従うものとする。
- 決議第 418(WRC-07) に従った航空機局（無線通信規則第 1.83 号参照）からの航空遠隔測定伝送。
- 航空保安伝送。この使用は、決議第 419 (WRC-07) に従うものとする。

J123E

無線通信規則第 5.444A 号を参照すること。

J123F

固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J124

5150–5250MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動業務にも使用することができる。

J125

5150–5216MHz の周波数帯は、二次業務で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610–1626.5MHz 及び 2483.5–2500MHz の周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。なお、地表面での総電力束密度は、すべての角度において -159dBW/m²/4kHz を超えてはならない。

J125A

航空移動を除く移動業務の局による 5150–5350MHz 及び 5470–5650MHz の周波数帯の使用は、決議第 229(WRC-03) に従わなければならない。

J125B

この周波数帯において、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

J125C

5150–5650MHz の周波数帯は、航空機内における移動業務の小電力業務用（小電力データ通信システム用）にも使用することができる。なお、5150–5350MHz の周波数帯の使用は、屋内その他屋内と電波の遮蔽効果が同等と認められる場合に限る。

J126

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 5250–5350MHz の周波数帯の使用は、無

線標定業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

J127

一次業務の宇宙研究業務による 5250–5255MHz の周波数帯の使用は、能動宇宙検知器用に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J127A

5250–5350MHz の周波数帯は、一次業務で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F. 1613 に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5.43A 号は、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護した上で、固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後は、将来の無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

J127B

5250–5350MHz の周波数帯において、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638 及び ITU-R 勧告 SA. 1632 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

J128

5350–5570MHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務（能動）及び 5460–5570MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務（能動）は、5350–5460MHz の周波数帯における航空無線航行業務、5460–5470MHz の周波数帯における無線航行業務及び 5470–5570MHz の周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

J128A

この周波数帯で分配する宇宙研究業務（能動）は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの業務からの保護を要求してはならない。

J128B

5350–5470MHz の周波数帯において、無線標定業務の局は、無線通信規則第 5.449 号に従って運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J128C

5470–5725MHz の周波数帯において、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

J128D

5470–5650MHz の周波数帯において、5600–5650MHz の周波数帯において気象目的に使用する地上設置レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J129

5830–5850MHz の周波数帯は、二次業務でアマチュア衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができます。

J129A

5925–6425MHz 及び 14–14.5GHz の周波数帯において、設備規則第 49 条の 2 に規定する携

帶移動地球局は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この場合は、決議第 902(WRC-03)に従うものとし、同決議中「船上地球局」とあるのは、「設備規則第 49 条の 24 の 2 に規定する携帯移動地球局」と読み替えるものとする。

J130

6425–6429MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、標準周波数報時衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J131

宇宙研究業務(地球から宇宙)による 7145–7190MHz の周波数帯は、深宇宙での使用に限る。深宇宙への発射は、7190–7235 MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190–7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

J132

7250–7375MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J133

気象衛星業務(宇宙から地球)による 7750–7850MHz の周波数帯の使用は、非静止衛星システム用に限る。

J134

この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J135

宇宙研究業務(宇宙から地球)による 8400–8450MHz の周波数帯は、深宇宙での使用に限る。

J136

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用及び発達を妨げてはならない。

J137

海上無線航行業務による 8850–9000MHz 及び 9200–9225MHz の周波数帯の使用は、海岸に設置されるレーダーに限る。

J137A

9000–9200MHz の周波数帯において、無線標定業務で運用されている局は、無線通信規則第 5.3 37 号に従い航空無線航行業務で運用されているシステムや、無線通信規則第 5.471 号に掲げられている国にあっては、この周波数帯において一次業務で運用されている海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、これらのシステムからの保護を要求してはならない。

J138

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行業務のレーダービーコンは、海上無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J138A

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 9300–9500MHz の周波数帯の使用は、

9500–9800MHz の周波数帯では十分に対応することができない、300MHz よりも広い周波数幅を必要とするシステムに限る。

J138B

9300–9500MHz の周波数帯で運用されている無線標定業務の局は、無線通信規則に従って運用されている無線航行業務のレーダーに有害な混信を生じさせてはならない。また、レーダーからの保護を要求してはならない。ただし、地上に設置した気象用レーダーは、他の無線標定の使用に対して優先権を有する。

J139

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線航行業務及び無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。

J139A

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 9800–9900MHz の周波数帯の使用は、9300–9800MHz の周波数帯では十分に対応することができない場合に限る。

J139B

9800–9900MHz 帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、この周波数帯に二次業務で分配されている固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、この局からの保護を要求してはならない。

J140

9975MHz–10.025GHz の周波数帯は、二次業務で気象衛星業務(気象レーダー用)にも使用することができる。

J141(未使用)

J142

11.7–12.2GHz の周波数帯は、非静止衛星システムに限り、一次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。

J143

無線通信規則付録第 30 号に掲げる地域計画に基づく放送衛星業務の局に対する割当ては、その送信がこの計画に従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信からの大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務(宇宙から地球)の送信にも使用することができる。宇宙業務に関しては、この周波数帯は、主として放送衛星業務に使用しなければならない。

J144

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.95–11.2GHz(宇宙から地球)、11.45–11.7GHz(宇宙から地球)、12.2–12.75GHz(宇宙から地球)、13.75–14.5GHz(地球から宇宙)、17.8–18.6GHz(宇宙から地球)、19.7–20.2GHz(宇宙から地球)、27.5–28.6GHz(地球から宇宙)及び 29.5–30GHz(地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかるわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

J144A

14-14.5GHz の周波数帯において、二次業務の航空移動衛星業務における航空機地球局は固定衛星業務における宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第 5.29 号、第 5.30 号及び第 5.31 号の規定を適用する。

J145(未使用)

J146(未使用)

J147

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 13.25-13.4GHz の使用は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用と発達を妨げてはならない。

J148

航空無線航行業務による 13.25-13.4GHz の周波数帯の使用は、ドップラー航行援助装置に限る。

J149

一次業務の宇宙研究業務による 13.4-13.75GHz の周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J150

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 13.4-13.75GHz の使用は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用と発達を妨げてはならない。

J151

無線通信規則第 5.502 号を参照すること。

J152

無線通信規則第 5.503 号を参照すること。

J153(未使用)

J153A(未使用)

J153B

無線通信規則第 5.506A 号を参照すること。

J154

無線通信規則第 5.511D 号を参照すること。

J155

無線通信規則第 5.511A 号を参照すること。

J156

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R勧告S.1340 に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第 4.10 号の適用)を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R勧告S.1340 に従わなければならぬ。

J157

17.2-17.3GHz の周波数帯で運用される宇宙能動検知器は、無線標定業務及び一次業務で分配さ

れている他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの発達を妨げてはならない。

J158

固定衛星業務(地球から宇宙)による 17. 3-18. 1GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のフィーダリンクに限る。

J159

固定衛星業務(地球から宇宙)による 18. 1-18. 4GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のフィーダリンクに限る。

J160

18. 1-18. 4GHz の周波数帯は、一次業務で気象衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、静止衛星による使用に限る。

J161(未使用)

J161A

18. 6-18. 8GHz の周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の局の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第 21. 5A 号及び第 21. 16. 2 号に示す値に制限される。

J161B

固定衛星業務による 18. 6-18. 8GHz の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が 2 0000km を超える軌道を持つシステムに限定される。

J162(未使用)

J163

無線通信規則第 5. 523A 号を参照すること。

J164

固定衛星業務(地球から宇宙)による 19. 3-19. 6GHz の周波数帯の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクに限る。この場合は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。

J165

固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクによる 19. 3-19. 7GHz の周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム又は無線通信規則第 5. 523C 号及び第 5. 523E 号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9 条(第 9. 11A 号を除く。)、第 11 条及び第 22. 2 号を条件とする。

J166

無線通信規則第 5. 523C 号を参照すること。

J167

無線通信規則第 5. 523E 号を参照すること。

J168

固定業務及び移動業務によるこの周波数帯の使用は、固定衛星業務又は一次業務で分配されている 19. 7-20. 2GHz の周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課

さないものとする。

J168A

19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、28.45-29.1GHz(地球から宇宙)、29.46-30GHz(地球から宇宙)及び40-40.5GHz(宇宙から地球)の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用することができる。

J169

移動衛星及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り19.7-20.2GHz及び29.5-30GHzの周波数帯の高い周波数部分に配置しなければならない。

J170

19.7-20.2GHz及び29.5-30GHzの周波数帯の移動衛星業務には、無線通信規則第4.10号は適用されない。

J171

20.1-20.2GHz及び29.9-30GHzの周波数帯で、固定衛星業務と移動衛星業務の両業務を行う通信網は、1又は2以上の衛星を介した対向通信及び多方向通信のための、特定地点の地球局、不特定の地点の地球局又は移動中の地球局の間にリンクを設定することができる。

J172

移動衛星業務の宇宙局の使用にあたっては、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を用いるものとする。20.1-20.2GHzの周波数帯における移動衛星業務のシステムの運用は、無線通信規則第5.524号の規定に従う固定及び移動システムの運用の周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。

J173

放送衛星業務によるこの周波数帯の使用は、決議第525(WRC-07、改)に従う。

J174

地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)によるこの周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務の運用に制約を課さないものとする。

J175

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な混信を容認しなければならない。

J176

この周波数帯については、放送衛星業務のフィーダリンクの局は、他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら放送衛星局の既存又は計画されたフィーダリンクに干渉を与えてはならず、かつ、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。

J177

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限定し、また宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。

J178

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、近隣国において運用している固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。さらに、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地

球局は、それぞれ ITU-R 勧告 SA. 1278 及び ITU-R 勧告 SA. 1625 を考慮して運用しなければならない。

J179

27-27.5GHz の周波数帯における衛星間業務で運用されている非静止衛星を利用した宇宙業務に関しては、無線通信規則第 22.2 号は適用されない。

J180

この周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィーダリンクのための固定衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J181

27.500-27.501GHz と 29.999-30.000GHz の周波数帯は、アップリンク電力制御を行うためのビーコン波送信用として、一次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で 10dBW を超えてはならない。

J182

27.501-29.999GHz の周波数帯は、アップリンク電力制限を行うためのビーコン波送信用として、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J182A

27.9-28.2GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)にも使用可能である。HAPS による同周波数帯の使用は、日本国内で補助周波数帯とする。HAPS による固定業務に割り当てられた当該 300MHz の周波数帯の使用は、HAPS から地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。さらに、HAPS は、これらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第 145(WRC-07、改)を参照すること。

J183

28.5-30GHz の周波数帯において、地球探査衛星業務は局間のデータ伝送に限るものとし、能動又は受動センサーによる情報収集に優先させるものであってはならない。

J184

無線通信規則第 5.535A 号を参照すること。

J185

無線通信規則第 5.541 号を参照すること。

J186

この周波数の固定業務又は移動業務による使用は、無線通信規則第 21.3 号及び第 21.5 号に定める電力制限値を適用する。

J187

29.95-30GHz の周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のために、二次業務で地球探査衛星業務(宇宙から宇宙)にも使用することができる。

J187A

無線通信規則第 5.543A 号を参照すること。

J188

宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 21 条表 21-4 に定める値を超えない。

いことを条件とする。

J189

31.8-33.4GHz、37-40GHz、40.5-43.5GHz、51.4-52.6GHz、55.78-59GHz 及び 64-66GHz の周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用することができる（決議第 75(WRC-2000) 参照）。

J190

航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、31.8-33.4GHz の周波数帯における固定業務の局と無線航行業務の航空機上の局との間の混信は、極力抑えるものとする。

J191

32.3-33GHz の周波数帯における衛星間業務、32-33GHz の周波数帯における無線航行業務及び 31.8-32.3GHz の周波数帯における宇宙研究業務（深宇宙）の通信システムを設計するに当たっては、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要なすべての措置を執らなければならない（勧告第 707 参照）。

J191A

この周波数帯において、地球探査衛星業務（能動）又は宇宙研究業務（能動）のあらゆる宇宙検知器により生ずる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から 0.8 度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で -73.3dB(W/m²) を超えてはならない。

J192

地球探査衛星業務（受動）と固定業務及び移動業務との間の 36-37GHz 帯の共用に当たっては、決議第 752(WRC-07) を適用する。

J193(未使用)

J194(未使用)

J195(未使用)

J195A(未使用)

J195B

無線通信規則第 5.551H 号を参照すること。

J195C

無線通信規則第 5.551I 号を参照すること。

J196

43.5-47GHz 及び 66-71GHz の周波数帯において、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる（無線通信規則第 5.43 号参照）。

J197

この周波数帯は、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して、特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線にも使用することができる。

J198

47.2-49.2GHz の周波数帯は、40.5-42.5GHz の周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを保留する。

J199

47. 2–47. 5GHz 及び 47. 9–48. 2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)で使用することができる。なお、この周波数帯の使用は、決議第 122(WRC-07、改)の規定に従うことを条件とする。

J200

48. 94–49. 04GHz の周波数帯は、一次業務で電波天文業務に分配する。

J201

51. 4–54. 25GHz、58. 2–59GHz 及び 64–65GHz の周波数帯は、電波天文業務にも使用することができる。

J202

衛星間業務による 54. 25–56. 9GHz、57–58. 2GHz 及び 59–59. 3GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道上にある衛星に限る。衛星間業務の局による地表面から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、すべての条件及びすべての変調方式について、到達するすべての角度に対し、 $-147\text{dBW/m}^2/100\text{MHz}$ を超えてはならない。

J203

この周波数帯は、低密度の使用として、一次業務で移動業務にも分配する。

J203A

55. 78–56. 26GHz の周波数帯は、地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、固定業務の局のアンテナへ送信機より送られる最大電力密度は、 -26dB(W/MHz) に制限される。

J204

航空移動業務によるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J205

衛星間システムによるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、すべての条件及びすべての変調方式について、到達するすべての角度に対し、 $-147\text{dBW/m}^2/100\text{MHz}$ を超えてはならない。

J206

無線標定業務における航空機上のレーダーによるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J207

78–79GHz の周波数帯は、一次業務で地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の宇宙局のレーダーにも使用することができる。

J207A

81–81. 5GHz の周波数帯は、二次業務でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。

J208

固定業務、移動業務及び放送業務の局は、放送衛星業務のための適切な周波数割当ての計画作成会議の決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。

J208A

固定衛星業務(地球から宇宙)による 84–86GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道上の放送衛星業務のフィーダリンクに限定される。

J209

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、宇宙雲レーダー用に限る。

J209A

94–94.1GHz 及び 130–134GHz の周波数帯における電波天文アンテナの主ビームに向けられた地球探査衛星業務(能動)の宇宙局からの送信は、いくつかの電波天文受信機に支障を来たすおそれがある。宇宙局の送信設備及び関連する電波天文業務の用に供する受信設備の運営体は、そのような事態を極力避けるため、相互に運用を計画するものとする。

J209B

105–109.5GHz、111.8–114.25GHz、155.5–158.5GHz 及び 217–226GHz の周波数帯において、この分配は、宇宙電波天文のみの使用に限る。

J209C

衛星間業務による 116–122.25GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。すべての条件及びすべての変調方式に対して、地表面から 1000km までの高度及び受動検知器が存在するすべての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる单一入射電力束密度は、すべての到来角度において-148dB(W/(m²·MHz))を超えてはならない。

J209D

地球探査衛星業務(能動)による使用は、133.5–134GHz の周波数帯に限る。

J209E

155.5–158.5GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)に対する分配は 2018 年 1 月 1 日までとする。

J209F

155.5–158.5GHz の周波数帯の固定業務及び移動業務による使用は、2018 年 1 月 1 日からとする。

J209G

衛星間業務による 174.8–182GHz 及び 185–190GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。すべての条件及びすべての変調方式に対して、地表面から 1000km までの高度及び受動検知器が存在するすべての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる单一入射電力束密度は、すべての到来角度において-144dB(W/(m²·MHz))を超えてはならない。

J209H

200–209GHz、235–238GHz、250–252GHz 及び 265–275GHz の周波数帯では、大気成分を調べるために、地上設置型受動大気検知を行う。

J209I

237.9–238GHz の周波数帯は、宇宙機搭載雲レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)にも分配する。

J210

275–1000GHz の周波数帯は、各種の能動業務及び受動業務の実験及び開発のために使用できる。

付録2 国際周波数分配の脚注

5.53

9kHz未満の周波数の電波の使用を許可する主管庁は、9kHzを超える周波数帯が分配されている業務に有害な混信を生じさせないようにしなければならない。

5.54

9kHz未満の周波数を使用して科学的研究を行う主管庁は、この種の研究が有害な混信からの実行可能なすべての保護を与えられるように関係主管庁に協力を要請する。

5.55

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、グルジア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、14-17kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。

5.56

14-19.95kHz及び20.05-70kHzの周波数帯並びに第一地域では72-84kHz及び86-90kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられる。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、ロシア、グルジア、カザフスタン、モンゴル、キルギス、スロバキア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、25kHz及び50kHzの周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。

5.57

海上移動業務による 14-19.95kHz、20.05-70kHz、70-90kHz(第一地域では 72-84kHz 及び 86-90kHz)の周波数帯の使用は、無線電信海岸局に限る(種別 A1A 及び F1B 電波の発射に限る。)。ただし、この周波数帯において種別 A1A 又は F1B 電波の発射に通常使用される必要周波数帯幅を超えない場合、種別 J2B 又は J7B 電波の発射が許される。

5.58

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、67-70kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5.59

業務の種類の地域差：バングラデシュ及びパキスタンでは、固定業務及び海上移動業務に対する 70-72kHz 及び 84-86kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.60

70-90kHz(第一地域では 70-86kHz)及び 110-130kHz(第一地域では 112-130kHz)の周波数帯においては、パルス方式の無線航行業務は、これらの周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を

生じさせないことを条件として、使用することができる。

5. 61

第二地域では、70–90kHz 及び 110–130kHz の周波数帯における海上無線航行業務の局の設置及び運用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従い、この表に従って運用する業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。ただし、固定業務、海上移動業務及び無線標定業務の局は、この同意に基づいて設置した海上無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 62

90–110kHz の周波数帯で無線航行業務の局を運用する主管庁は、この局が行う業務が有害な混信を受けないように技術上及び運用上の特性を調整することを要請される。

5. 63(未使用)

5. 64

90–160kHz (第一地域では 90–148. 5kHz) の間で固定業務に分配された周波数帯における固定業務の局及び 110–160kHz (第一地域では 110–148. 5kHz) の間で海上移動業務に分配された周波数帯における海上移動業務の局については、種別 A1A、F1B、A2C、A3C、F1C 又は F3C 電波の発射のみが許される。ただし、海上移動業務の局については、110–160kHz (第一地域では 110–148. 5kHz) の間の周波数帯で種別 J2B 又は J7B 電波の発射も許される。

5. 65

業務の種類の地域差：バングラデシュでは、固定業務及び海上移動業務による 112–117. 6kHz 及び 126–129kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 66

業務の種類の地域差：ドイツでは、固定業務及び海上移動業務による 115–117. 6kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。また、無線航行業務によるこの周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5. 32 号参照)。

5. 67

付加分配：モンゴル、キルギス及びトルクメニスタンでは、130–148. 5kHz の周波数帯は、二次的基礎で無線航行業務にも分配する。この業務は、これらの国の領域内及び相互の間では、運用上同等の権利を有する。

5. 67A

135. 7–137. 8kHz の周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 1W を超えることなく、無線通信規則第 5. 67 号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信

を生じさせてはならない。

5. 67B

アルジェリア、エジプト、イラン、イラク、リビア、レバノン、シリア、スーダン及びチュニジアにおける 135.7-137.8kHz の周波数帯の使用は、固定業務及び海上移動業務に限られるものとする。上記の国において、アマチュア業務は、135.7-137.8kHz の周波数帯では使用しないこととし、このことは、こうした使用を承認している国において考慮されるべきものとする。

5. 68

代替分配：アンゴラ、ブルンジ、コンゴ共和国、马拉ウイ、コンゴ民主共和国、ルワンダ及び南アフリカ共和国では、160-200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5. 69

附加分配：ソマリアでは、200-255kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 70

代替分配：アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、中央アフリカ、コンゴ共和国、エチオピア、ケニア、レソト、マダガスカル、马拉ウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、コンゴ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、ザンビア及びジンバブエでは、200-283.5kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。

5. 71

代替分配：チュニジアでは、255-283.5kHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。

5. 72

極端じょう乱の影響を受ける北方地方(北緯 60 度以北)に位置するノルウェーの固定業務の局は、283.5-490kHz 及び 510-526.5kHz の周波数帯のうち 4 つの周波数で運用を継続することができる。

5. 73

海上無線航行業務による 285-325kHz(第一地域では 283.5-325kHz) の周波数帯は、無線航行業務の無線標識局に有害な混信を生じさせないことを条件として、狭帯域方式を使用した補足的な航行情報の送信に使用できる。

5. 74

追加分配：第一地域では、285.3-285.7kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標識以外の海上無線航行業務にも分配する。

5.75

業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、モルドバ、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による 315–325kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。

5.76

410kHz の周波数は、海上無線航行業務の無線方向探知に指定する。405–415kHz の周波数帯が分配されたその他の無線航行業務は、406.5–413.5kHz の周波数帯の無線方向探知に有害な混信を生じさせてはならない。

5.77

業務の種類の地域差：オーストラリア、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、インド、イラン、日本、パキスタン、パプアニューギニア及びスリランカでは、415–495kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。これらの主管庁は、435–495kHz の周波数帯の航空無線航行局が、世界的基礎で船舶局のために計画された周波数において、船舶局からの海岸局の受信に対して混信を生じさせないことを明確にするための実行可能なすべての必要な措置を執らなければならない（無線通信規則第 52.39 号参照）。

5.78

業務の種類の地域差：キューバ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、航空無線航行業務による 415–435kHz の周波数の分配は、一次的基礎とする。

5.79

海上移動業務による 415–495kHz 及び 505–526.5kHz（第二地域では 505–510kHz）の周波数帯の使用は、無線電信に限る。

5.79A

490kHz、518kHz 及び 4209.5kHz の周波数のナブテックス用の海岸局を開設するときは、主管庁は、国際海事機構（IMO）の手続に従った運用特性の調整を強く勧告される（決議第 339（WRC-07、改）参照）。

5.80

第二地域では、航空無線航行業務による 435–495kHz の周波数帯の使用は、音声送信を使用しない無指向性ビーコンに限る。

5.81(未使用)

5. 82

海上移動業務において、490kHz の周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への航行警報、気象警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。490kHz の周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。航空無線航行業務による 415–495kHz の周波数帯の使用にあたり、主管庁は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にすることが要請される。

5. 82A

495–505kHz の周波数帯の使用は、無線電信に限る。

5. 82B

495–505kHz の周波数帯の使用を海上移動業務以外の業務に認める主管庁は、当該周波数帯の海上移動業務又は隣接周波数帯が分配されている業務に、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定められている 490kHz 及び 518kHz の周波数の使用に関する条件に特に留意して、有害な混信を生じさせないこととする。

5. 83(未使用)

5. 84

海上移動業務における 518kHz の周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5. 85(未使用)

5. 86

第二地域では、525–535kHz の周波数帯においては、放送局の搬送波電力は、昼間は 1kW、夜間は 250W を超えてはならない。

5. 87

付加分配：アンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド及びジンバブエでは、526.5–535kHz の周波数帯は、二次的基礎で移動業務にも分配する。

5. 87A

付加分配：ウズベキスタンでは、526.5–1606.5kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。この周波数分配は、無線通信規則第 9.21 号に従い関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997 年 10 月 27 日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限る。

5.88

付加分配：中華人民共和国では、526.5–535kHz の周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.89

第二地域では、放送業務の局による 1605–1705kHz の周波数帯の使用は、地域無線通信主管庁会議(1988 年リオデジャネイロ)において作成された計画に従う。

1625–1705kHz の周波数帯における固定及び移動業務の局に対する周波数割当の審査は、地域無線通信主管庁会議(1988 年リオデジャネイロ)において作成された計画に示される分配を考慮する。

5.90

1605–1705kHz の周波数帯において、第二地域で放送局が設置されている場合には、第一地域の海上移動局の業務区域は、地表波伝搬による業務区域に限る。

5.91

付加分配：フィリピン及びスリランカでは、1606.5–1705kHz の周波数帯は、二次的基礎で放送業務にも分配する。

5.92

第一地域の一部の国は、1606.5–1625kHz、1635–1800kHz、1850–2160kHz、2194–2300kHz、2502–2850kHz 及び 3500–3800kHz の周波数帯での無線測位の通信系の運用は、無線通信規則第 9.21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。この局の平均輻射電力は、50W を超えてはならない。

5.93

付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モルドバ、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625–1635kHz、1800–1810kHz 及び 2160–2170kHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5.94(未使用)

5.95(未使用)

5.96

ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、デンマーク、エストニア

ア、ロシア、フィンランド、グルジア、ハンガリー、アイルランド、アイスラエル、カザフスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、モルドバ、ノルウェー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、主管庁は、1715–1800kHz 及び 1850–2000kHz の周波数帯のうち 200kHz までを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帶域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も 10W を超えてはならない。

5. 97

第三地域では、ロラン方式は、1825–1875kHz 又は 1925–1975kHz を占有周波数帯として、1850kHz 又は 1950kHz のいずれかで運用する。1800–2000kHz の周波数帯が分配されたその他の業務は、1850kHz 又は 1950kHz で運用するロラン方式に有害な混信を生じさせないことを条件として、この周波数帯の周波数を使用することができる。

5. 98

代替分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カメリーン、コンゴ共和国、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、グルジア、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、モルドバ、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、トルコ及びウクライナでは、1810–1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。

5. 99

付加分配：サウジアラビア、オーストリア、イラク、リビア、ウズベキスタン、スロバキア、ルーマニア、セルビア、スロベニア、チャド及びトーゴでは、1810–1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

5. 100

第一地域において、領域の全体又は一部が北緯 40 度以北にある国のアマチュア業務による 1810–1830kHz の周波数帯の使用は、アマチュア局と無線通信規則第 5. 98 号及び第 5. 99 号の規定に従って運用する他の業務の局との間の有害な混信を避けるための必要となる措置を決定するために無線通信規則第 5. 98 号及び第 5. 99 号に掲げる国と協議を行った後にのみ許される。

5. 101

代替分配：ブルンジ及びレソトでは、1810–1850kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。

5. 102

代替分配：ボリビア、チリ、メキシコ、パラグアイ、ペルー及びウルグアイでは、1850–2000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務（航空移動を除く。）、無線標定業務及び無線航行業務に分配する。

5. 103

第一地域では、1850–2045kHz、2194–2498kHz、2502–2625kHz 及び 2650–2850kHz の周波数帯において固定業務及び移動業務の局への割当てに当たっては、主管庁は、海上移動業務の特別な要求に留意するものとする。

5. 104

第一地域では、気象援助業務による 2025–2045kHz の周波数帯の使用は、海洋学用のブイの局に限る。

5. 105

グリーンランドを除く第二地域では、2065–2107kHz の周波数帯で無線電話を使用する海岸局及び船舶局は、発射の種別を J3E に限り、また、尖頭包絡線電力は、1kW を超えてはならず、できるだけ 2065. 0kHz、2079. 0kHz、2082. 5kHz、2086. 0kHz、2093. 0kHz、2096. 5kHz、2100. 0kHz 及び 2103. 5kHz の搬送周波数を使用するものとする。アルゼンチン及びウルグアイでは 2068. 5kHz 及び 2075. 5kHz の搬送周波数は、2072–2075. 5kHz の周波数帯で使用されるという無線通信規則第 52. 165 号の規定にかかわらず、この目的のためにも使用される。

5. 106

第二地域及び第三地域では、2065kHz から 2107kHz までの周波数の固定業務の局による使用は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、国境内での通信に限られ、かつ、平均電力が 50W を超えない固定業務の局に使用することができる。これらの周波数を通告する際には、これらの規定について無線通信局の注意を喚起するものとする。

5. 107

付加分配：サウジアラビア、エリトリア、エチオピア、イラク、レソト、リビア、ソマリア及びスワジランドでは、2160–2170kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。これらの業務の局の平均電力は、50W を超えてはならない。

5. 108

2182kHz の搬送周波数は、無線電話のための国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。2173. 5–2190. 5kHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5. 109

2187. 5kHz、4207. 5kHz、6312kHz、8414. 5kHz、12577kHz 及び 16804. 5kHz の周波数は、デジタ

ル選択呼出しのための国際遭難周波数とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条に定める。

5. 110

2174.5kHz、4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz 及び 16695kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信のための国際遭難周波数とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条に定める。

5. 111

2182kHz、3023kHz、5680kHz 及び 8364kHz の搬送周波数並びに 121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz 及び 243MHz の周波数は、地上無線通信業務に対する現行の手続に従い、有人の宇宙飛行体に関する搜索救助作業のためにも使用することができる。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条に定める。10003kHz、14993kHz 及び 19993kHz の周波数も同様とする。もっとも、これらの周波数を使用する場合には、発射は ±3kHz の周波数帯内に制限しなければならない。

5. 112

代替分配：デンマーク、マルタ、セルビア及びスリランカでは、2194-2300kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。

5. 113

放送業務による 2300-2495kHz（第一地域では 2300-2498kHz）、3200-3400kHz、4750-4995kHz 及び 5005-5060kHz の周波数帯の使用条件については、無線通信規則第5.16号から第5.20号まで、第5.21号及び第23.3号から第23.10号までを参照すること。

5. 114

代替分配：デンマーク、イラク、マルタ及びセルビアでは、2502-2625kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。

5. 115

3023kHz 及び 5680kHz の搬送周波数は、それぞれ無線通信規則第31条の規定に従い、共同の搜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

5. 116

主管庁は、小電力の無線補聴器に対して世界的に共通のチャネルを設けるため、3155-3195kHz の周波数帯の使用を許可することを要請される。主管庁は、地域的な需要を満たすため、3155-3400kHz の周波数帯において、この種の機器に対して追加のチャネルを割り当てることができる。

3000-4000kHz の範囲内の周波数が、誘導磁界内において短距離で運用するように設計されている無線補聴器に適していることに留意するものとする。

5. 117

代替分配：コートジボワール、デンマーク、エジプト、リベリア、マルタ、セルビア、スリランカ及びトーゴでは、3155–3200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。

5. 118

附加分配：アメリカ合衆国、メキシコ、ペルー及びウルグアイでは、3230–3400kHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 119

附加分配：ホンジュラス、メキシコ及びペルーでは、3500–3750kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 120(未使用)

5. 121(未使用)

5. 122

代替分配：ボリビア、チリ、エクアドル、パラグアイ、ペルー及びウルグアイでは、3750–4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。

5. 123

附加分配：ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア及びジンバブエでは、3900–3950kHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務に分配する。

5. 124(未使用)

5. 125

附加分配：グリーンランドでは、3950–4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯で運用する放送局の電力は、国内業務に必要な限度を超えてはならず、かつ、いかなる場合にも 5kW を超えてはならない。

5. 126

第三地域では、3995–4005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5. 127

海上移動業務による 4000–4063kHz の周波数帯の使用は、無線電話を使用する船舶局に限る(無線通信規則第 52. 220 号及び付録第 17 号参照)。

5. 128

4063–4123kHz 及び 4130–4438kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局であって、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。さらに、アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中央アフリカ、中華人民共和国、ロシア、グルジア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、キルギス、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、平均電力が 1kW を超えない固定業務の局であって、海岸から少なくとも 600km 離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063–4123kHz、4130–4133kHz 及び 4408–4438kHz の周波数帯で運用することができる。

5. 129(未使用)

5. 130

4125kHz 及び 6215kHz の搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5. 131

4209. 5kHz の周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷技術による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。

5. 132

4210kHz、6314kHz、8416. 5kHz、12579kHz、16806. 5kHz、19680. 5kHz、22376kHz 及び 26100. 5kHz の周波数は、海上安全情報(MSI)の送信のための国際周波数とする(無線通信規則付録第 17 号参照)。

5. 133

業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5130–5250kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎で移動業務（航空移動を除く。）に分配する（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 134

5900–5950kHz、7300–7350kHz、9400–9500kHz、11600–11650kHz、12050–12100kHz、13570–13600kHz、13800–13870kHz、15600–15800kHz、17480–17550kHz 及び 18900–19020kHz の周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第 12 条の手続が適用される。主管庁は、決議第 517 (WRC-07、改)

の規定に従い、これらの周波数帯をデジタル変調方式の導入推進のために使用することが要請される。

5. 135(未使用)

5. 136

付加分配：5900–5950kHz の周波数帯は、無線局の所在する国の領域内でのみ通信を行う場合には、次の業務に使用することができる。

固定業務（全三地域）

陸上移動業務（第一地域）

航空移動（R）を除く移動業務（第二地域及び第三地域）

ただし、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 137

6200–6213.5kHz 及び 6220.5–6525kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。これらの周波数の通告に際しては、無線通信局は、この条件に注意喚起する。

5. 138

6765–6795kHz（中心周波数 6780kHz）、無線通信規則第 5.280 号に定める国を除く第一地域の 433.05–434.79MHz（中心周波数 433.92MHz）、61–61.5GHz（中心周波数 61.25GHz）、122–123GHz（中心周波数 122.5GHz）及び 244–246GHz（中心周波数 245GHz）の周波数帯は、産業科学医療用（ISM）に分配する。ISM のためのこの周波数帯の使用は、当該主管庁が、影響を受けるおそれがある無線通信業務を有する主管庁の同意を得て、それに特別の承認を与えることを条件とする。主管庁は、この規定を適用するに当たっては、ITU-R の最新の関連する勧告を十分尊重しなければならない。

5. 138A

6765–7000kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。同日後、この周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動（R）を除く移動業務に分配する。

5. 139

業務の種類の地域差：2009 年 3 月 29 日までは、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、陸上移動業務に対する 6765–7000kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 140

付加分配：アンゴラ、イラク、ケニア、ルワンダ、ソマリア及びトーゴでは、7000–7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 141

代替分配：エジプト、エリトリア、エチオピア、ギニア、リビア及びマダガスカルでは、7000–7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5. 141A

付加分配：ウズベキスタン及びキルギスでは、7000–7100kHz 及び 7100–7200kHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 141B

付加分配：2009 年 3 月 29 日後に、アルジェリア、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、中華人民共和国、コモロ、大韓民国、ディエゴ・ガルシア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、ニュージーランド、オマーン、パプアニューギニア、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、チュニジア、ベトナム及びイエメンでは、7100–7200 kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。

5. 141C

第一地域及び第三地域では、7100–7200kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、一次的基礎で放送業務に分配する。

5. 142

2009 年 3 月 29 日までは、第二地域でのアマチュア業務による 7100–7300 kHz の周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域で使用する放送業務に制限を課してはならない。同日後、第二地域でのアマチュア業務による 7200–7300kHz の周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域で使用する放送業務に制限を課してはならない。

5. 143

付加分配：7300–7350kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 143A

第三地域では、7350–7450kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。同日後、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、この周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 143B

第一地域では、7350–7450kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。同日後、7350–7450kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、総合輻射電力が 24dBW を超えない固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。

5. 143C

付加分配：2009 年 3 月 29 日後に、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、イラン、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、スー丹、チュニジア及びイエメンでは、7350–7400kHz 及び 7400–7450kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 143D

第二地域では、7350–7400kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。2009 年 3 月 29 日後に、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局のうち、その所在する国の領域内でのみ通信を行うもので、使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 143E

2009 年 3 月 29 日までは、7450–8100kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。

5. 144

第三地域では、7995–8005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5. 145

8291kHz、12290kHz 及び 16420kHz の搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5. 146

付加分配：9400–9500kHz、11600–11650kHz、12050–12100kHz、15600–15800kHz、17480–17550kHz 及び 18900–19020kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、固定業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従つて発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 147

9775–9900kHz、11650–11700kHz 及び 11975–12050kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、総合輻射電力が $\frac{1}{2}$ dBW を超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。

5. 148(未使用)

5. 149

主管庁は、13360–13410kHz、25550–25670kHz、37. 5–38. 25MHz、73–74. 6MHz（第一地域及び第三地域）、150. 05–153MHz（第一地域）、322–328. 6MHz、406. 1–410MHz、608–614MHz（第一地域及び第三地域）、1330–1400MHz、1610. 6–1613. 8MHz、1660–1670MHz、1718. 8–1722. 2MHz、2655–2690MHz、3260–3267MHz、3332–3339MHz、3345. 8–3352. 5MHz、4825–4835MHz、4950–4990MHz、4990–5000MHz、6650–6675. 2MHz、10. 6–10. 68GHz、14. 47–14. 5GHz、22. 01–22. 21GHz、22. 21–22. 5GHz、22. 81–22. 86GHz、23. 07–23. 12GHz、31. 2–31. 3GHz、31. 5–31. 8GHz（第一地域及び第三地域）、36. 43–36. 5GHz、42. 5–43. 5GHz、48. 94–49. 04GHz、76–86GHz、92–94GHz、94. 1–100GHz、102–109. 5GHz、111. 8–114. 25GHz、128. 33–128. 59GHz、129. 23–129. 49GHz、130–134GHz、136–148. 5GHz、151. 5–158. 5GHz、168. 59–168. 93GHz、171. 11–171. 45GHz、172. 31–172. 65GHz、173. 52–173. 85GHz、195. 75–196. 15GHz、209–226GHz、241–250GHz 及び 252–275GHz の周波数帯が分配されている他の業務の局に対する周波数割当てを行うに当たっては、電波天文業務を有害な混信から保護するため、実行可能なすべての措置を執ることを要請される。宇宙局又は航空機上の局からの発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る（無線通信規則第4. 5号、第4. 6号及び第29条参照）。

5. 150

13553–13567kHz（中心周波数 13560kHz）、26957–27283kHz（中心周波数 27120kHz）、40. 66–40. 70MHz（中心周波数 40. 68MHz）、第二地域における 902–928MHz（中心周波数 915MHz）、2400–2500MHz（中心周波数 2450MHz）、5725–5875MHz（中心周波数 5800MHz）及び 24–24. 25GHz（中心周波数 24. 125GHz）の周波数帯は、産業科学医療用（ISM）の使用に指定する。この周波数帯で運用する無線通信業務は、これらの使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。この周波数帯での ISM 装置の運用は、無線通信規則第 15. 13 号の規定に従うこととする。

5. 151

付加分配：13570–13600kHz 及び 13800–13870kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び航空移動（R）を除く移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 152

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、中華人民共和国、コートジボワール、ロシア、グルジア、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250–14350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBW を超える^が輻射電力を使用してはならない。

5. 153

第三地域では、15995–16005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5. 154

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、グルジア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、18068–18168kHz の周波数帯は、1kW を超えない尖頭包絡線電力による国境内での使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 155

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850–21870kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動（R）業務にも分配する。

5. 155A

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850–21870kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の航行の安全に関する業務に限る。

5. 155B

21870–21924kHz の周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用される。

5. 156

付加分配：ナイジェリアでは、22720–23200kHz の周波数帯は、一次的基礎で気象援助業務（ラ

ジオゾンデ)にも分配する。

5. 156A

23200–23350kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

5. 157

海上移動業務による 23350–24000kHz の周波数帯の使用は、船舶間無線電信に限る。

5. 158(未使用)

5. 159(未使用)

5. 160

付加分配：ボツワナ、ブルンジ、レソト、マラウイ、コンゴ民主共和国、ルワンダ及びスワジランドでは、41–44MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 161

付加分配：イラン及び日本では、41–44MHz の周波数は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 162

付加分配：オーストラリア及びニュージーランドでは、44–47MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 162A

付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中華人民共和国、バチカン、デンマーク、スペイン、エストニア、ロシア、フィンランド、フランス、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、チェコ、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン及びスイスでは、46–68MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この分配は、決議第 217 (WRC-97) に従って、ウィンドプロファイラーダーの運用に限る。

5. 163

付加分配：アルメニア、ベラルーシ、ロシア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、チェコ、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、47–48.5MHz 及び 56.5–58MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 164

付加分配：アルバニア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、コートジボワール、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、リビア、ヨルダン、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オランダ、ポーランド、シリア、ルーマニア、英國、セルビア、スロベニア、スウェーデン、スイス、スワジ蘭、チャド、トーゴ、チュニジア及びトルコでは、47-68MHz の周波数帯、南アフリカ共和国では 47-50MHz の周波数帯、チェコでは 66-68MHz の周波数帯、ラトビア及びリトアニアでは 48.5-56.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国の現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送局からの保護を要求してはならない。

5. 165

付加分配：アンゴラ、カメルーン、コンゴ共和国、マダガスカル、モザンビーク、ソマリア、スーダン、タンザニア及びチャドでは、47-68MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

5. 166

代替分配：ニュージーランドでは、50-51MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配し、53-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 167

代替分配：バングラデシュ、ブルネイ、インド、イラン、パキスタン、シンガポール及びタイでは、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。

5. 167A

付加分配：インドネシアでは、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務にも分配する。

5. 168

付加分配：オーストラリア、中華人民共和国及び朝鮮民主主義人民共和国では、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 169

付加分配：ボツワナ、ブルンジ、レソト、马拉ウイ、ナミビア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、スワジ蘭、ザンビア及びジンバブエでは、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 170

付加分配：ニュージーランドでは、51–53MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 171

付加分配：ボツワナ、ブルンジ、レソト、马拉ウイ、マリ、ナミビア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、スワジランド及びジンバブエでは、54–68MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

5. 172

業務の種類の地域差：第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ及びメキシコでは、固定業務及び移動業務による 54–68MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 173

業務の種類の地域差：第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ及びメキシコでは、固定業務及び移動業務による 68–72MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 174(未使用)

5. 175

代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68–73MHz 及び 76–87.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。ラトビア及びリトアニアでは、68–73MHz 及び 76–87.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務及び航空移動（R）を除く移動業務に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配されている業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。

5. 176

付加分配：オーストラリア、中華人民共和国、大韓民国、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国及びサモアでは、68–74MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 177

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73–74MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 178

付加分配：コロンビア、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス及びニカラグアでは、73-74. 6MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 179

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、グルジア、カザフスタン、リトアニア、モンゴル、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、74. 6-74. 8MHz 及び 75. 2-75. 4MHz の周波数帯は、地上に設置した送信機のためにのみ、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 180

75MHz の周波数は、マーカ・ビーコンに割り当てる。主管庁は、電力は地理的位置によりマーカ・ビーコンに有害な混信を生じさせてはならない。また、制約を与えるおそれがある他の業務の局に対して保護周波数帯の境界に近い周波数を割り当てるなどを差し控えなければならない。

航空機上の受信機の特性を向上させ、74. 8MHz 及び 75. 2MHz の境界に近い送信局の電力を制限するため、あらゆる努力を行うものとする。

5. 181

付加分配：エジプト、イスラエル及びシリアでは、74. 8-75. 2MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従った手続の適用により識別されるおそれのあるすべての主管庁による航空無線航行業務での使用の要望がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 182

付加分配：サモアでは、75. 4-87MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 183

付加分配：中華人民共和国、大韓民国、日本、フィリピン及び朝鮮民主主義人民共和国では、76-87MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 184(未使用)

5. 185

業務の種類の地域差：アメリカ合衆国、第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びパラグアイでは、固定業務及び移動業務による 76-88MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 186(未使用)

5. 187

代替分配：アルバニアでは、81-87.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配し、特別地域会議(1960 年、ジュネーヴ)の最終文書に従って使用する。

5. 188

附加分配：オーストラリアでは、85-87MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。オーストラリアにおける放送業務の導入にあたり、関係主管庁の特別協定に従うことを条件とする。

5. 189(未使用)

5. 190

附加分配：モナコでは、87.5-88MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5. 191(未使用)

5. 192

附加分配：中華人民共和国及び大韓民国では、100-108MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 193(未使用)

5. 194

附加分配：アゼルバイジャン、キルギス、ソマリア及びトルクメニスタンでは、104-108MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空移動 (R) を除く移動業務にも分配する。

5. 195(未使用)

5. 196(未使用)

5. 197

附加分配：パキスタン及びシリアでは、108-111.975MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9.21 号に基づく手続により識別されるおそれのあるいかなる主管庁によっても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 197A

108–117.975MHz の周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次的基礎で航空移動業務(R)にも分配される。この使用は、決議第 413 (WRC-07、改) の規定に従わなければならない。なお、108–112MHz の周波数帯の航空移動 (R) 業務による使用は、国際航空標準に従い、航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機と関連の受信機で構成されるシステムに限る。

5. 198(未使用)

5. 199(未使用)

5. 200

117.975–137MHz の周波数帯においては、121.5MHz の周波数は航空非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHz の周波数は 121.5MHz の補助の航空用周波数とする。海上移動業務の移動局は、無線通信規則第 31 条に定める条件に従い、遭難及び安全の目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。

5. 201

付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ウズベキスタン、パプアニューギニア、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、132–136MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

5. 202

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、ヨルダン、ラトビア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、136–137MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

5. 203(未使用)

5. 203A(未使用)

5. 203B(未使用)

5. 204

業務の種類の地域差: アフガニスタン、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、中華人民共和国、キューバ、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、クウェート、モンテネグロ、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、セルビア、シンガポール、タイ及びイエメンでは、137–138MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 205

業務の種類の地域差: イスラエル及びヨルダンでは、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）による 137–138MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 206

業務の種類の地域差: アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フランス、グルジア、ギリシャ、カザフスタン、レバノン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、航空移動(OR)業務による 137–138MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 207

附加分配: オーストラリアでは、137–144MHz の周波数帯は、放送業務が地域的な分配での運用が可能となるまで、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 208

移動衛星業務による 137–138MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。

5. 208A

137–138MHz、387–390MHz 及び 400.15–401MHz の周波数帯において移動衛星業務の宇宙局に割当てを行うに際しては、主管庁は、150.05–153MHz、322–328.6MHz、406.1–410MHz 及び 608–614MHz の周波数帯で運用される電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために実行可能なすべての措置を執る。電波天文業務に対して有害とみなされるしきい値は、関連する ITU-R 勧告に示されている。

5. 208B

137–138MHz、387–390MHz、400.15–401MHz、1452–1492MHz、1525–1610MHz、1613.8–1626.5MHz、2655–2670MHz、2670–2690MHz 及び 21.4–22GHz の周波数帯は、決議第 739 (WRC-07、改) の規定を適用する。

5. 209

移動衛星業務による 137-138MHz、148-150.05MHz、399.9-400.05MHz、400.15-401MHz、454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯の使用は、非静止衛星系に限る。

5. 210

附加分配：イタリア、チェコ及び英国では、138-143.6MHz 及び 143.65-144MHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務（宇宙から地球）にも分配する。

5. 211

附加分配：ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、カタール、英國、セルビア、スロベニア、ソマリア、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア及びトルコでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 212

代替分配：アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、リビア、ヨルダン、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、オマーン、ウガンダ、シリア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、シェラレオネ、南アフリカ共和国、スワジランド、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 213

附加分配：中華人民共和国では、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 214

附加分配：エリトリア、エチオピア、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、セルビア、ソマリア、スーダン及びタンザニアでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 215(未使用)

5. 216

附加分配：中華人民共和国では、144-146MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。

5. 217

付加分配：アフガニスタン、バングラデシュ、キューバ、ガイアナ及びインドでは、146–148MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 218

付加分配：148–149.9MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。個々の発射の周波数の幅は、±25kHz を超えてはならない。

5. 219

移動衛星業務による 148–149.9MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。移動衛星業務は、148–149.9MHz の周波数帯の固定、移動及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。

5. 220

移動衛星業務による 149.9–150.05MHz 及び 399.9–400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。移動衛星業務は、149.9–150.05MHz 及び 399.9–400.05MHz の周波数帯の無線航行衛星業務の発達と使用を妨げてはならない。

5. 221

148–149.9MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

アルバニア、アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、中華人民共和国、キプロス、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、スペイン、エストニア、エチオピア、ロシア、フィンランド、フランス、ガボン、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、リビア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レソト、ラトビア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、ニュージーランド、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、ルーマニア、英國、セネガル、セルビア、シェラレオネ、シンガポール、スロベニア、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジ蘭、タンザニア、チャド、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ベトナム、イエメン、ザンビア及びジンバブエ

5. 222

無線航行衛星業務による 149. 9–150. 05MHz 及び 399. 9–400. 05MHz の周波数帯は、宇宙研究業務の受信地球局も使用することができる。

5. 223

固定業務及び移動業務による 149. 9–150. 05MHz の周波数帯の使用は、無線航行衛星業務に有害な混信を生じさせるおそれがあるため、主管庁は、無線通信規則第 4. 4 号を適用するような使用を認めないよう要請される。

5. 224(未使用)

5. 224A

移動衛星業務(地球から宇宙)による 149. 9–150. 05MHz 及び 399. 9–400. 05MHz の周波数帯の使用は、2015 年 1 月 1 日までは陸上移動衛星業務(地球から宇宙)に限る。

5. 224B

無線航行衛星業務に対する 149. 9–150. 05MHz 及び 399. 9–400. 05MHz の周波数帯の分配は、2015 年 1 月 1 日まで効力を有する。

5. 225

付加分配：オーストラリア及びインドでは、150. 05–153MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 226

156. 525MHz の周波数は、デジタル選択呼出 (DSC) を利用した海上移動業務のVHF無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び

156. 4875–156. 5625MHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第31条、第52条及び付録第18号に定める。

156. 8MHz の周波数は、海上移動業務のVHF無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び156. 7625–156. 8375MHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第31条及び付録第18号に定める。

156–156. 4875MHz、156. 5625–156. 7625MHz、156. 8375–157. 45MHz、160. 6–160. 975MHz 及び 161. 475–162. 05MHz の周波数帯においては、海上移動業務の局に割り当てた周波数に限り、各主管庁は、この業務に優先権を与えなければならない（無線通信規則第31条、第52条及び付録第18号参照）。

海上移動業務のVHF無線電話に有害な混信を生じさせるおそれがある地区では、これらの周波数帯が分配されている他の業務の局によるこれらの周波数帯内のいかなる周波数の使用も避けるものとする。ただし、156. 8MHz 及び156. 525MHz の周波数並びに海上移動業務に優先権が与えられて

いる周波数帯は、関係主管庁及び影響を受ける主管庁の同意を得ることを条件とし、かつ、現在の周波数使用方法及び現存する合意に留意して、内陸水路の無線通信に使用することができる。

5. 227

付加分配：156.4875–156.5125MHz 及び 156.5375–156.5625MHz の周波数帯は、固定業務及び陸上移動業務にも一次的基礎で分配される。固定業務及び陸上移動業務によるこれらの周波数帯の使用は、海上移動業務の VHF 無線電話に有害な混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。

5. 227A

付加分配：161.9625–161.9875MHz 及び 162.0125–162.0375MHz の周波数帯は、海上移動業務で運用されている局からの自動識別システム(AIS)の発信を受信するために、二次的基礎で移動衛星業務（地球から宇宙）にも分配する（無線通信規則付録第 18 号参照）。

5. 228(未使用)

5. 229

付加分配：モロッコでは、162–174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。この周波数帯の使用は、分配表に従って運用中又は使用を計画中の業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。1981 年 1 月 1 日に現存する局は、その時点における技術特性を維持する限り、そのような同意による影響を受けない。

5. 230

付加分配：中華人民共和国では、163–167MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務（宇宙から地球）にも分配する。

5. 231

付加分配：アフガニスタン、中華人民共和国及びパキスタンでは、167–174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯における放送業務の導入は、影響を受けるおそれがある業務を有する第三地域の隣接国の同意を得ることを条件とする。

5. 232

付加分配：日本では、170–174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 233

付加分配：中華人民共和国では、174–184MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務（宇宙から地球）及び宇宙運用業務（宇宙から地球）にも分配する。これらの業務は、現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 234

業務の種類の地域差：メキシコでは、固定業務及び移動業務に対する 174–216MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 235

附加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、マルタ、モナコ、ノルウェー、オランダ、英國、スウェーデン及びスイスでは、174–223MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。陸上移動業務の局は、この脚注に掲げられていない国の現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 236(未使用)

5. 237

附加分配：コンゴ共和国、エリトリア、エチオピア、ザンビア、ギニア、リビア、マラウイ、マリ、シェラレオネ、ソマリア及びチャドでは、174–223MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 238

附加分配：バングラデシュ、インド、パキスタン及びフィリピンでは、200–216MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 239(未使用)

5. 240

附加分配：中華人民共和国及びインドでは、216–223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 241

第二地域では、216–225MHz の周波数帯は、新たな無線標定業務の局は使用できない。1990 年 1 月 1 日前に使用が許可された局は、二次的基礎で運用を継続することができる。

5. 242

附加分配：カナダでは、216–220MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5. 243

附加分配：ソマリアでは、216–225MHz の周波数帯は、他国の現存又は計画された放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 244(未使用)

5. 245

付加分配：日本では、222–223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 246

代替分配：スペイン、フランス、イスラエル及びモナコでは、223–230MHz の周波数帯は、一次的基礎(無線通信規則第 5. 33 号参照)で放送業務及び陸上移動業務に分配する。なお、分配表を作成の際は、放送業務が周波数の優先選択権を持つこととする。また、二次的基礎で固定業務及び陸上移動を除く移動業務に分配する。なお、陸上移動業務の局はモロッコ及びアルジェリアの現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 247

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、アラブ首長国連邦、ヨルダン、オマーン、カタール及びシリアでは、223–235MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 248(未使用)

5. 249(未使用)

5. 250

付加分配：中華人民共和国では、225–235MHz の周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 251

付加分配：ナイジェリアでは、230–235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に定める同意を得ることを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 252

代替分配：ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア及びジンバブエでは、230–238MHz 及び 246–254MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務に分配する。

5. 253(未使用)

5. 254

235–322MHz 及び 335.4–399.9MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ること及び無線通信規則第 5.256A 号に掲げる付加分配を除く分配表に従って運用し、又は運用する計画のある他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件として、移動衛星業務に使用することができる。

5. 255

移動衛星業務の 312–315MHz(地球から宇宙)及び 387–390MHz(宇宙から地球)の周波数帯は、非静止衛星系にも使用することができる。これらの使用は、無線通信規則第 9.11A 号に基づく調整を条件とする。

5. 256

243MHz の周波数は、救命浮機局及び救命のための装置が使用する周波数とする。

5. 256A

付加分配：中華人民共和国、ロシア、カザフスタン及びウクライナでは、258–261MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、この周波数帯の移動業務及び移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせ、それらの局からの保護を要求し、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。また、宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、他国における固定業務の局の将来の発達を妨げてはならない。

5. 257

267–272MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、主管庁は、その国内における宇宙遠隔測定のため、一次的基礎で使用することができる。

5. 258

航空無線航行業務による 328.6–335.4MHz の周波数帯の使用は、ILS(グライドパス用)に限る。

5. 259

付加分配：エジプト、イスラエル及びシリアでは、328.6–335.4MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9.21 号に基づく手続により識別されるおそれのあるいかなる主管庁においても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 260

固定業務及び移動業務による 399.9–400.05MHz の周波数帯の使用は、無線航行衛星業務に有害な混信を与え得ることを考慮し、主管庁は、無線通信規則第 4.4 号を適用するような使用を認め

ないよう要請される。

5. 261

標準周波数 400. 1MHz の±25kHz の周波数の幅での発射に制限しなければならない。

5. 262

附加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボツワナ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、ロシア、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リベリア、マレーシア、モルドバ、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、ルーマニア、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、400. 05–401MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 263

400. 15–401MHz の周波数帯は、宇宙空間における有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙研究業務にも分配される。この使用において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなされない。

5. 264

移動衛星業務による 400. 15–401MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。無線通信規則付録第 5 号第 1 附属書に示される電力束密度制限は世界無線通信会議で改正されるときまで適用される。

5. 265(未使用)

5. 266

移動衛星業務による 406–406. 1MHz の周波数帯の使用は、小電力の衛星非常用位置指示無線標識に限る（無線通信規則第 31 条参照）。

5. 267

406–406. 1MHz の周波数帯では、承認された使用に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。

5. 268

宇宙研究業務による 410–420MHz の周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による 5km の範囲内の通信に限る。船外活動からの発射により生ずる地表面での電力束密度は、電波の到來角を δ 、参照帶域幅を 4kHz とした場合に、 $0^\circ \leq \delta \leq 5^\circ$ に対しては $-153\text{dB}(\text{W/m}^2)$ 、 $5^\circ \leq \delta \leq 70^\circ$ に対しては $-153+0.077(\delta-5)\text{dB}(\text{W/m}^2)$ 、 $70^\circ \leq \delta \leq 90^\circ$ に対しては $-148\text{dB}(\text{W/m}^2)$ を超えてはならない。無線通信規則第 4. 10 号は、船外活動には適用しない。この周波数帯においては、宇宙研究

業務(宇宙から宇宙)は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、また、それらの局の使用と発達を妨げてはならない。

5. 269

業務の種類の地域差：オーストラリア、アメリカ合衆国、インド、日本及び英国では、無線標準業務に対する 420-430MHz 及び 440-450MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 270

付加分配：オーストラリア、アメリカ合衆国、ジャマイカ及びフィリピンでは、420-430MHz 及び 440-450MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 271

付加分配：ベラルーシ、中華人民共和国、インド、キルギス及びトルクメニスタンでは、420-460MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務（電波高度計）にも分配する。

5. 272

業務の種類の地域差：フランスでは、アマチュア業務に対する 430-434MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5. 32 号参照)。

5. 273

業務の種類の地域差：リビアでは、無線標準業務に対する 430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5. 32 号参照)。

5. 274

代替分配：デンマーク、ノルウェー及びスウェーデンでは、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。

5. 275

付加分配：クロアチア、エストニア、フィンランド、リビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、セルビア及びスロベニアでは、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

5. 276

付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、エリトリア、エチオピア、ギリシャ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、リビア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、マレーシア、マルタ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポー

ル、ソマリア、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ及びイエメンでは、430-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも、430-435MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

5. 277

付附加配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カムルーン、コンゴ共和国、ジブチ、ロシア、グルジア、ハンガリー、イスラエル、カザフスタン、マリ、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、ルーマニア、ルワンダ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、430-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 278

業務の種類の地域差：アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ガイアナ、ホンジュラス、パナマ及びベネズエラでは、アマチュア業務に対する 430-440MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 279

付附加配：メキシコでは、430-435MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5. 279A

地球探査衛星業務（能動）のセンサーによるこの周波数帯の使用は、ITU-R勧告SA. 1260-1に従うものとする。さらに、432-438MHz の周波数帯における地球探査衛星業務（能動）は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

この脚注の規定は、地球探査衛星業務（能動）が無線通信規則第 5. 29 号及び第 5. 30 号の規定に従った二次的基礎として運用することを何ら損なうものではない。

5. 280

ドイツ、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、モンテネグロ、ポルトガル、セルビア、スロベニア及びスイスでは、433. 05-434. 79MHz の周波数帯（中心周波数 433. 92MHz）は、産業科学医療（ISM）の使用に指定する。この周波数帯で運用するこれらの国の無線通信業務は、この使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。この周波数帯における ISM 装置の運用は、無線通信規則第 15. 13 号の規定に従うことを要する。

5. 281

代替分配：第二地域のフランス海外県及びインドでは、433. 75-434. 25MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙運用業務（地球から宇宙）にも分配する。フランス及びブラジルでは、その周波数帯は二次的基礎で宇宙運用業務（地球から宇宙）に分配する。

5. 282

435–438MHz、1260–1270MHz、2400–2450MHz、3400–3410MHz(第二地域及び第三地域に限る。)及び5650–5670MHzの周波数帯においては、アマチュア衛星業務は、分配表(無線通信規則第5.43号参照)に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、使用することができる。この使用を許可する主管庁は、アマチュア衛星業務の局の発射によって生ずるいかなる有害な混信も無線通信規則第25.11号の規定に従って直ちに除去することを確保する。アマチュア衛星業務による1260–1270MHz及び5650–5670MHzの周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。

5. 283

付加分配：オーストリアでは、438–440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 284

付加分配：カナダでは、440–450MHzの周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 285

業務の種類の地域差：カナダでは、無線標準業務に対する440–450MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 286

449.75–450.25MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)に使用することができる。

5. 286A

移動衛星業務による454–456MHz及び459–460MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従った調整を条件とする。

5. 286AA

450–470MHzの周波数帯は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される(決議第224(WRC-07、改)参照)。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 286B

無線通信規則第5.286号に掲げる国では454–455MHz、第二地域では455–456MHz及び459–460MHz並びに無線通信規則第5.286E号に掲げる国では454–456MHz及び459–460MHzの周波数帯の移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じ

させてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 286C

無線通信規則第 5. 286D 号に掲げる国では 454–455MHz、第二地域では 455–456MHz 及び 459–460MHz 並びに無線通信規則第 5. 286E 号に掲げる国では 454–456MHz 及び 459–460MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務及び移動業務の局の使用と発達を妨げてはならない。

5. 286D

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びパナマでは、454–455MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務（地球から宇宙）にも分配する。

5. 286E

付加分配：カーボヴェルデ、ネパール及びナイジェリアでは、454–456MHz 及び 459–460MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務（地球から宇宙）にも分配する。

5. 287

海上移動業務による 457. 525MHz、457. 550MHz、457. 575MHz、467. 525MHz、467. 550MHz 及び 467. 575MHz の周波数は、船上通信局で使用できる。必要がある場合は、457. 5375MHz、457. 5625MHz、467. 5375MHz 及び 467. 5625MHz の追加周波数も使用する 12. 5kHz のチャネル間隔で設計されている装置を、船上通信に導入できる。領水内におけるこれらの周波数の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とすることができる。使用装置の特性は、ITU-R 勧告 M. 1174-2 の規定に適合しなければならない。

5. 288

アメリカ合衆国及びフィリピンの領水内では、船上通信局で使用することが望ましい周波数は、457. 525MHz、457. 550MHz、457. 575MHz 及び 457. 600MHz とし、これらの周波数は、それぞれ、467. 750 MHz、467. 775 MHz、467. 800 MHz 及び 467. 825 MHz と対に組み合わされる。使用装置の特性は、ITU-R 勧告 M. 1174-1 の規定に適合しなければならない。

5. 289

460–470MHz 及び 1690–1710MHz の周波数帯においては、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務は、宇宙から地球への伝送のため、分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。

5. 290

業務の種類の地域差：アフガニスタン、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、日本、モンゴル、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、気象衛星業務（宇宙から地球）に対する 460–470MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則

第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 291

付加分配：中華人民共和国では、470–485MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ること及び現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務（宇宙から地球）及び宇宙運用業務（宇宙から地球）にも分配する。

5. 291A

付加分配：ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、オランダ、チェコ及びスイスでは、470–494MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、決議第 217(WRC-97) に従ってウインドプロファイラーダーの運用に限る。

5. 292

業務の種類の地域差：メキシコでは、固定業務及び移動業務並びにアルゼンチン、ウルグアイ及びベネズエラでは、移動業務に対する 470–512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 293

業務の種類の地域差：カナダ、チリ、コロンビア、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、パナマ及びペルーでは、固定業務に対する 470–512MHz 及び 614–806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。これらの国では、移動業務に対する 470–512MHz 及び 614–698MHz の周波数帯の分配は、第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する 470–512MHz の周波数帯の分配は、第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 294

付加分配：サウジアラビア、ブルンジ、カムルーン、コートジボワール、エジプト、エチオピア、イスラエル、リビア、ケニア、マラウイ、シリア、スーダン、チャド及びイエメンでは、470–582MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 295(未使用)

5. 296

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、ベルギー、コートジボワール、デンマー

ク、エジプト、スペイン、フィンランド、フランス、アイルランド、イスラエル、イタリア、リビア、ヨルダン、リトアニア、マルタ、モロッコ、モナコ、ノルウェー、オマーン、オランダ、ポルトガル、シリア、英国、スウェーデン、スイス、スワジラント及びチュニジアでは、470-790MHz の周波数帯は、放送に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。これらの国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の、又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 297

付加分配：カナダ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ及びメキシコでは、512-608MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 298

付加分配：インドでは、549. 75-550. 25MHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 299(未使用)

5. 300

付加分配：サウジアラビア、エジプト、イスラエル、リビア、ヨルダン、オマーン、シリア及びスーザンでは、582-790MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

5. 301(未使用)

5. 302

付加分配：英国では、590-598MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。航空無線航行業務の局に対するすべての新たな割当では、隣接周波数帯から移行したものを含め、ドイツ、ベルギー、デンマーク、スペイン、フランス、アイルランド、ルクセンブルグ、モロッコ、ノルウェー及びオランダの各国の主管庁と調整を行うことを条件とする。

5. 303(未使用)

5. 304

付加分配：アフリカ放送地区(無線通信規則第 5. 10 号から第 5. 13 号まで参照)では、606-614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 305

付加分配：中華人民共和国では、606–614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 306

付加分配：アフリカ放送地区(無線通信規則第 5.10 号から第 5.13 号まで参照)を除く第一地域及び第三地域では、608–614MHz の周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 307

付加分配：インドでは、608–614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 308(未使用)

5. 309

業務の種類の地域差：コスタリカ、エルサルバドル及びホンジュラスでは、固定業務による 614–806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 310(未使用)

5. 311(未使用)

5. 311A

620–790MHz の周波数帯については、決議第 549(WRC-07)を参照。

5. 312

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、ロシア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、645–862MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 313(未使用)

5. 313A

バングラデシュ、中華人民共和国、大韓民国、インド、日本、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン及びシンガポールでは、698–790MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとしている主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。なお、中華人民共和国では、2015 年までは、この周波数帯での IMT による使

用を開始しない。

5. 313B

業務の種類の地域差：ブラジルでは、698–806MHz の周波数帯の移動業務への分配は、二次的基礎とする（無線通信規則第 5. 32 号参照）。

5. 314

附加分配：オーストリア、イタリア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、英國及びスワジランドでは、790–862MHz の周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5. 315

代替分配：ギリシャ、イタリア及びチュニジアでは、790–838MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 316

附加分配：ドイツ、サウジアラビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カメルーン、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、エジプト、フィンランド、ギリシャ、イスラエル、リビア、ヨルダン、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、マリ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポルトガル、英國、シリア、セルビア、スウェーデン及びスイスでは、790–830MHz の周波数帯を、また、これらの国々とスペイン、フランス、ガボン及びマルタでは、830–862MHz の周波数帯を、一次的基礎で移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。この分配は、2015 年 6 月 16 日まで効力を有する。

5. 316A

附加分配：スペイン、フランス、ガボン及びマルタでは、790–830MHz の周波数帯、アンゴラ、バーレーン、ベナン、ボツワナ、コンゴ共和国、第一地域に属するフランス海外県、ガンビア、ガーナ、ギニア、クウェート、レバノン、レソト、マラウイ、モロッコ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、オマーン、ウガンダ、ポーランド、カタール、ルワンダ、セネガル、スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、イエメン、ザンビア及びジンバブエでは、790–862MHz の周波数帯、グルジアでは、806–862MHz の周波数帯並びにリトアニアでは、830–862MHz の周波数帯を、航空移動業務を除く移動業務にも一次的基礎で分配するが、この分配は、適宜、無線通信規則第 9. 21 号及び GE06 合意の下で得られた、関係主管庁の合意に従うことを条件としており、関係主管庁には、適切であれば無線通信規則第 5. 312 号に定める主管庁が含まれるものとされる。この脚注に掲げるそれぞれの周波数帯との関係で言及された国の移動業務の局は、その周波数帯との関係で言及されている国以外の国で分配表に従って運用する業務の局に許容できない混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。リトアニアとポーランドにおける、この分配に基づいた移動業務への

周波数の割当ては、ロシアとベラルーシの合意がなければ使用されないものとする。この分配は2015年6月16日まで効力を有する。

5. 316B

第一地域においては、790–862MHz の周波数帯の航空移動業務を除く移動業務への一次的基礎による分配は、2015年6月17日から発効し、無線通信規則第9.21号に基づいて得られる、無線通信規則第5.312号に挙げられている国での航空無線航行業務に関する合意が条件になるものとする。GE06合意の参加国では、移動業務の局の使用は、当該合意の手続が完了することも条件となる。また、決議第224(WRC-07、改)及び決議第749(WRC-07)が適用される。

5. 317

付加分配：第二地域(ブラジル及びアメリカ合衆国を除く。)では、806–890MHz の周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境での運用を目的とする。

5. 317A

一次的基礎で移動業務に分配されている第二地域での698–960MHz の周波数帯並びに第一地域及び第三地域での790–960MHz の周波数帯については、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される(決議第224(WRC-07、改)及び決議第749(WRC-07)参照)。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 318

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは849–851MHz 及び894–896MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空機による公衆通信のため航空移動業務にも分配する。849–851MHz の周波数帯の使用は航空局からの送信に限り、また、894–896MHz の周波数帯の使用は航空機局からの送信に限る。

5. 319

付加分配：ベラルーシ、ロシア及びウクライナでは、806–840MHz(地球から宇宙)及び856–890MHz(宇宙から地球)の周波数帯は、航空移動衛星(R)を除く移動衛星業務にも分配する。この業務によるこれらの周波数帯の使用は、他の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの局からの保護を要求してはならない。また、関係主管庁間の特別協定に従うことを要する。

5. 320

付加分配：第三地域では、806–890MHz 及び942–960MHz の周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で航空移動衛星(R)を除く移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境での運用に限る。この同意を求めるに当たり、有

害な混信を生じさせないよう適当な保護が分配表に従って運用する業務に与えられるべきである。

5. 321(未使用)

5. 322

第一地域では、862–960MHz の周波数帯の放送業務の局は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、アルジェリア、エジプト、スペイン、リビア、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア、ジンバブエ及びザンビアを除くアフリカ放送区域(無線通信規則第 5.10 号から第 5.13 号まで参照)に限り、運用できる。

5. 323

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、ロシア、ハンガリー、カザフスタン、モルドバ、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、862–960MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。この使用は、無線通信規則第 9.21 号に定める手続に従い、関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997 年 10 月 27 日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限る。

5. 324(未使用)

5. 325

業務の種類の地域差：アメリカ合衆国では、無線標定業務に対する 890–942MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 325A

業務の種類の地域差：キューバでは、陸上移動業務に対する 902–915MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする。

5. 326

業務の種類の地域差：チリでは、903–905MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配する。

5. 327

業務の種類の地域差：オーストラリアでは、無線標定業務による 915–928MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 327A

航空移動 (R) 業務による 960–1164MHz の周波数帯の使用は、認知された国際航空標準に従い運

用されるシステムに限る。この使用は、決議第 417(WRC-07)に従うものとする。

5. 328

航空無線航行業務による 960–1215MHz の周波数帯の使用は、航空機上の航空援助電子装置及び直接これに関係する地上施設の使用及び発達のために世界的基礎で保留する。

5. 328A

1164–1215MHz の周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609 (WRC-07、改) の規定に従って運用するものとし、960–1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21. 18 号の規定を適用する。

5. 328B

完全な調整情報又は通告情報が 2005 年 1 月 1 日後に無線通信局に受領された無線航行衛星業務のシステム及びネットワークによる 1164–1300MHz、1559–1610MHz 及び 5010–5030MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 12 号、第 9. 12A 号及び第 9. 13 号の規定に従うことを条件とする。決議第 610 (WRC-03) も適用するが、無線航行衛星業務（宇宙から宇宙）のシステム及びネットワークの場合、決議第 610 (WRC-03) は、送信宇宙局にのみ適用される。無線通信規則第 5. 329A 号に従って、1215–1300MHz 及び 1559–1610MHz の周波数帯での無線航行衛星業務（宇宙から宇宙）のシステム及びネットワークについては、無線通信規則第 9. 7 号、第 9. 12 号、第 9. 12A 号及び第 9. 13 号の規定は、無線航行衛星業務（宇宙から宇宙）における他のシステム及びネットワークに関してのみ適用される。

5. 329

1215–1300MHz の周波数帯は、無線通信規則第 5. 331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また、当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる。さらに、1215–1300MHz の周波数帯を使用する無線航行衛星業務は、無線標準業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。無線通信規則第 5. 43 号は、無線標準業務には適用しない。決議第 608 (WRC-03) を適用する。

5. 329A

1215–1300MHz 及び 1559–1610MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務（宇宙から宇宙）のシステムは安全業務のアプリケーションを提供するためのものではなく、かつ、無線航行衛星業務（宇宙から地球）のシステム又は周波数分配表に従って運用するその他の業務に更なる制限を課してはならない。

5. 330

付加分配：アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、中華人民共和国、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラ

ン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モザンビーク、ネパール、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、1215–1300MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 331

付加分配：アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、大韓民国、クロアチア、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、ロシア、フィンランド、フランス、ガーナ、ギリシャ、ギニア、赤道ギニア、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レソト、ラトビア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スーダン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、イスス、タイ、トーゴ、トルコ、ベネズエラ及びベトナムでは、1215–1300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。カナダ及びアメリカ合衆国では、1240–1300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配し、また、無線航行業務での使用は航空無線航行業務に限る。

5. 332

1215–1260MHz の周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務、無線航行衛星業務及びその他の一次的基礎で分配された業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、また、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5. 333(未使用)

5. 334

付加分配：カナダ及びアメリカ合衆国では、1350–1370MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 335

カナダ及びアメリカ合衆国では、1240–1300MHz の周波数帯において、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、航空無線航行業務に混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、また、この業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5. 335A

1260–1300MHz の周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務及び脚注により一次的基礎で分配されたその他の業務に対して有害な混信を生じさせ、

これらの業務からの保護を要求し、また、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5. 336(未使用)

5. 337

航空無線航行業務による 1300–1350MHz、2700–2900MHz 及び 9000–9200MHz の周波数帯の使用は、地上に設置したレーダー及びこれらの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポンダであって同一の周波数帯で運用するレーダーによってのみ動作するものに限る。

5. 337A

無線航行衛星業務の地球局又は無線標定業務の局による 1300–1350MHz の周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせ、また、この業務の運用及び発達に制限を課してはならない。

5. 338

モンゴル、キルギス、スロバキア、チェコ及びトルクメニスタンでは、無線航行業務の現存する設備は、1350–1400MHz の周波数帯で運用を継続することができる。

5. 338A

1350–1400MHz、1427–1452MHz、22.55–23.55GHz、30–31.3GHz、49.7–50.2GHz、50.4–50.9GHz 及び 51.4–52.6GHz の周波数帯には、決議第 750 (WRC-07) の規定を適用する。

5. 339

1370–1400MHz、2640–2655MHz、4950–4990MHz 及び 15.20–15.35GHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務(受動)及び地球探査衛星業務(受動)にも分配する。

5. 339A(未使用)

5. 340

以下の周波数帯の発射は、すべて禁止する。

1400–1427MHz

2690–2700MHz(無線通信規則第 5.422 号の条件によるものを除く。)

10.68–10.7GHz(無線通信規則第 5.483 号の条件によるものを除く。)

15.35–15.4GHz(無線通信規則第 5.511 号の条件によるものを除く。)

23.6–24GHz

31.3–31.5GHz

31.5–31.8GHz(第二地域)

48.94–49.04GHz(航空機搭載の局)

50. 2–50. 4GHz
52. 6–54. 25GHz
86–92GHz
100–102GHz
109. 5–111. 8GHz
114. 25–116GHz
148. 5–151. 5GHz
164–167GHz
182–185GHz
190–191. 8GHz
200–209GHz
226–231. 5GHz
250–252GHz

5. 341

1400–1727MHz、101–120GHz 及び 197–220GHz の周波数帯においては、地球外からの意図的な発射の探究計画に基づく受動的研究が一部の国によって遂行されている。

5. 342

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、ウズベキスタン、キルギス、ロシア及びウクライナでは、1429–1535MHz の周波数帯は、一次的基礎で国境内における航空テレメトリの目的に限った航空移動業務にも分配する。2007 年 4 月 1 日からは、1452–1492MHz の周波数帯の使用は関係主管庁間の同意を得ることを条件とする。

5. 343

第二地域では、遠隔測定のための航空移動業務による 1435–1535MHz の周波数帯の使用は、移動業務によるその他の使用に対して優先権を有する。

5. 344

代替分配：アメリカ合衆国では、1452–1525MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する（無線通信規則第 5. 343 号参照）。

5. 345

放送衛星業務及び放送業務による 1452–1492MHz の周波数帯の使用は、デジタル音声放送に限られ、決議第 528(WARC-92) の規定に従うことを条件とする。

5. 346(未使用)

5. 347(未使用)

5. 347A(未使用)

5. 348

移動衛星業務による 1518–1525MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従つて調整を行うことを条件とする。1518–1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 348A

1518–1525MHz の周波数帯において、日本の領域で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網(PSTN)と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第 9. 11A 号の規定の適用に当たっての移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第 5 号表 5-2 に記載された調整しきい値の代わりに、すべての到来角について任意の 4 kHz の周波数帯域幅において-150dB(W/m²)とする。1518–1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、日本の領域で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 348B

1518–1525MHz の周波数帯においては、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域(無線通信規則第 5. 343 号及び第 5. 344 号参照)及び無線通信規則第 5. 342 号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 348C(未使用)

5. 349

業務の種類の地域差：サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、カメリーン、エジプト、フランス、イラン、イラク、イスラエル、カザフスタン、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、モロッコ、カタール、シリア、キルギス、トルクメニスタン及びイエメンでは、移動業務(航空移動を除く。)による 1525–1530MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 350

付加分配：アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、1525–1530MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動業務にも分配する。

5. 351

1525–1544MHz、1545–1559MHz、1626.5–1645.5MHz 及び 1646.5–1660.5MHz の周波数帯は、いかなる業務のフィーダリンクにも使用してはならない。ただし、これらの周波数を使用する宇宙局

を経由して通信を行うため、特定の地点にあっては、移動衛星業務の地球局の使用が主管庁によって許される場合もある。

5. 351A

1518–1544MHz、1545–1559MHz、1610–1645.5MHz、1646.5–1660.5MHz、1668–1675MHz、1980–2010MHz、2170–2200MHz、2483.5–2520MHz 及び 2670–2690MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第 212 (WRC-07、改) 及び決議第 225 (WRC-07、改) を参照。

5. 352(未使用)

5. 352A

1525–1530MHz の周波数帯においては、海上移動衛星を除く移動衛星業務の局は、フランスと第三地域のフランス海外県、アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、ギニア、インド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、タンザニア、ベトナム及びイエメンの 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 353(未使用)

5. 353A

1530–1544MHz 及び 1626.5–1645.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第 II 節の手続の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の遭難、緊急及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。海上移動衛星による遭難、緊急及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他のすべての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、GMDSS の遭難、緊急及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない (決議第 222 (WRC-2000) の規定が適用される。)。

5. 354

移動衛星業務による 1525–1559MHz 及び 1626.5–1660.5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。

5. 355

附加分配：バーレーン、バングラデシュ、コンゴ共和国、エジプト、エリトリア、イラク、イスラエル、クウェート、レバノン、マルタ、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、1540–1559MHz、1610–1645.5MHz 及び 1646.5–1660MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 356

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1544–1545MHz の周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する運用に限る(無線通信規則第 31 条参照)。

5. 357

1545–1555MHz の周波数帯における航空移動(R)業務の地上の航空局から直接航空機局へ又は航空機局相互間の伝送は、衛星から航空機への回線の延長又は補完のために使用される場合には許される。

5. 357A

1545–1555MHz 及び 1646.5–1656.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第 II 節の手続の適用においては、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他のすべての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない(決議第 222(WRC-2000)の規定が適用される。)。

5. 358(未使用)

5. 359

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、ブルガリア、カメルーン、スペイン、ロシア、フランス、ガボン、グルジア、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、リビア、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リトアニア、モーリタニア、モルドバ、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、チュニジア、トルクメニスタン及びウクライナでは、1550–1559MHz、1610–1645.5MHz 及び 1646.5–1660MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、これらの周波数帯における新たな固定業務の局の設置を避けるため、すべての実行可能な努力を行わなければならない。

5. 360(未使用)

5. 361(未使用)

5. 362(未使用)

5. 362A

アメリカ合衆国では、1555-1559MHz 及び 1656.5-1660.5MHz の周波数帯においては、航空移動衛星(R)業務の通信には、必要であれば既存の使用者に取って代わることも含めて、ネットワークにおいて運用されている他のすべての移動衛星通信に対して優先的なアクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し、許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、当該業務に対する保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない。

5. 362B

付加分配：1559-1610MHz の周波数帯は、アルジェリア、サウジアラビア、カメルーン、リビア、ヨルダン、マリ、モーリタニア、シリア及びチュニジアでは、2010 年 1 月 1 日まで、一次的基礎で固定業務にも分配する。この期限の後、固定業務は、この分配が効力を失う 2015 年 1 月 1 日まで、二次的基礎で運用を継続してもよい。1559-1610MHz の周波数帯は、アルジェリア、ドイツ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、ブルガリア、スペイン、ロシア、フランス、ガボン、グルジア、ギニア、ギニアビサウ、カザフスタン、リトアニア、モルドバ、モンゴル、ナイジェリア、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、セネガル、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、この分配が効力を失う 2015 年 1 月 1 日まで、二次的基礎で固定業務にも分配される。主管庁は、無線航行衛星業務及び航空無線航行業務を保護するあらゆる実行可能な措置を執り、この周波数帯における固定業務システムへの新たな割当てを認めないよう要請される。

5. 362C

付加分配：1559-1610MHz の周波数帯は、コンゴ共和国、エジプト、エリトリア、イラク、イスラエル、ヨルダン、マルタ、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、この分配が効力を失う 2015 年 1 月 1 日まで、二次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、無線航行衛星業務を保護するあらゆる実行可能な措置を執り、この周波数帯における固定業務システムへの新たな割当てを認めないよう要請される。

5. 363(未使用)

5. 364

移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)による 1610-1626.5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号による調整を行うことを条件とする。この周波数帯においていずれかの業務により運用する移動地球局は、影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第 5.366 号の規定に従って運用しているシステム(無線通信規則第 4.10 号が適用されるシステム)に使用される周波数帯の一部で、-15dBW/4kHz を超える最大等価等方輻射電力によ

る電力密度を生じることはできない。そのようなシステムが運用されていない周波数帯においては、移動地球局の平均の等価等方輻射電力による電力密度は-3dBW/4kHz の値を超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第 5.366 号の規定に従って運用している局及び無線通信規則第 5.359 号の規定に従って運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。移動衛星網の調整に責任を持つ主管庁は、無線通信規則第 5.366 号の規定に従って運用している局の保護を確保するため、すべての実行可能な努力を行わなければならない。

5. 365

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1613.8–1626.5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整を行うことを条件とする。

5. 366

1610–1626.5MHz の周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに関係する地上又は衛星上の設備の使用及び発達のために世界的基礎で保留する。この衛星の使用は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5. 367

付加分配：1610–1626.5MHz 及び 5000–5150MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動衛星(R)業務にも無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件に分配する。

5. 368

1610–1626.5MHz の周波数帯では、無線測位衛星及び移動衛星業務の局は、航空無線航行衛星業務を除いて無線通信規則第 4.10 号の規定は適用しない。

5. 369

業務の種類の地域差：アンゴラ、オーストラリア、ブルンジ、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、イスラエル、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、スワジランド、トーゴ及びザンビアでは、無線測位衛星業務(地球から宇宙)に対する 1610–1626.5MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 370

業務の種類の地域差：ベネズエラでは、無線測位衛星業務(地球から宇宙)に対する 1610–1626.5MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする。

5. 371

付加分配：第一地域では、1610–1626.5MHz(地球から宇宙)及び 2483.5–2500MHz(宇宙から地球)

の周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務にも無線通信規則第 9.21 号による同意を得ることを条件に分配する。

5. 372

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局は、1610.6-1613.8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない(無線通信規則第 29.13 号参照)。

5. 373(未使用)

5. 373A(未使用)

5. 374

1631.5-1634.5MHz 及び 1656.5-1660MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務の移動地球局は、無線通信規則第 5.359 号に掲げる国で運用する固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 375

移動衛星業務(地球から宇宙)及び衛星間の回線による 1645.5-1646.5MHz の周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する通信に限る(無線通信規則第 31 条参照)。

5. 376

1646.5-1656.5MHz の周波数帯における航空移動(R)業務の航空機局から直接地上の航空局へ又は航空機局相互間の伝送は、航空機から衛星への回線の延長又は補完のために使用される場合には許される。

5. 376A

1660.0-1660.5MHz の周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 377(未使用)

5. 378(未使用)

5. 379

付加分配：バングラデシュ、インド、インドネシア、ナイジェリア及びパキスタンでは、1660.5-1668.4MHz の周波数帯は、二次的基礎で気象援助業務にも分配する。

5. 379A

主管庁は、可能な限り特に 1664.4-1668.4MHz の周波数帯での気象援助業務の空中から地上への

送信を回避することにより、電波天文の将来の研究のために 1660.5–1668.4MHz の周波数帯であらゆる可能な保護を与えることが求められる。

5. 379B

移動衛星業務による 1668–1675MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。1668–1668.4MHz の周波数帯においては、決議第 904 (WRC-07) を適用する。

5. 379C

1668–1670MHz の周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文局においても、2000 秒間の積分時間の 2%以上で、10 MHz の周波数帯域幅において -181 dB(W/m²) 及び任意の 20kHz の周波数帯域幅において -194 dB(W/m²) を超えてはならない。

5. 379D

1668–1675MHz の周波数帯において、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の共用のため、決議第 744 (WRC-07、改) を適用する。

5. 379E

1668.4–1675MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、中華人民共和国、イラン、日本及びウズベキスタンの気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。1668.4–1675 MHz の周波数帯では、主管庁は、気象援助業務の新しいシステムを導入しないよう要請され、また、可能な限り速やかに既存の気象援助業務の局を他の周波数帯に移行するよう奨励される。

5. 380 (未使用)

5. 380A

1670–1675MHz の周波数帯では、移動衛星業務の局は、2004 年 1 月 1 日前に通告された既存の気象衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。また、その発展を妨げてはならない。この周波数帯における、これらの地球局への新たな割当てについても、移動衛星業務の局による有害な混信から保護を受けるものとする。

5. 381

付加分配：アフガニスタン、コスタリカ、キューバ、インド、イラン及びパキスタンでは、1690–1700 MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

5. 382

業務の種類の地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、セルビア、ソマリア、タジキスタン、タンザニア、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に対する1690–1700MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とし（無線通信規則第5.33号参照）、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務に対する1690–1700MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎（第5.33号参照）、移動業務（航空移動を除く。）に対する分配は、二次的基礎とする。

5. 383(未使用)

5. 384

付加分配：インド、インドネシア及び日本では、1700–1710MHzの周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務（宇宙から地球）にも分配する。

5. 384A

1710–1885MHz、2300–2400MHz及び2500–2690MHzの周波数帯又はその一部は、決議第223（WRC-07、改）に従ってIMTを導入しようとする主管庁による使用のために特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 385

付加分配：1718.8–1722.2MHzの周波数帯は、スペクトル線観測のため、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 386

付加分配：1750–1850MHzの周波数帯は、第二地域並びにオーストラリア、グアム、インド、インドネシア及び日本では、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特別の考慮を払うことを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務（地球から宇宙）及び宇宙研究業務（地球から宇宙）にも分配する。

5. 387

付加分配：ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、モンゴル、キルギス、スロバキア、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770–1790MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

5. 388

1885–2025MHz 及び 2110–2200MHz の周波数帯は、世界的基礎で、IMT-2000 を行おうとする主管庁による使用を予定する。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げない。この周波数帯は、決議第 212(WRC-97、改)に従って IMT-2000 に使用できる(決議第 223(WRC-2000)も参照)。

5. 388A

決議第 221(WRC-03、改)に従い、第一地域及び第三地域では、1885–1980MHz、2010–2025MHz 及び 2110–2170MHz の周波数帯を、第二地域では、1885–1980MHz 及び 2110–2160MHz の周波数帯を、IMT-2000 を提供する基地局としての高高度プラットフォーム局(HAPS)に使用することができる。HAPS を基地局として使用する IMT-2000 アプリケーションによる使用は、これらの周波数帯が分配されている業務の局による当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内において優先権を確立するものでもない。

5. 388B

アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、コモロ、コートジボワール、中華人民共和国、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、イラン、イスラエル、リビア、ヨルダン、ケニア、クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、カタール、シリア、セネガル、シンガポール、スー丹、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、イエメン、ザンビア及びジンバブエでは、国内の固定業務及び IMT-2000 の移動局を含む移動業務を同一チャネル干渉から保護するため、無線通信規則第 5. 388A 号に掲げる周波数帯において隣接国で IMT-2000 の基地局として使用する高高度プラットフォーム局 (HAPS) は、HAPS の通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で-127dB(W/(m²·MHz))の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。

5. 389(未使用)

5. 389A

移動衛星業務による 1980–2010MHz 及び 2170–2200MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に基づく調整及び決議第 716 (WRC-2000、改) の規定に従うことを条件とする。

5. 389B

移動衛星業務による 1980–1990MHz の周波数帯の使用は、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、エクアドル、アメリカ合衆国、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ペルー、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ及びベネズエラにおける固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。

5. 389C

移動衛星業務による第二地域での 2010–2025MHz 及び 2160–2170MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に基づく調整及び決議第 716 (WRC-2000、改) の規定に従うことを条件とする。

5. 389D(未使用)

5. 389E

移動衛星業務による第二地域での 2010–2025MHz 及び 2160–2170MHz の周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域における固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。

5. 389F

アルジェリア、ベナン、カーボヴェルデ、エジプト、イラン、マリ、シリア及びチュニジアでは、移動衛星業務による 1980–2010MHz 及び 2170–2200MHz の周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、2005 年 1 月 1 日前にこれらの業務の発達を妨げてはならず、また、前者の業務は後者の業務から保護を要求してはならない。

5. 390(未使用)

5. 391

2025–2110MHz 及び 2200–2290MHz の周波数帯における移動業務に対する周波数の割当てに当たっては、主管庁は、ITU-R 勧告 SA.1154 に規定するように高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

5. 392

主管庁は、2025–2110MHz 及び 2200–2290MHz の周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、2 以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射が、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課すことがないように、実行可能なすべての措置を執ることを要請される。

5. 392A(未使用)

5. 393

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国、インド及びメキシコでは、2310–2360MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務（音声）及び補助的な地上音声放送業務にも分配する。この分配の使用は、高い方の 25MHz の周波数帯における放送衛星システムに対する制限に関する決議事項 3 を

除き、デジタル音声放送に限定し、また、決議第 528(WRC-03、改)の規定に従うことを条件とする。

5. 394

アメリカ合衆国では、航空移動業務による遠隔測定のための 2300–2390MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。カナダでは、航空移動業務による遠隔測定のための 2360–2400MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。

5. 395

フランス及びトルコでは、航空移動業務による遠隔測定のための 2310–2360MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。

5. 396

無線通信規則第 5. 393 号の規定に従って運用される 2310–2360MHz の周波数帯を使用する放送衛星業務の宇宙局は、他の国々に分配されている業務に影響を与えないよう、決議第 33(WRC-97、改)に従って調整及び通告されなければならない。補助的な地上放送局は、その使用前に、隣接国との調整を条件とする。

5. 397

業務の種類の地域差：フランスでは、2450–2500MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務に分配する(無線通信規則第 5. 33 号参照)。この使用は、分配表に従って運用し、又は運用する計画のある業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。

5. 398

2483. 5–2500MHz の周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用されない。

5. 399

第一地域では、無線通信規則第 5. 400 号に掲げる国以外の国で、無線測位衛星業務の局は、無線標定業務の局に有害な混信を与えてはならず、また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 400

業務の種類の地域差：アンゴラ、オーストラリア、バングラデシュ、ブルンジ、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、コンゴ民主共和国、シリア、スーダン、スワジランド、トーゴ及びザンビアでは、無線測位衛星業務(宇宙から地球)による 2483. 5–2500MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 401(未使用)

5. 402

移動衛星業務及び無線測位衛星業務による 2483.5-2500MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。主管庁は 2483.5-2500MHz の周波数の発射による電波天文業務への有害な混信(特に、世界的に電波天文業務に分配された 4990-5000MHz の周波数帯に落ち込む第二高調波により生じる混信)を防止するすべての可能な措置を執ることを要請される。

5. 403

2520-2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、航空移動衛星を除く移動衛星業務(宇宙から地球)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。無線通信規則第 9.11A 号の規定を適用する。

5. 404

付加分配：インド及びイランでは、2500-2516.5MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、無線測位衛星業務(宇宙から地球)の国境内に限定した運用にも使用することができる。

5. 405

付加分配：フランスでは、2500-2550MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、分配表に従って運用し、又は運用する計画のある業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。

5. 406(未使用)

5. 407

アルゼンチンでは、2500-2520MHz の周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局からの地表面での電力束密度は、関係主管庁との同意が成立しない限り、-152dB(W/m²/4kHz)を超えてはならない。

5. 408(未使用)

5. 409(未使用)

5. 410

2500-2690MHz の周波数帯は、第一地域では無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として対流圏散乱による通信に使用することができる。主管庁は、この周波数帯にお

ける新たな対流圏散乱通信システムの開発を避けるため、実行可能なすべての努力をしなければならない。この周波数帯で新たな対流圏散乱による無線通信回線を計画する場合には、この回線のアンテナが、静止衛星の軌道方向に向かないよう、実行可能なすべての措置を執らなければならない。

5. 411(未使用)

5. 412

代替分配：アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、2500–2690MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。

5. 413

主管庁は、2500–2690MHz の周波数帯で放送衛星業務の通信系を設計するに当たっては、2690–2700MHz の周波数帯の電波天文業務を保護するため必要なすべての措置を執ることを要請される。

5. 414

2500–2520MHz の周波数帯の移動衛星業務（宇宙から地球）への分配は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。

5. 414A

日本及びインドでは、無線通信規則第5. 403号に基づく移動衛星業務（宇宙から地球）の衛星ネットワークによる2500–2520MHz及び2520–2535MHzの周波数帯の使用は、国境内での運用に限定され、無線通信規則第9. 11A号の適用を条件とする。以下のpf_d値は、当該移動衛星業務ネットワークの通告主管庁の領域から1000kmの範囲内におけるすべての条件及びすべての変調方式における第9. 11A号に基づく調整しきい値として使用されなければならない。

-136dB(W/(m ² · MHz))	0° ≤ θ ≤ 5° の場合
-136 + 0.55 (θ-5) dB(W/(m ² · MHz))	5° < θ ≤ 25° の場合
-125 dB(W/(m ² · MHz))	25° < θ ≤ 90° の場合

ここで、θは水平面上の入射波の到来角度を度で表示したものである。この範囲外では、無線通信規則第 21 条の表 21-4 を適用する。さらに、2007 年 11 月 14 日までに、完全な通告情報が無線通信局によって受領され、その時までに利用が開始されているシステムには、無線通信規則第 9. 11A 号と関連した無線通信規則第 9 条及び第 11 条の規定を適用するとともに、無線通信規則（2004 年版）付録第 5 号附属書 1 の表 5-2 の調整しきい値が適用される。

5. 415

固定衛星業務による 2500–2690MHz(第二地域)並びに 2500–2535MHz 及び 2655–2690MHz(第三地域)の周波数帯の使用は、国内通信系及び地域通信系に限る。この使用は、第一地域の放送衛星業務に対して特別な注意を払い、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とす

る。

5. 415A

付加分配：インド及び日本では、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、2515–2535MHz の周波数帯は、航空移動衛星業務(宇宙から地球)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。

5. 416

放送衛星業務による 2520–2670MHz の周波数帯の使用は、共同受信のための国内通信系及び地域通信系に限るものとし、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。無線通信規則第 9.19 号の規定は、この周波数帯における主管庁の二国間及び多国間の交渉に適用する。

5. 417(未使用)

5. 417A

無線通信規則第 5.418 号の規定を適用する場合、大韓民国及び日本では、決議第 528(WRC-03、改)の決議事項 3 は、放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務が 2605–2630MHz の周波数帯において一次的基礎で付加的に運用できるように緩和される。この分配の使用は、国内向けのシステムに限定される。本規定に掲げる主管庁は、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び無線通信規則第 5.416 号に基づくものを同時に有してはならない。無線通信規則第 5.416 号の規定及び第 12 条の表 21-4 は適用しない。2605–2630MHz の周波数帯における放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第 539(WRC-03、改)に従うことを条件とする。無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2003 年 7 月 4 日後に受領された 2605–2630MHz の周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、すべての条件及びすべての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。

$$-130 \text{dB} (\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz})) \quad 0^\circ \leq \theta \leq 5^\circ \text{ の場合}$$

$$-130 + 0.4 (\theta - 5) \text{ dB} (\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz})) \quad 5^\circ < \theta \leq 25^\circ \text{ の場合}$$

$$-122 \text{dB} (\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz})) \quad 25^\circ < \theta \leq 90^\circ \text{ の場合}$$

ここで、 θ は水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。大韓民国の放送衛星業務(音声)のネットワークの場合、上記制限値の例外として、到来角 35 度より大きい場合に限り、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から 1000km の距離の範囲内における無線通信規則第 9.11 号の規定に基づく調整しきい値として、-122dB(W/(m² · MHz))の電力束密度値が使用されなければならない。

5. 417B

大韓民国及び日本では、無線通信規則第 5.417A 号の規定に基づき、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2003 年 7 月 4 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛

星システムによる2605–2630MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領されたとみなされる静止衛星網に対して、無線通信規則第9. 12A号の規定に従うことを条件とし、無線通信規則第22. 2号の規定は適用しない。無線通信規則第22. 2号の規定は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月5日前に受領されたとみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。

5. 417C

無線通信規則第5. 417A号に基づき、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる2605–2630MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9. 12号の規定に従うことを条件とする。

5. 417D

無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領された静止衛星網による2605–2630MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第5. 417A号の規定に基づく放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第9. 13号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第22. 2号の規定は適用しない。

5. 418

付加分配：大韓民国、インド、日本、パキスタン及びタイでは、2535–2655MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務にも分配する。この分配の使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第528(WRC-03、改)の規定に従うことを条件とする。無線通信規則第5. 416号の規定及び第12条の表21-4は、この付加分配には適用しない。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第539(WRC-03、改)に従うことを条件とする。無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2005年6月1日後に受領された放送衛星業務(音声)の静止衛星システムは、国内向けのシステムに限定される。付録第4号に定めた完全な調整情報が2005年6月1日後に受領された2630–2655MHzの周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、すべての条件及びすべての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。

$-130 \text{ dB}(\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz}))$	$0^\circ \leq \theta \leq 5^\circ$ の場合
$-130 + 0.4(\theta - 5) \text{ dB } (\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz}))$	$5^\circ < \theta \leq 25^\circ$ の場合
$-122 \text{ dB } (\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz}))$	$25^\circ < \theta \leq 90^\circ$ の場合

ここで、 θ は水平面上の入射波の到來角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。上記制限値の例外として、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から1500km以内における無線通信規則第9. 11号の規定に基づく調整しきい値として、 $-122\text{dB}(\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz}))$ の電力束密度値が使用されなければならない。

さらに、本規定に掲げる主管庁は、付録第4号に定めた完全な調整情報が2005年6月1日後に受領されたシステムに対して、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び第5. 416号に基づくものを同時に有してはならない。

5. 418A

無線通信規則第 5. 418 号に掲げる第三地域の国では、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領されたとみなされる静止衛星網に対して、無線通信規則第 9. 12A 号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第 22. 2 号の規定は適用しない。無線通信規則第 22. 2 号は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 3 日前に受領されたとみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。

5. 418B

無線通信規則第 5. 418 号の規定に基づき、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 12 号の規定に従うことを条件とする。

5. 418C

無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された静止衛星網による 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5. 418 号の規定に基づく放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第 9. 13 号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第 22. 2 号の規定は適用しない。

5. 419

2670-2690MHz の周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、主管庁は、1992 年 3 月 3 日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要なすべての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は無線通信規則第 9. 11A 号に従うものとする。

5. 420

2655-2670MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として航空移動衛星を除く移動衛星業務(地球から宇宙)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。その調整には、無線通信規則第 9. 11A 号を適用する。

5. 420A(未使用)

5. 421(未使用)

5. 422

附加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ブルネイ、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、

エチオピア、ガボン、グルジア、ギニア、ギニアビサウ、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、コンゴ民主共和国、ルーマニア、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、2690-2700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始した装置に限る。

5. 423

2700-2900MHz の周波数帯においては、地上に設置した気象用レーダーは、航空無線航行業務の局と同等の基礎で運用することを許される。

5. 424

付加分配：カナダでは、2850-2900MHz の周波数帯は、海岸に設置したレーダーによる使用のため、一次的基礎で海上無線航行業務にも分配する。

5. 424A

2900-3100MHz の周波数帯においては、無線標定業務の局は無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 425

2900-3100MHz の周波数帯においては、船舶上のトランスポンダ通信系(SIT)の使用は、2930-2950MHz の補助周波数帯に限定しなければならない。

5. 426

航空無線航行業務による 2900-3100MHz の周波数帯の使用は、地上に設置したレーダーに限る。

5. 427

2900-3100MHz 及び 9300-9500MHz の周波数帯においては、レーダートランスポンダからの応答は、レーダービーコン(レーコン)からの応答と混同されることがないものでなければならず、また、無線通信規則第 4.9 号に留意しつつも、無線航行業務の船舶又は航空機に設置したレーダーに有害な混信を生じさせてはならない。

5. 428

付加分配：アゼルバイジャン、モンゴル、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、3100-3300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 429

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、

イラク、イスラエル、リビア、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、マレーシア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国及びイエメンでは、3300–3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。地中海沿岸諸国は、固定業務及び移動業務を無線標定業務から保護することを要求してはならない。

5. 430

付加分配：アゼルバイジャン、モンゴル、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、3300–3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 430A

業務の種類の地域差：アルバニア、アルジェリア、ドイツ、アンドラ、サウジアラビア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、キプロス、バチカン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、エジプト、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、第一地域のフランス海外県、ガボン、グルジア、ギリシャ、ギニア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、レソト、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、マラウイ、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ノルウェー、オマーン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、サンマリノ、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スロベニア、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ザンビア及びジンバブエでは、3400–3600MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件に、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配し、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20% 以上で、地上高 3m 地点での電力束密度 (pfд) が、 $-154.5 \text{ dBW}/(\text{m}^2 \cdot 4\text{kHz})$ を超えないことを確保しなければならない。この pfд 制限値を超過する旨を主管庁が同意している国の領域においては、この制限値を超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfд 制限値が満足することを確保するために、すべての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならない。その合意が成立しない場合は、pfд の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400–3600MHz の周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則（2004 年版）の表 21-4 で定められている以上に要求してはならない。この分配は、2010 年 11 月 17 日より効力を有する。

5. 431

付加分配：ドイツ、イスラエル及び英国では、3400-3475MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 431A

業務の種類の地域差：アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラ及び第二地域のフランス海外県では、3400-3500MHz の周波数帯は、無線通信規則第9. 21号に従い他の主管庁との合意を得ることを条件に、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配する。

3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則（2004年版）の表21-4で定められている以上に要求してはならない。

5. 432

業務の種類の地域差：大韓民国、日本及びパキスタンでは、移動業務（航空移動を除く。）による3400-3500MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 432A

大韓民国、日本及びパキスタンでは、3400-3500MHz の周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20% 以上で、地上高 3m 地点での電力束密度 (pfd) が、 $-154.5 \text{ dBW}/(\text{m}^2 \cdot 4\text{kHz})$ を超えないことが確保されなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界線における pfd 制限値が満足することを確保するために、すべての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則（2004 年版）の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 432B

業務の種類の地域差：バングラデシュ、中華人民共和国、インド、iran、ニュージーランド、シンガポール及び第三地域のフランス海外県では、3400-3500MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件に、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配し、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20% 以上で、地上高 3m 地点での電力束密度 (pfd) が、 $-154.5 \text{ dBW}/(\text{m}^2 \cdot 4\text{kHz})$ を超えない

ことが確保されなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値が満足することを確保するために、すべての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則（2004 年版）の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。この分配は、2010 年 11 月 17 日より効力を有する。

5. 433

第二地域及び第三地域では、無線標定業務は、3400-3600MHz の周波数帯において一次的基礎で分配される。ただし、この周波数帯において無線標定システムを有するすべての主管庁は、1985 年までに運用を停止することを要請される。その後は、主管庁は、固定衛星業務を保護するため、実行可能なすべての措置を執り、固定衛星業務には調整の要求を課さない。

5. 433A

バングラデシュ、中華人民共和国、大韓民国、インド、イラン、日本、ニュージーランド、パキスタン及び第三地域のフランス海外県では、3500-3600MHz の周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他のいかなる主管庁の領域との境界においても、時間率 20% 以上で、地上高 3m 地点での電力束密度 (pfd) が、 $-154.5 \text{ dBW}/(\text{m}^2 \cdot 4\text{kHz})$ を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値が満足することを確保するために、すべての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則（2004 年版）の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 434(未使用)

5. 435

日本では、3620-3700MHz の周波数帯においては、無線標定業務を除外する。

5. 436(未使用)

5. 437(未使用)

5. 438

航空無線航行業務による 4200–4400MHz の周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。ただし、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、この周波数帯において二次的基礎で許される（電波高度計からの保護は与えられない。）。

5. 439

附加分配：イラン及びリビアでは、4200–4400MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 440

標準周波数報時衛星業務は、4202MHz の周波数を宇宙から地球への伝送に、6427MHz の周波数を地球から宇宙への伝送に使用することができる。これら伝送は、これらの周波数の±2MHz 内に制限しなければならず、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5. 440A

第二地域（ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。）及びオーストラリアでは、4400–4940MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用することができる（無線通信規則第 1.83 号参照）。この使用は、決議第 416(WRC-07) に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせではない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。これらの使用は、移動業務の他の用途や、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 441

固定衛星業務による 4500–4800MHz（宇宙から地球）及び 6725–7025MHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の静止衛星システムによる 10.7–10.95GHz（宇宙から地球）、11.2–11.45GHz（宇宙から地球）及び 12.75–13.25GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.7–10.95GHz（宇宙から地球）、11.2–11.45GHz（宇宙から地球）及び 12.75–13.25GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関し、無線通信規則第 9.12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムの完全な調整情報又は通告情報及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報を無線通信局が受領した日にかかるらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 442

4825–4835MHz 及び 4950–4990MHz の周波数帯においては、移動業務に対する分配は、移動業務（航空移動を除く。）に限る。第二地域（ブラジル、キューバ、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。）及びオーストラリアでは、4825–4835MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに限定して、航空移動業務にも分配される。この使用は、決議第 416 (WRC-07) に従い、固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 443

業務の種類の地域差：アルゼンチン、オーストラリア及びカナダでは、電波天文業務による 4825–4835MHz 及び 4950–4990MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 443A(未使用)

5. 443B

5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010–5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム（宇宙から地球）内のすべての宇宙局により 5030–5150MHz の周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHz の周波数帯域幅において $-124.5\text{dB}(\text{W}/\text{m}^2)$ を超えてはならない。4990–5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、5010–5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741 (WRC-03) で定められた 4990–5000MHz の周波数帯における制限値に従わなければならない。

5. 444

5030–5150MHz の周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式（マイクロ波着陸方式）の運用に使用する。この方式は、5091–5150MHz の周波数帯のその他の使用に優先する。5091–5150MHz の周波数帯の使用には、無線通信規則第 5.444A 号の規定及び決議第 114 (WRC-03、改) を適用する。

5. 444A

付加分配：5091–5150MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務（地球から宇宙）にも分配する。この分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限り、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って調整することを条件とする。

この周波数帯では、以下の条件も適用する。

- 2018 年 1 月 1 日前の移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる使用は、決議第 114 (WRC-03、改) の規定に従う。
- 2016 年 1 月 1 日後は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンク用の地球局に新たな割当ては行わない。
- 2018 年 1 月 1 日後は、固定衛星業務は、航空無線航行業務に対して二次業務となる。

5. 444B

航空移動業務による5091–5150MHzの周波数帯の使用は、以下のものに限る。

- 航空移動（R）業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港における地上での使用。この使用は、決議第748（WRC-07）に従うものとする。
- 決議第418（WRC-07）に従った、航空機局（無線通信規則第1.83号参照）からの航空遠隔測定伝送。
- 航空保安伝送。この使用は、決議第419（WRC-07）に従うものとする。

5. 445(未使用)

5. 446

付加分配：無線通信規則第5.369号及び第5.400号に掲げる国では、5150–5216MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で無線測位衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。第二地域では、この周波数帯は一次的基礎で無線測位衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。無線通信規則第5.369号及び第5.400号に掲げる国を除く第一地域及び第三地域では、この周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610–1626.5MHz及び2483.5–2500MHzの周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。地表面での総電力束密度は、すべての到来角について任意の4kHzの周波数帯域幅において-159dB（W/m²）を超えてはならない。

5. 446A

移動業務（航空移動を除く。）の局による5150–5350MHz及び5470–5725MHzの周波数帯の使用は、決議第229（WRC-03）に従わなければならない。

5. 446B

5150–5250MHzの周波数帯においては、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

5. 446C

付加分配：第一地域（アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、レバノン、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、スー丹及びチュニジアを除く。）及びブラジルでは、5150–5250MHzの周波数帯は、決議第418（WRC-07）に基づき、航空機局（無線通信規則第1.83号参照）からの航空遠隔計測の伝送に限定して、航空移動業務にも一次的基礎で分配する。それらの無線局は、無線通信規則第5条に従い運用している他の無線局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号は適用されない。

5. 447

付加分配：コートジボワール、イスラエル、レバノン、パキスタン、シリア及びチュニジアでは、5150–5250MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。この場合、決議第 229 (WRC-03) の規定は適用されない。

5. 447A

固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星を用いたシステムのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って調整することを条件とする。

5. 447B

付加分配: 5150–5216MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。この分配は、移動衛星業務による非静止衛星を用いたシステムのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従うことを条件とする。5150–5216MHz の周波数帯での宇宙から地球方向で運用している固定衛星業務の宇宙局から地表面への電力束密度は、すべての到来角について任意の 4kHz の周波数帯域幅において $-164\text{dB}(\text{W/m}^2)$ を超えてはならない。

5. 447C

無線通信規則第 5.447A 号及び第 5.447B 号の下で運用されている 5150–5250MHz の周波数帯の固定衛星業務の通信網に責任を有する主管庁は、無線通信規則第 5.446 号の下で運用され、かつ、1995 年 11 月 17 日前から使用している非静止衛星ネットワークに責任を有する主管庁及び無線通信規則第 9.11A 号の規定に従い同じ基礎で、調整しなければならない。1995 年 11 月 17 日から使用を開始した無線通信規則第 5.446 号の下で運用されている衛星ネットワークは、無線通信規則第 5.447A 号及び第 5.447B 号の下で運用されている固定衛星業務の局から保護を要求してはならず、有害な混信を与えてはならない。

5. 447D

一次的基礎での宇宙研究業務による 5250–5255MHz の周波数帯の分配は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5. 447E

付加分配：オーストラリア、大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムでは、5250–5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F.1613 に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5.43A 号の規定は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護する固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後、将来の無線測位システムの導入にあたって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならぬ。

い。

5. 447F

5250–5350MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638 及び ITU-R 勧告 SA. 1632 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

5. 448

付加分配：アゼルバイジャン、リビア、モンゴル、キルギス、スロバキア、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、5250–5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 448A

5250–5350MHz の周波数帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、無線標定業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 448B

5350–5570MHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び 5460–5570MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、5350–5460MHz の周波数帯における航空無線航行業務、5460–5470MHz の周波数帯における無線航行業務及び 5470–5570MHz の周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 448C

5350–5460MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの業務からの保護を要求してはならない。

5. 448D

5350–5470MHz の周波数帯においては、無線標定業務の局は、無線通信規則第 5. 449 号の規定に従って運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 449

航空無線航行業務による 5350–5470MHz の周波数帯の使用は、航空機上に設置したレーダー及びこれと連携する航空機上に設置したビーコンに限る。

5. 450

付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、iran、モンゴル、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、5470–5650MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 450A

5470–5725MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

5. 450B

5470–5650MHz の周波数帯においては、5600–5650MHz の周波数帯において気象目的に使用する地上設置レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 451

付加分配：英国では、5470–5850MHz の周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。無線通信規則第 21.2 号、第 21.3 号、第 21.4 号及び第 21.5 号に定める電力制限は、5725–5850MHz の周波数帯に適用する。

5. 452

5600–5650MHz の周波数帯においては、地上に設置した気象用レーダーは、海上無線航行業務の局と同等の基礎で運用することを許される。

5. 453

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメリーン、中華人民共和国、コンゴ民主共和国、大韓民国、コートジボワール、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、赤道ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、スリランカ、スワジランド、タンザニア、チャド、タイ、トーゴ、ベトナム及びイエメンでは、5650–5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合、決議第 229(WRC-03) は適用しない。

5. 454

業務の種類の地域差：アゼルバイジャン、ロシア、グルジア、モンゴル、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 5670–5725MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 455

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5670–5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配

する。

5. 456

付加分配：カメリーンでは、5755–5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 457(未使用)

5. 457A

5925–6425MHz 及び 14–14.5GHz の周波数帯においては、船舶地球局は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この使用は、決議第 902(WRC-03)に従うものとする。

5. 457B

5925–6425MHz 及び 14–14.5GHz の周波数帯においては、船舶地球局は、決議第 902(WRC-03)に含まれる特性及び条件下で、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、スードン、チュニジア及びイエメンにおいて、二次的基礎の海上移動衛星業務で運用することができる。この使用は、決議第 902(WRC-03)に従うものとする。

5. 457C

第二地域（ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。）では、5925–6700MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用することができる（無線通信規則第 1.83 号参照）。この使用は、決議第 416(WRC-07)に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。この使用は、移動業務の他のアプリケーションや、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 458

6425–7075MHz の周波数帯においては、マイクロ波受動検知器による測定が海上で行われる。7075–7250MHz の周波数帯においては、マイクロ波受動検知器による測定が行われる。主管庁は、6425–7025MHz 及び 7075–7250MHz の周波数帯の将来の計画において、地球探査衛星業務（受動）及び宇宙研究業務（受動）の需要に留意するものとする。

5. 458A

固定衛星業務の宇宙局に 6700–7075MHz の周波数帯の割当を行なう際、主管庁は、不必要な発射による有害な混信から、6650–6675.2MHz の周波数帯での電波天文のスペクトル線観測を保護するあらゆる実行可能な措置を執ることが求められる。

5. 458B

6700–7075MHz の周波数帯の固定衛星業務の宇宙から地球への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのためのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのためのフィーダリンクによる 6700–7075MHz(宇宙から地球)の周波数帯の使用には、無線通信規則第 22.2 号を適用しない。

5. 458C

固定衛星業務の静止衛星を用いたシステムによる 7025–7075MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用を提案している主管庁は、1995 年 11 月 17 日後は、1995 年 11 月 18 日前にこの周波数帯で非静止衛星システムを通告し使用している主管庁の要請があった場合は、ITU-R の関係勧告に基づいて協議しなければならない。この協議は、この周波数帯での固定衛星業務の静止衛星システム及び非静止衛星システムの両方で共用での運用を促進する観点から行われる。

5. 459

附加分配：ロシアでは、7100–7155MHz 及び 7190–7235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。

5. 460

宇宙研究業務(地球から宇宙)による 7145–7190MHz の周波数帯の使用は、深宇宙に限る。深宇宙への発射は、7190–7235 MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190–7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

5. 461

附加分配：7250–7375MHz(宇宙から地球)及び 7900–8025MHz(地球から宇宙)の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。

5. 461A

気象衛星業務(宇宙から地球)による 7450–7550MHz の周波数帯の使用は、静止衛星システムに限る。この周波数帯において 1997 年 11 月 30 日前に通告された非静止気象衛星システムは、その寿命の終了まで一次的基礎で運用することができる。

5. 461B

気象衛星業務(宇宙から地球)による 7750–7850MHz の周波数帯の使用は、非静止衛星システムに限る。

5. 462(未使用)

5. 462A

第一地域及び第三地域(日本を除く。)では、静止衛星を用いた地球探査衛星業務による8025–8400MHzの周波数帯の使用は、影響を受ける主管庁の同意を得ることなく、次の到来角(θ)に対する規定値(決議第124(WRC-97)参照。)を超える電力束密度を生じさせてはならない。

$0^\circ \leq \theta < 5^\circ$ に対しては4kHzの周波数帯幅において $-174 \text{ dB}(\text{W/m}^2)$

$5^\circ \leq \theta < 25^\circ$ に対しては4kHzの周波数帯幅において $-174 + 0.5(\theta - 5) \text{ dB}(\text{W/m}^2)$

$25^\circ \leq \theta \leq 90^\circ$ に対しては4kHzの周波数帯幅において $-164 \text{ dB}(\text{W/m}^2)$

5. 463

8025–8400MHzの周波数帯では、航空機局は送信することを許されない。

5. 464(未使用)

5. 465

宇宙研究業務による8400–8450MHzの周波数帯の使用は、深宇宙に限る。

5. 466

業務の種類の地域差：イスラエル、シンガポール及びスリランカでは、宇宙研究業務に対する8400–8500MHzの周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第5.32号参照)。

5. 467(未使用)

5. 468

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ガイアナ、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、セネガル、シンガポール、ソマリア、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、8500–8750MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 469

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、ハンガリー、リトアニア、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、チェコ、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8500–8750MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務及び無線航行業務にも分配する。

5. 469A

8550–8650MHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用及び発達を妨げてはならない。

5. 470

航空無線航行業務による 8750–8850MHz の周波数帯の使用は、航空機上の中心周波数 8800MHz のドップラー航行援助装置に限る。

5. 471

付加分配：アルジェリア、ドイツ、バーレーン、ベルギー、中華人民共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インドネシア、イラン、リビア、オランダ、カタール及びスー丹では、8825–8850MHz 及び 9000–9200MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務（海岸に設置するレーダーに限る。）に分配する。

5. 472

8850–9000MHz 及び 9200–9225MHz の周波数帯は、海上無線航行業務（海岸に設置するレーダーに限る。）に分配する。

5. 473

付加分配：アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、グルジア、ハンガリー、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8850–9000MHz 及び 9200–9300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 473A

9000–9200MHz の周波数帯において、無線標定業務で運用されている局は、無線通信規則第 5. 337 号に従い航空無線航行業務で運用されているシステムや、無線通信規則第 5. 471 号に掲げられている国において、この周波数帯において一次的基礎で運用されている海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、これらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 474

9200–9500MHz の周波数帯においては、捜索及び救助用トランスポンダ(SART)は、適切な I T U – R の勧告に配慮をすることにより使用が許される（無線通信規則第 31 号参照）。

5. 475

航空無線航行業務による 9300–9500MHz の周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行業務のレーダービー

コンは、海上無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、9300-9320MHzの周波数帯において許される。

5. 475A

地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）による9300-9500MHzの周波数帯の使用は、9500-9800MHzの300MHz幅の周波数帯では十分に対応することができない場合に限る。

5. 475B

9300-9500MHz の周波数帯で運用されている無線標定業務の局は、無線通信規則に従って運用されている無線航行業務のレーダーに有害な混信を生じさせてはならない。また、このレーダーからの保護を要求してはならない。なお、地上に設置した気象用レーダーは、他の無線標定の使用に対して優先権を有する。

5. 476(未使用)

5. 476A

9300-9800MHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）の局は、無線航行業務及び無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 477

業務の種類の地域差：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、トリニダード・トバゴ及びイエメンでは、固定業務に対する 9800-10000MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 478

付加分配：アゼルバイジャン、モンゴル、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、9800-10000MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 478A

地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）による 9800-9900MHz の周波数帯の使用は、9300-9800MHz の 500MHz 幅の周波数帯では十分に対応することができない場合に限る。

5. 478B

9800-9900MHz 帯における地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）の局は、この周波数帯に二次的基礎で分配されている固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、

これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 479

9975-10025MHz の周波数帯は、気象用レーダーのため、二次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

5. 480

付加分配：アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、パラグアイ、オランダ領アンティル、ペルー及びウルグアイでは、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。ベネズエラでは、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 481

付加分配：ドイツ、アンゴラ、ブラジル、中華人民共和国、コスタリカ、コートジボワール、エルサルバドル、エクアドル、スペイン、グアテマラ、ハンガリー、日本、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パラグアイ、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タンザニア、タイ及びウルグアイでは、10.45-10.5GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 482

10.6-10.68GHz の周波数帯においては、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）はアンテナに供給される電力を-3dBW 以下としなければならない。この制限は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として超過することができる。ただし、アルジェリア、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、グルジア、インド、インドネシア、イラン、イラク、ヨルダン、リビア、カザフスタン、クウェート、レバノン、モロッコ、モーリタニア、モルドバ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びベトナムでは、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に対するこの制限は適用しない。

5. 482A

10.6-10.68GHz の周波数帯を、地球探査衛星業務（受動）、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）で共用するに当たっては、決議第 751(WRC-07) が適用される。

5. 483

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コロンビア、大韓民国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、モンゴル、カタール、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及び

イエメンでは、10.68-10.7GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始したものに限る。

5. 484

第一地域では、固定衛星業務（地球から宇宙）による 10.7-11.7GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。

5. 484A

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.95-11.2GHz（宇宙から地球）、11.45-11.7GHz（宇宙から地球）、第二地域の 11.7-12.2GHz（宇宙から地球）、第三地域の 12.2-12.75GHz（宇宙から地球）、第一地域の 12.5-12.75GHz（宇宙から地球）、13.75-14.5GHz（地球から宇宙）、17.8-18.6GHz（宇宙から地球）、19.7-20.2GHz（宇宙から地球）、27.5-28.6GHz（地球から宇宙）及び 29.5-30GHz（地球から宇宙）の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかるわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないかかる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 485

第二地域では、11.7-12.2GHz の周波数帯においては、固定衛星業務の宇宙局のトランスポンダは、その送信の最大等価等方輻射電力がテレビジョンチャネル当たり 53dBW を超えないこと及び調整された固定衛星業務の周波数割当てと比べて大きな混信を生じさせず、また、混信からの大きな保護を求めるることを条件として、放送衛星業務の送信にも使用することができる。宇宙業務に関しては、この周波数帯は、主として固定衛星業務に使用しなければならない。

5. 486

業務の種類の地域差：メキシコ及びアメリカ合衆国では、固定業務による 11.7-12.1GHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする（無線通信規則第 5.32 号参照）。

5. 487

第一地域及び第三地域では、11.7-12.5GHz の周波数帯においては、それぞれの分配における固定業務、固定衛星業務、移動業務（航空移動を除く。）及び放送業務は、無線通信規則付録第 30 号の第一地域及び第三地域の計画に従って運用する放送衛星局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を求めてはならない。

5. 487A

附加分配：第一地域では 11.7-12.5GHz、第二地域では 12.2-12.7GHz 及び第三地域では 11.7-12.2GHz の周波数帯は、非静止衛星システムに限り、一次的基礎で固定衛星業務（宇宙から地球）にも分配し、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12

号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報、また、それが適当な場合には静止衛星通信網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかるわらず、無線通信規則に従って運用する放送衛星業務の静止衛星網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。この周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生ずる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 488

第二地域での固定衛星業務の静止衛星網による 11.7-12.2GHz の周波数帯の使用については、第一地域、第二地域及び第三地域における地上無線通信業務の局との調整のため、無線通信規則第 9.14 号の規定に従うことを条件とする。第二地域での放送衛星業務による 12.2-12.7GHz の周波数帯の使用については、無線通信規則付録第 30 号を参照すること。

5. 489

附加分配：ペルーでは、12.1-12.2GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 490

第二地域では、12.2-12.7GHz の周波数帯においては、現存及び将来の地上無線通信業務は、無線通信規則付録第 30 号に掲げる第二地域のための計画に従って運用する宇宙業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 491(未使用)

5. 492

無線通信規則付録第 30 号に掲げる計画又は第一地域及び第三地域リストに含まれる放送衛星業務の局に対して割り当てられている周波数は、**その送信が、その計画又はリストに従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信からの大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務(宇宙から地球)の送信にも使用することができる。**

5. 493

第三地域では、12.5-12.75GHz の周波数帯の放送衛星業務は、業務区域端におけるすべての条件及びすべての変調方式に対して-111dB(W/m²·27MHz))を超えない電力束密度に限る。

5. 494

附加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モンゴル、ナイジェリア、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、

ソマリア、スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

5. 495

付加分配：ボスニア・ヘルツェゴビナ、フランス、ギリシャ、リヒテンシュタイン、モナコ、モンテネグロ、ウガンダ、ルーマニア、セルビア、イス、タンザニア及びチュニジアでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

5. 496

付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。ただし、これらの業務の局は、この脚注に掲げていない第一地域の国の固定衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。また、この脚注に掲げる国の固定局及び移動局に対しては、これらの地球局の調整を必要としない。無線通信規則第 12 条の表 21-4 に定める地表面での固定衛星業務に関する電力束密度の制限は、この脚注に掲げる国の領域内に適用する。

5. 497

航空無線航行業務による 13.25-13.4GHz の周波数帯の使用は、ドップラー航行援助装置に限る。

5. 498(未使用)

5. 498A

13.25-13.4GHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用と発達を妨げてはならない。

5. 499

付加分配：バングラデシュ、インド及びパキスタンでは、13.25-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 500

付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメリーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、iran、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、マダガスカル、マレーシア、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、パキスタン、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、チャド及びチュニジアでは、13.4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 501

付加分配：アゼルバイジャン、ハンガリー、日本、モンゴル、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、13.4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 501A

一次的基礎での宇宙研究業務による 13.4-13.75GHz の周波数帯の分配は、能動宇宙検知器に限られる。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5. 501B

13.4-13.75GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、また、その使用と発達を妨げてはならない。

5. 502

13.75-14GHz の周波数帯においては、静止衛星による固定衛星業務のネットワークの地球局の最小空中線口径は 1.2 m とし、また、非静止衛星による固定衛星業務のシステムの地球局の最小空中線口径は 4.5 m としなければならない。さらに、無線標定業務又は無線航行業務の局から発射される 1 秒当たりの平均の等価等方輻射電力は、仰角が 2 度を超える場合においては 59dBW、仰角が 2 度以下の場合においては 65dBW を超えてはならない。主管庁は、この周波数帯において空中線口径が 4.5m 未満の固定衛星業務の静止衛星通信網の地球局を使用する前に、この地球局から生ずる電力束密度が以下の値を超過しないことを確認しなければならない。

- － 沿岸諸国により公認された干潮線上での海拔 36m において、時間率 1%以上で $-115\text{dB}(\text{W}/(\text{m}^2 \cdot 10\text{MHz}))$
- － 事前の同意が得られていない限り、この周波数帯において陸上移動レーダーを設置している又は設置予定の主管庁の国境上での地上高 3 m において、時間率 1%以上で $-115\text{dB}(\text{W}/(\text{m}^2 \cdot 10\text{MHz}))$

空中線口径が 4.5m 以上の固定衛星業務の地球局については、いかなる発射の等価等方輻射電力も最低 68dBW とし、かつ、85dBW を超えてはならない。

5. 503

13.75-14GHz の周波数帯においては、事前公表の情報が1992年1月31日以前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局は、固定衛星業務の局と同等に運用でき、同日後に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。事前公表の情報が1992年1月31日以前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、

- － 13.77-13.78GHz の周波数帯においては、静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価等方輻射電力密度は、次の値を超えてはならない
 - i) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が 1.2m 以上 4.5m 未満の場合においては、 $4.7D + 28\text{dBW}/40\text{kHz}$ 、ここで D は空中線口径(m)
 - ii) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が 4.5m 以上 31.9m 未満の場合においては、 $49.2 + 20\log(D/4.5)\text{dBW}/40\text{kHz}$ 、ここで D は空中線口径(m)
 - iii) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が 31.9m 以上の場合においては、66.2dBW/40kHz。

- iv) 空中線口径が4.5m以上のあらゆる固定衛星業務の地球局からの狭帯域(必要周波数帯幅が40 kHz未満)発射の場合においては、56.2dBW/4kHz
- 非静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価等方輻射電力密度は、13.772-13.778GHzの周波数帯において6MHzの周波数帯域幅当たり51dBWを超えてはならない

降雨減衰を補償するため、固定衛星業務の宇宙局における電力束密度が、地球局の使用によって生ずる等価等方輻射電力により晴天時における上記制限値を超えない範囲で、この周波数帯域における等価等方輻射電力密度を増加させるための自動電力制御装置を使用することができる。

5. 503A(未使用)

5. 504

無線航行業務による 14-14.3GHz の周波数帯の使用は、固定衛星業務の宇宙局に十分な保護を与えるものでなければならない。

5. 504A

14-14.5GHz の周波数帯においては、二次業務の航空移動衛星業務の航空機地球局は、固定衛星業務の宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第 5.29 号、第 5.30 号及び第 5.31 号の規定を適用する。

5. 504B

14-14.5GHz の周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、インド、イタリア、英国及び南アフリカ共和国の領域に位置する 14.47-14.5GHz の周波数帯において観測を行ういかなる電波天文局に対しても、ITU-R 勧告 M.1643 第 1 附属書 C 部の規定に従わなければならない。

5. 504C

14-14.25GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、ボツワナ、コートジボワール、エジプト、ギニア、インド、イラン、クウェート、レソト、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 M.1643 第 1 附属書 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5.29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 505

付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レソト、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、パキスタン、フィ

リビン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、チャド、ベトナム及びイエメンでは、14-14.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 506

14-14.5GHz の周波数帯は、他の固定衛星業務の通信網と調整を行うことを条件として、固定衛星業務(地球から宇宙)の中で、放送衛星業務のためのフィーダリンクに使用することができる。このフィーダリンクの使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。

5. 506A

14-14.5GHz の周波数帯においては、等価等方輻射電力が 21dBW を超える船舶地球局は、決議第 902(WRC-03)に規定される船上地球局と同じ条件で運用しなければならない。この脚注は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な情報が 2003 年 7 月 5 日前に無線通信局に受領された船舶地球局に適用してはならない。

5. 506B

固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス、ギリシャ及びマルタからの事前同意の必要なしに、決議第 902(WRC-03)に示すこれらの国からの最小距離内において、14-14.5GHz の周波数帯で運用できる。

5. 507(未使用)

5. 508

付加分配：ドイツ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、フランス、イタリア、リビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国及び英国では、14.25-14.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 508A

14.25-14.3GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、ポツワナ、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、レソト、ナイジェリア、オマーン、シリア、英國及びチュニジアの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R 勧告 M.1643 第 1 附属書第 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5.29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 509(未使用)

5. 509A

14. 3-14. 5GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、ボツワナ、カメルーン、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、レソト、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国、スリランカ、チュニジア及びベトナムの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643 第 1 附属書第 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 510

固定衛星業務(地球から宇宙)による 14. 5-14. 8GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。この使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。

5. 511

附加分配：サウジアラビア、バーレーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ギニア、イラン、イラク、イスラエル、リビア、クウェート、レバノン、パキスタン、カタール、シリア及びソマリアでは、15. 35-15. 4GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 511A

15. 43-15. 63GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配される。固定衛星業務(宇宙から地球及び地球から宇宙)による 15. 43-15. 63GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。固定衛星業務(宇宙から地球)による 15. 43-15. 63GHz の周波数帯の使用は、事前公表情報が無線通信局により 2000 年 6 月 2 日前に受領されている移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。宇宙から地球への方向では、地球局を有害な混信から保護するための局地地平線上の最小地球局仰角及び利得並びに最小調整距離は、ITU-R 勧告 S. 1341 に従うものとする。15. 35-15. 4GHz の周波数帯の電波天文業務を保護するため、15. 43-15. 63GHz の周波数帯で運用する非静止移動衛星業務フィーダリンク(宇宙から地球)システム内のすべての宇宙局から 15. 35-15. 4GHz の周波数帯において照射される総電力束密度は、いかなる電波天文観測所においても、50MHz の周波数帯域幅当たり時間率 2%以上で $-156\text{dB}(\text{W/m}^2)$ のレベルを超えてはならない。

5. 511B(未使用)

5. 511C

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 S. 1340 に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第 4. 10 号の適用)を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 S. 1340 に従わなければならない。

い。

5. 511D

15. 4-15. 43GHz 及び 15. 63-15. 7GHz の周波数帯においては、1997 年 11 月 21 日までに完全な事前公表情報が無線通信局によって受領された固定衛星業務のシステムは宇宙から地球方向で、15. 63-15. 65GHz の周波数帯においては地球から宇宙方向で運用できる。15. 4-15. 43GHz 及び 15. 65-15. 7GHz の周波数帯においては、非静止宇宙局からの送信は、到達するすべての角度に対して、地表面電力束密度制限値-146dB(W/(m²·MHz))を超えてはならない。主管庁は、15. 63-15. 65GHz の周波数帯において、ある到来角において-146dB(W/(m²·MHz))を超える非静止宇宙局からの送信を計画している場合は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って影響を受ける主管庁と調整する。15. 63-15. 65GHz の周波数帯において地球から宇宙方向で運用する固定衛星業務の局は、航空無線航行業務の局(無線通信規則第 4. 10 号の適用)に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 512

付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメリーン、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、エリトリア、フィンランド、グアテマラ、インド、インドネシア、イラン、リビア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、モンテネグロ、モザンビーク、ネパール、ニカラグア、オマーン、パキスタン、カタール、シリア、セルビア、シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ及びイエメンでは、15. 7-17. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 513

付加分配：イスラエルでは、15. 7-17. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。これらの業務は、無線通信規則第 5. 512 号に掲げていない国の分配表に従って運用する業務からの保護を求めてはならない。また、これらに有害な混信を生じさせてはならない。

5. 513A

17. 2-17. 3GHz の周波数帯で運用される宇宙能動検知器は、無線標定業務及びその他一次的基礎で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの発達を妨げてはならない。

5. 514

付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメリーン、コスタリカ、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、グアテマラ、インド、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、リビア、日本、ヨルダン、クウェート、リトアニア、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、カタール、キルギス及びスー

ンでは、17.3-17.7GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第 21.3 号及び第 21.5 号に定める電力制限が適用される。

5. 515

17.3-17.8GHz の周波数帯における固定衛星業務(地球から宇宙)と放送衛星業務への分配については、無線通信規則付録第 30A 号の第 4 附属書第 1 節の規定にも従うものとする。

5. 516

固定衛星業務(地球から宇宙)の静止衛星システムによる 17.3-18.1GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。固定衛星業務(地球から宇宙)のシステムによる第二地域の 17.3-17.8MHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限る。12.2-12.7GHz の周波数帯における放送衛星業務のためのフィーダリンクによる第二地域の 17.3-17.8GHz の周波数帯の使用については、無線通信規則第 11 条を参照すること。固定衛星業務の非静止衛星システムによる第一地域及び第三地域での 17.3-18.1GHz(地球から宇宙)及び第二地域での 17.8-18.1GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定の適用を条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には非静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報、またそれが適当な場合には静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかるわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 516A

17.3-17.7 GHz の周波数帯では、第一地域における固定衛星業務(宇宙から地球)の地球局は、無線通信規則付録第 30A 号に従って運用する放送衛星業務のフィーダリンク地球局からの保護を求めてはならない。また、フィーダリンクの業務領域内のいかなる放送衛星業務のフィーダリンク地球局の配置に対して制限を課してはならない。

5. 516B

以下の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムによる利用のために特定する。

(宇宙から地球)

- 17.3-17.7GHz (第一地域)
- 18.3-19.3GHz (第二地域)
- 19.7-20.2GHz (全地域)
- 39.5-40GHz (第一地域)
- 40-40.5GHz (全地域)
- 40.5-42GHz (第二地域)

47. 5-47. 9GHz (第一地域)
48. 2-48. 54GHz (第一地域)
49. 44-50. 2GHz (第一地域)
及び
(地球から宇宙)
27. 5-27. 82GHz (第一地域)
28. 35-28. 45GHz (第二地域)
28. 45-28. 94GHz (全地域)
28. 94-29. 1GHz (第二地域及び第三地域)
29. 25-29. 46GHz (第二地域)
29. 46-30GHz (全地域)
48. 2-50. 2GHz (第二地域)

この特定は、他の固定衛星業務のアプリケーション又は一次的基礎でこれらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、これらの周波数帯の使用者間に無線通信規則内における優先権を確立するものでもない。主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的規定を検討する際にこれらの事項を考慮しなければならない。決議第 143 (WRC-03) を参照すること。

5. 517

第二地域では、17. 7-17. 8GHz の周波数帯における固定衛星業務(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則に従い運用している放送衛星業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 518(未使用)

5. 519

付加分配：第二地域における 18-18. 3GHz の周波数帯並びに第一地域及び第三地域における 18. 1-18. 4GHz の周波数帯は、一次的基礎で気象衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、静止衛星による使用に限る。

5. 520

固定衛星業務(地球から宇宙)による 18. 1-18. 4GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務の静止衛星システムのフィーダリンクに限る。

5. 521

代替分配：ドイツ、デンマーク、アラブ首長国連邦及びギリシャでは、18. 1-18. 4GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、固定衛星業務(宇宙から地球)及び移動業務に分配する(無線通信規則第 5. 33 号参照)。無線通信規則第 5. 519 号の規定も適用する。

5. 522(未使用)

5. 522A

18. 6-18. 8GHz の周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第 21. 5A 号及び第 21. 16. 2 号に示す値に制限される。

5. 522B

固定衛星業務による 18. 6-18. 8GHz の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が 20000km 以上の軌道を持つシステムに限定される。

5. 522C

18. 6-18. 8GHz の周波数帯において、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、チュニジア及びイエメンでは、WRC-2000 の最終文書の発効日時点での運用されていた固定業務システムは、無線通信規則第 21. 5A 号の制限を受けない。

5. 523(未使用)

5. 523A

静止及び非静止の固定衛星業務による 18. 8-19. 3GHz (宇宙から地球) 及び 28. 6-29. 1GHz (地球から宇宙) の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とし、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。1995 年 11 月 18 日前の調整に基づく静止衛星通信網を有する主管庁は、関係するすべての機関が容認することができる結果を得ることを目的として、同日前に通告情報が無線通信局によって受領された非静止衛星通信網と、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整するために可能な最大限の協力をしなければならない。非静止衛星通信網は、1995 年 11 月 18 日前に完全な通告情報（無線通信規則付録第 4 号）が無線通信局によって受領されたとみなされる静止固定衛星業務の通信網に許容し得ない混信を生じさせてはならない。

5. 523B

固定衛星業務による 19. 3-19. 6GHz の周波数帯（地球から宇宙）の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクに限る。この使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とするが、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。

5. 523C

無線通信規則第 22. 2 号は、19. 3-19. 6GHz 及び 29. 1-29. 4GHz の周波数帯において、非静止移動衛星業務の通信網のフィーダリンクと、1995 年 11 月 18 日前に完全な調整情報又は通告情報（無線通信規則付録第 4 号）が無線通信局によって受領されたとみなされる固定衛星業務の通信網との間で引き続き適用される。

5. 523D

固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる 19. 3-19. 7GHz の周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とするが、無線通信規則第 22. 2 号の適用は条件としない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム、又は無線通信規則第 5. 523C 号及び第 5. 523E 号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、引き続き無線通信規則第 9 条(第 9. 11A 号を除く。)及び第 11 条による手続並びに第 22. 2 号の適用は条件とする。

5. 523E

無線通信規則第 22. 2 号は、19. 6-19. 7GHz 及び 29. 4-29. 5GHz の周波数帯において、非静止移動衛星業務の通信網のフィーダリンクと、1997 年 11 月 21 日までに完全な調整情報又は通告情報(無線通信規則付録第 4 号)が無線通信局によって受領されたとみなされる固定衛星業務の通信網との間で引き続き適用される。

5. 524

付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スードン、タンザニア、チャド、トーゴ及びチュニジアでは、19. 7-21. 2GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的使用は、19. 7-21. 2GHz の周波数帯における固定衛星業務又は一次業務で分配されている 19. 7-20. 2GHz の周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課してはならない。

5. 525

移動衛星及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り 19. 7-20. 2GHz 及び 29. 5-30. 0GHz の周波数帯の中の高い周波数部分に配置しなければならない。

5. 526

第二地域における 19. 7-20. 2GHz 及び 29. 5-30. 0GHz の周波数帯、第一地域及び第三地域における 20. 1-20. 2GHz 及び 29. 9-30. 0GHz の周波数帯で、固定衛星業務と移動衛星業務の両業務を行う通信網は、1 又は 2 以上の衛星を介した対向通信及び一対多方向通信のために、特定地点の地球局、不特定の地点の地球局又は移動中の地球局との間にリンクを設定することができる。

5. 527

19. 7-20. 2GHz 及び 29. 5-30. 0GHz の周波数帯においては、無線通信規則第 4. 10 号は移動衛星業務には適用しない。

5. 528

移動衛星業務に対する分配は、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を宇宙局において使用する通信網のためのものである。第二地域における 19.7-20.1GHz 及び 20.1-20.2GHz の周波数帯において移動衛星業務のシステムを運用する主管庁は、無線通信規則第 5.524 号の規定に従って固定及び移動システムを運用する主管庁によるこれらの周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。

5. 529

第二地域における移動衛星業務による 19.7-20.1GHz 及び 29.5-29.9GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5.526 号に規定する固定衛星業務及び移動衛星業務の両業務を行う衛星通信網に限定する。

5. 530

第一地域及び第三地域では、放送衛星業務による 21.4-22GHz の周波数帯の使用は、決議第 525(WRC-07、改)の規定に従うことと条件とする。

5. 531

付加分配：日本では、21.4-22GHz の周波数帯は、一次的基礎として放送業務にも分配する。

5. 532

地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)による 22.21-22.5GHz の周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に制約を課してはならない。

5. 533

衛星間業務は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な干渉を容認しなければならない。

5. 534(未使用)

5. 535

24.75-25.25GHz の周波数帯については、放送衛星業務のフィーダリンクの局は他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら放送衛星局の既存又は計画されたフィーダリンクに干渉を与えてはならず、かつ、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。

5. 535A

固定衛星業務による 29.1-29.5GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限定される。この使用は無線通信規則第

9. 11A 号の適用を条件とするが、無線通信規則第 5. 523C 及び第 5. 523E に示すように、引き続き無線通信規則第 9 条(第 9. 11A 号を除く。)及び第 11 条による手続並びに第 22. 2 号の適用を条件とする場合を除いて、無線通信規則第 22. 2 号の適用は条件としない。

5. 536

衛星間業務による 25. 25-27. 5GHz の周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限定し、また、宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。

5. 536A

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局を運用する主管庁は、他の主管庁が運用する固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。さらに、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、それぞれ ITU-R 勧告 SA. 1278 及び SA. 1625 を考慮して運用しなければならない。

5. 536B

ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、リビア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、シンガポール、スウェーデン、イスス、タンザニア、トルコ、ベトナム及びジンバブエでは、25. 5-27. 0GHz の周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの使用及び発達を妨げてはならない。

5. 536C

アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブラジル、カメルーン、コモロ、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、イラン、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、リトアニア、マレーシア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、タンザニア、チュニジア、ウルグアイ、ザンビア及びジンバブエでは、25. 5-27GHz の周波数帯における宇宙研究業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。

5. 537

27-27. 5GHz の周波数帯を使用して衛星間通信を行う非静止衛星業務は、無線通信規則第 22. 2 号の規定を適用しない。

5. 537A

ブータン、カメルーン、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、レソト、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムでは、27.9–28.2GHz の周波数帯における固定業務への分配は、これらの国の領域内に限って高高度プラットフォーム局(HAPS)にも使用することができる。上記の国で HAPS による固定業務に割り当てられたこの 300MHz の周波数帯の使用は、HAPS から地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。さらに、HAPS は、それらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第 145(WRC-07、改)を参照すること。

5. 538

付加分配：27.500–27.501GHz と 29.999–30.000GHz の周波数帯は、アップリンク電力制御を行うためのビーコン波送信用として、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で 10dBW を超えてはならない。

5. 539

27.5–30GHz の周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィーダリンクのための固定衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

5. 540

付加分配：27.501–29.999GHz の周波数帯は、アップリンク電力制御を行うためのビーコン波送信用として、二次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 541

28.5–30GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務は無線局間のデータ伝送に限るものとし、能動又は受動センサーによる情報収集に優先させるものであってはならない。

5. 541A

29.1–29.5GHz(地球から宇宙)の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフィーダリンクは、両ネットワーク間の相互混信のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるように、アップリンクの適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この手法は、無線通信規則付録第 4 号の調整情報が 1996 年 5 月 17 日後に無線通信局に受領されたとみなされるネットワークについて、将来の世界無線通信会議において変更されるまで適用する。同日前に無線通信規則付録第 4 号の調整情報を提出した主管庁は、この手法をできる限り利用することが求められる。

5. 542

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カムルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ギニア、インド、イラン、イラク、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、ソマリア、スーダン、スリランカ及びチャドでは、29.5-31GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合には、無線通信規則第 21.3 号及び第 21.5 号に定める電力制限値を適用する。

5. 543

29.95-30GHz の周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のため、二次的基礎で地球探査衛星業務の宇宙から宇宙への回線に使用することができる。

5. 543A

ブータン、カムルーン、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、レソト、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムでは、31-31.3GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)による地上から HAPS の方向にも使用できる。HAPS を用いたシステムによる 31-31.3GHz の周波数帯の使用は、上記の国の領域内に限定し、他の種類の固定業務システム、移動業務システム及び無線通信規則第 5.545 号の規定に従って運用されるシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。さらに、HAPS は、それらの業務の発達を妨げてはならない。31.0-31.3GHz の周波数帯における HAPS を用いたシステムは、ITU-R 勧告 RA.769 に示す保護基準を考慮して、31.3-31.8GHz の周波数帯に一次分配を有する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。衛星受動業務を保護するため、31.3-31.8GHz の周波数帯における HAPS 地上局のアンテナの不要電力密度レベルは、晴天時には-106dB(W/MHz)に制限しなければならず、また、雨天時には降雨減衰を考慮し、受動衛星への実効的な影響が上記晴天時の影響を超過しないことを条件として、-100dB(W/MHz)まで増加することができる。決議第 145(WRC-07、改)参照。

5. 544

31-31.3GHz の周波数帯においては、無線通信規則第 21 条の表 21-4 に定める電力束密度の制限は、宇宙研究業務に適用する。

5. 545

業務の種類の地域差：アルメニア、グルジア、モンゴル、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 31-31.3GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 546

業務の種類の地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプ

ト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、ロシア、グルジア、ハンガリー、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、英國、南アフリカ共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びトルコでは、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に対する 31.5-31.8GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 547

31.8-33.4GHz、37-40GHz、40.5-43.5GHz、51.4-52.6GHz、55.78-59GHz 及び 64-66GHz の周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用可能である（決議第 75（WRC-2000）参照）。主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的規定を検討する際に上記の事項を考慮しなければならない。39.5-40GHz 及び 40.5-42GHz の周波数帯で固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムを導入する可能性があるため、主管庁は、適宜、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに対する制限をさらに考慮するものとする（無線通信規則第 5.516B 号参照）。

5. 547A

主管庁は、航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、31.8-33.4GHz の周波数帯における固定業務の局と無線航行業務における航空機上局との間の混信を極力抑える可能な措置を取らなければならない。

5. 547B

代替分配：アメリカ合衆国では、31.8-32GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務及び宇宙研究業務（深宇宙）（宇宙から地球）に分配する。

5. 547C

代替分配：アメリカ合衆国では、32-32.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務及び宇宙研究業務（深宇宙）（宇宙から地球）にも分配する。

5. 547D

代替分配：アメリカ合衆国では、32.3-33GHz の周波数帯は、一次的基礎で衛星間業務及び無線航行業務に分配する。

5. 547E

代替分配：アメリカ合衆国では、33-33.4GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。

5. 548

32.3-33GHz の周波数帯における衛星間業務、32-33GHz の周波数帯における無線航行業務及び 31.8-32.3 GHz の周波数帯における宇宙研究業務（深宇宙）の通信系を設計するに当たっては、主

管庁は、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要なすべての措置を執らなければならない(勧告第 707 参照)。

5. 549

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スー丹、スリランカ、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、33.4-36GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 549A

35.5-36.0GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)又は宇宙研究業務(能動)のあらゆる宇宙検知器により生じる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から 0.8 度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で-73.3dB(W/m²) を超えてはならない。

5. 550

業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、モンゴル、キルギス、タジキスタン及びトルクmenistanでは、宇宙研究業務に対する 34.7-35.2GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 550A

地球探査衛星業務(受動)と固定業務及び移動業務との間の 36-37GHz 帯の共用に当たっては、決議第 752(WRC-07)を適用する。

5. 551(未使用)

5. 551A(未使用)

5. 551AA(未使用)

5. 551B(未使用)

5. 551C(未使用)

5. 551D(未使用)

5. 551E(未使用)

5. 551F

業務の種類の地域差：日本では、移動業務に対する 41.5–42.5GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 551G(未使用)

5. 551H

42–42.5GHz の周波数帯で運用する固定衛星業務（宇宙から地球）又は放送衛星業務の非静止衛星システムのすべての宇宙局から生じる 42.5–43.5GHz の周波数帯における等価電力束密度（epfd）は、いかなる電波天文局においても、時間率 2% 以上で次の値を超えてはならない。

- 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42.5–43.5GHz の周波数帯のうち、1GHz の周波数帯域幅において $-230\text{dB}(\text{W/m}^2)$ 及び任意の 500kHz の周波数帯域幅において $-246\text{dB}(\text{W/m}^2)$
- 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42.5–43.5GHz の周波数帯のうち、任意の 500kHz の周波数帯域幅において $-209\text{dB}(\text{W/m}^2)$

これらの epfd 値は、ITU-R 勧告 S.1586-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 RA.1631 に示す電波天文業務の参考アンテナパターン及びアンテナの最大利得を使用して求められなければならず、かつ、全方位角及び電波望遠鏡の最小運用角度 θ_{\min} を超える仰角（通告情報がない場合、基本設定値である 5 度を採用する。）の範囲に適用しなければならない。

これらの値は、次のいずれかの電波天文局において適用する。

- 2003 年 7 月 5 日前に運用を開始し、かつ、2004 年 1 月 4 日前に無線通信局に通告された電波天文局
- 適当と認められる場合には、制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が受領される日前に通告された電波天文局

これらの日後に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。第二地域では、決議第 743(WRC-03) を適用する。同意を得た国のある電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。

5. 551I

42–42.5GHz の周波数帯で運用する固定衛星業務（宇宙から地球）又は放送衛星業務のあらゆる静止宇宙局から生じる 42.5–43.5GHz の周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、次の値を超えてはならない。

- 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42.5–43.5GHz の周波数帯のうち、1GHz の周波数帯域幅において $-137\text{dB}(\text{W/m}^2)$ 及び任意の 500kHz の周波数帯域幅において $-153\text{dB}(\text{W/m}^2)$
- 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42.5–43.5GHz の周波数帯のうち、任意の 500kHz の周波数帯域幅において $-116\text{dB}(\text{W/m}^2)$

これらの値は、以下のいずれかの電波天文局において適用する。

- 2003 年 7 月 5 日前に運用を開始し、かつ、2004 年 1 月 4 日前に無線通信局に通告された電波天

文局

- 適当と認められる場合には、制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が受領される日前に通告された電波天文局これらの日後に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。第二地域では、決議第 743(WRC-03) を適用する。同意を得た国のある電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。

5. 552

地球から宇宙への伝送のための固定衛星業務による 42. 5–43. 5GHz 及び 47. 2–50. 2GHz の周波数帯の分配は、放送衛星のためのフィーダリンクを収容するため、宇宙から地球への伝送のための 37. 5–39. 5GHz の周波数帯の分配より広く分配する。主管庁は、40. 5–42. 5GHz の周波数帯で運用する放送衛星業務のためのフィーダリンク用に 47. 2–49. 2GHz の周波数帯を保留するため、実行可能なすべての措置を執ることを要請される。

5. 552A

47. 2–47. 5GHz 及び 47. 9–48. 2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局 (HAPS) の使用に特定する。47. 2–47. 5GHz 及び 47. 9–48. 2GHz の周波数帯の使用は、決議第 122(WRC-07、改)に従うことを条件とする。

5. 553

43. 5–47GHz 及び 66–71GHz の周波数帯においては、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

5. 554

43. 5–47GHz、66–71GHz、95–100GHz、123–130GHz、191. 8–200GHz 及び 252–265GHz の周波数帯における特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線の使用は、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して使用する場合に限る。

5. 554A

固定衛星業務(宇宙から地球)による 47. 5–47. 9GHz、48. 2–48. 54GHz 及び 49. 44–50. 2GHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限定する。

5. 555

附加分配：48. 94–49. 04GHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務に分配する。

5. 555A(未使用)

5. 555B

48. 2–48. 54GHz 及び 49. 44–50. 2GHz の周波数帯で運用するあらゆる固定衛星業務(宇宙から地球)の静止宇宙局から生じる 48. 94–49. 04GHz の周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、任意の 500 kHz の周波数帯域幅において-151. 8dB(W/m²)を超えてはならない。

5. 556

51. 4–54. 25GHz、58. 2–59GHz 及び 64–65GHz の周波数帯においては、電波天文業務は、国内的合意に基づいて行うことができる。

5. 556A

衛星間業務による 54. 25–56. 9GHz、57. 0–58. 2GHz 及び 59. 0–59. 3GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道にある衛星に限る。衛星間業務の局による地表面 0km から 1000km までの高度における单一入射電力束密度は、すべての条件及びすべての変調方式に対して、到達するすべての角度に対し、-147dB(W/(m² · 100MHz))を超えてはならない。

5. 556B

付加分配：日本では、54. 25–55. 78GHz の周波数帯は、低密度の用途として、一次的基礎で移動業務にも分配する。

5. 557

付加分配：日本では、55. 78–58. 2GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 557A

55. 78–56. 26GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、固定業務の局のアンテナへ送信機より送られる最大電力密度は、-26dB(W/MHz)に制限される。

5. 558

55. 78–58. 2GHz、59–64GHz、66–71GHz、122. 25–123GHz、130–134GHz、167–174. 8GHz 及び 191. 8–200GHz の周波数帯においては、航空移動業務の局は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

5. 558A

衛星間システムによる 56. 9–57GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面 0km から 1000km までの高度における单一入射電力束密度は、すべての条件及びすべての変調方式に対して、到達するすべての角度に対し、-147dB(W/(m² · 100MHz))を超えてはならない。

5. 559

59–64GHz の周波数帯においては、無線標定業務の航空機に設置したレーダーは、衛星間業務に

有害な混信を生じさせてはならないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第5.43号参照)。

5.559A(未使用)

5.560

78–79GHz の周波数帯においては、宇宙局上に設置したレーダーは、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務において一次的基礎で運用することができる。

5.560A

81–81.5GHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。

5.561

74–76GHz の周波数帯において、固定業務、移動業務及び放送業務の局は、放送衛星業務のための適切な周波数割当計画会議の決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。

5.561A

日本では、固定衛星業務(地球から宇宙)による 84–86GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道を使った放送衛星業務のフィーダリンクに限る。

5.562

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 94–94.1GHz の周波数帯の使用は、宇宙雲レーダーに限る。

5.562A

94–94.1GHz 及び 130–134GHz の周波数帯における電波天文アンテナの主ビームに向けられた地球探査衛星業務(能動)の宇宙局からの送信は、いくつかの電波天文受信機に支障をきたすおそれがある。送信機及び関連する電波天文局を運用する宇宙業務運営体は、そのような事態を極力避けるため相互に運用を計画すべきである。

5.562B

105–109.5GHz、111.8–114.25GHz、155.5–158.5GHz 及び 217–226GHz の周波数帯において、この分配の使用は、宇宙電波天文のみに限定される。

5.562C

衛星間業務による 116–122.25GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。すべての条件及びすべての変調方式に対して、地表面 0km から 1000km までの高度及び受動検知器が存在するすべての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる单一入射電力束密度は、

すべての到来角度において-148dB(W/(m²·MHz))を超えてはならない。

5. 562D

附加分配：大韓民国では、128–130GHz、171–171.6GHz、172.2–172.8GHz 及び 173.3–174GHz の周波数帯は、2015 年まで、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 562E

地球探査衛星業務(能動)に対する分配は、133.5–134GHz の周波数帯に限定される。

5. 562F

155.5–158.5GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)に対する分配は 2018 年 1 月 1 日で終了する。

5. 562G

155.5–158.5GHz の周波数帯における固定業務及び移動業務への分配の発効日は、2018 年 1 月 1 日である。

5. 562H

衛星間業務による 174.8–182GHz 及び 185–190GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。すべての条件及びすべての変調方式に対して、地表面 0km から 1000km までの高度及び受動検知器が存在するすべての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる单一入射電力束密度は、すべての到来角度において-144dB(W/(m²·MHz))を超えてはならない。

5. 563(未使用)

5. 563A

200–209GHz、235–238GHz、250–252GHz 及び 265–275GHz では、大気成分を調べるため、地上設置型受動大気検知を行う。

5. 563B

237.9–238GHz の周波数帯は、宇宙機搭載雲レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)にも分配する。

5. 564(未使用)

5. 565

275–1000GHz の周波数帯は、主管庁による様々な能動業務及び受動業務の実験及び開発に使用可能である。この周波数帯では、受動業務による以下のスペクトル線測定の必要性が特定されている。

- － 電波天文業務:275-323GHz、327-371GHz、388-424GHz、426-442GHz、453-510GHz、623-711GHz、795-909GHz 及び 926-945GHz
- － 地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動):275-277GHz、294-306GHz、316-334GHz、342-349GHz、363-365GHz、371-389GHz、416-434GHz、442-444GHz、496-506GHz、546-568GHz、624-629GHz、634-654GHz、659-661GHz、684-692GHz、730-732GHz、851-853GHz 及び 951-956GHzこの広範な未開発のスペクトル領域における将来の研究によって、受動業務に関連するスペクトル線及び周波数帯がさらに見出される可能性がある。主管庁は、上記の周波数帯における分配表が定まる日まで、これらの受動業務を有害な混信から保護するため、実行可能なすべての措置を執ることを要請される。

総務省

平成 21 年度 電波の利用状況調査について

1. 本調査票について

1.1 本調査の目的

この調査は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 26 条の 2 第 1 項に基づき実施するものです。回答いただいた情報は電波の利用状況調査の結果集計及び評価を実施するためのみに使用します。

1.2 調査票による調査事項

この調査票では、電波の利用状況の調査等に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）第 5 条第 1 項第 5 号から第 8 号に掲げる事項を調査します。

1.3 調査基準日等

調査基準日は平成 21 年 3 月 5 日とし、調査基準日において開設する 3.4GHz 超の周波数を使用する電波利用システムごとに調査を行うものとします。調査の各設問は、原則、調査基準日における電波利用システムの使用実態等についてお伺いしています。ただし、別途基準日又は基準期間を定めている設問については、その指定に従って回答して下さい。

2. 調査票の構成及び注意事項

本調査票は、すべての電波利用システムに対応しています。

開設している電波利用システムが複数ある場合には、電波利用システムごとに回答して下さい。（本調査票をコピーしたものでも可）

2.1 基本情報の記載について

基本情報は、回答していただく内容が、どの免許人、電波利用システムについてのものかを正確に識別し、管理するために設定しています。

免許人情報については、調査対象の免許人名、管理コード（調査依頼通知書を参照のこと）、記入者住所等を指定の欄に記入して下さい。

調査対象情報については、調査対象リスト、電波利用システム一覧を参照し、該当する電波利用システムの調査票 ID 及び名称を記入して下さい。

(記入例)

「音声 STL/TTL/TSL (N バンド)」の場合。

【調査対象】

調査票 ID	電波利用システム
1-2	音声 STL/TTL/TSL (N バンド)

【電波利用システム一覧】

グループ	調査票 ID	電波利用システム	ページ
1	1-1	音声 STL/TTL/TSL (M バンド)	8 (共通) 及び 9~11 (個別)
	1-2	音声 STL/TTL/TSL (N バンド)	
	1-3	放送監視制御 (M バンド)	
	1-4	放送監視制御 (N バンド)	
	1-5	18GHz 帯公用小容量固定	
	1-6	18GHz 帯電気通信業務 (エントランス)	
	1-7	22GHz 帯電気通信業務 (中継系・エントランス)	

2.2 回答の記載について

➤ 災害・故障時等の具体的な対策の有無

『災害・故障時等の具体的な対策の有無』の設問では、以下のように、全ての項目（地震対策、火災対策、水害対策及び故障対策）について、該当する選択肢（1～3）のいずれかに「○」を記入して下さい。

(記入例)

地震対策及び故障対策は全ての無線局で、火災対策は一部の無線局で行っているが、水害対策は行っていない場合。

	地震対策 (耐震補強等)	火災対策 (ガス消化設備の設置等)	水害対策 (地上 2 階以上に設置や防水扉による対策等)	故障対策 (代替用予備機の設置等)
1. 当該システムの全ての無線局について対策を行っている	【 ○ 】	【]	【]	【 ○ 】
2. 当該システムの一部の無線局について対策を行っている	【]	【 ○ 】	【]	【]
3. 対策を行っていない	【]	【]	【 ○ 】	【]

次頁に続く

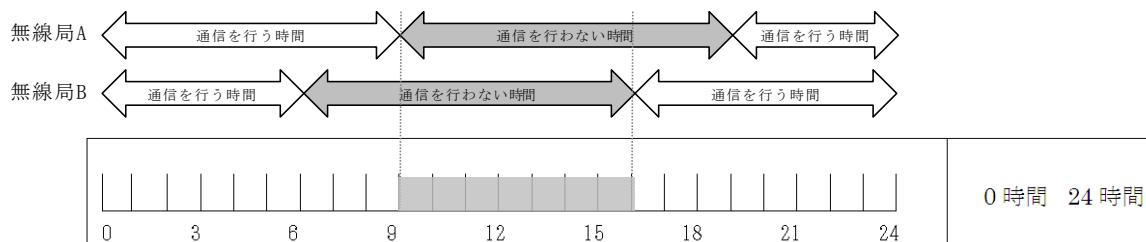
前頁からの続き

➤ 実運用時間帯（通信を行わない時間帯）

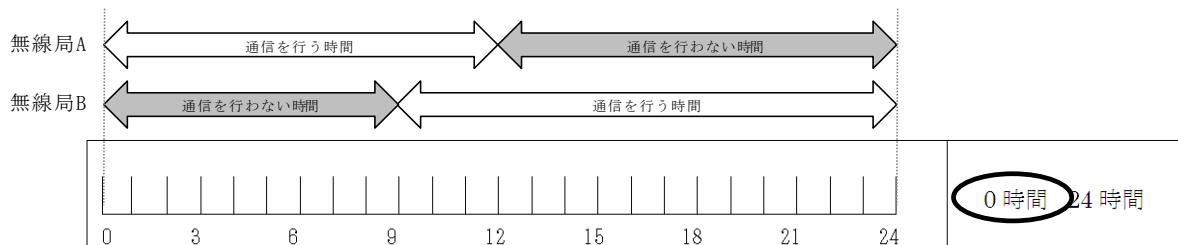
『実運用時間帯（通信を行わない時間帯）』の設問では、全ての無線局で通信を行わない時間帯がある場合に、当該時間帯を記入例により塗りつぶして下さい。緊急時ののみ通信を行う無線局等、平時においてすべての無線局が24時間通信を行っていない電波利用システムの場合は、回答欄の「24時間」を○で囲んで、塗りつぶしを省略することもできます。

(記入例)

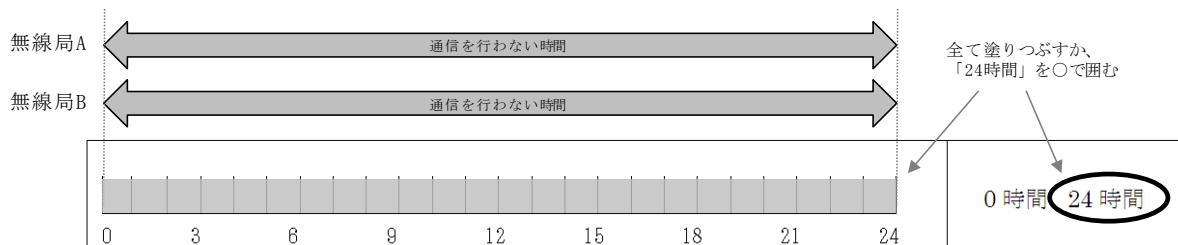
全ての無線局で通信を行わない時間帯を塗りつぶして下さい。



全ての無線局で通信を行わない時間帯がない場合、「0時間」を○で囲んで下さい。



緊急時ののみ通信を行う無線局等、平時においてすべての無線局が24時間通信を行っていない電波利用システムの場合は、回答欄の「24時間」を○で囲んで、塗りつぶしを省略することもできます。



➤ 記述の回答欄が足りない場合

記述の回答欄が足りない場合は、本調査票の回答欄に「別紙参照」と記載の上、以下の例を参考に別紙を作成して下さい。

(記入例)

別紙

Q7.11 代替困難な理由

・ ・ ・ ・ ・ のため

2.3 調査事項の表示について

本調査票は、すべての電波利用システムで回答していただく設問（以下、「共通調査事項」）と、個々の電波利用システムのみ回答していただく設問（以下、「個別調査事項」）に分けて、作成しています。

まずは、共通調査事項に回答いただき、その後、6~7 ページの表に示すグループごとに個別調査事項を示す該当ページが記載されておりますので、指示に従って、回答して下さい。

最後に、本調査に関してご意見等ございましたら、48 ページの欄内にご記入下さい。

3. 調査票入力ツール

本調査票の代わりに調査票入力ツールを使用して電子的に回答することも可能です。

インターネット上の総務省 電波利用ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

【総務省電波利用ホームページ 調査票入力ツール】

URL : <http://www.tele.soumu.go.jp/j/research/tool.htm>

基本情報記載欄

免許人情報

免許人情報を記入して下さい。なお、ご記入いただいた内容は、平成 21 年度電波の利用状況調査における回答内容の確認等を行う際に使用するものであり、その他の目的には一切使用いたしません。

免許人名	
管理コード(※)	— —
記入者住所	(〒 —)
記入者名	
所属部署名	
TEL	
FAX	
E-mail	

※ 調査依頼通知書に記載された管理コードを記入する。(記入例 : A - M8soumu - 01)

調査対象情報

調査対象情報については、調査対象リスト、電波利用システム一覧を参照し、該当する電波利用システムの調査票 ID 及び名称を記入して下さい。**1 調査票 1 電波利用システム**に対する回答をお願いします。

次に共通調査事項 (Q0) 及び個別調査事項 (Q1~Q11) を回答して下さい。なお、個別調査事項 (Q1 ~Q11) は調査事項ごとに対象となるシステムが異なるため、電波利用システム一覧の表の指示するページより、回答を続けて下さい。また、グループの番号は便宜上付けたものであり、順序に意味はありません。

【調査対象】

調査票 ID	電波利用システム

【電波利用システム一覧】

グループ	調査票 ID	電波利用システム	ページ
1	1-1	音声 STL/TTL/TSL (M バンド)	8 (共通) 及び 9~11 (個別)
	1-2	音声 STL/TTL/TSL (N バンド)	
	1-3	放送監視制御 (M バンド)	
	1-4	放送監視制御 (N バンド)	
	1-5	18GHz 帯公共用小容量固定	
	1-6	18GHz 帯電気通信業務 (エントラ ns)	
	1-7	22GHz 帯電気通信業務 (中継系・エントラ ns)	
2	2-1	15GHz 帯電気通信業務災害対策用	8 (共通) 及び 12~13 (個別)
	2-2	15GHz 帯ヘリテレ画像伝送	
	2-3	18GHz 帯 FWA	
	2-4	40GHz 帯画像伝送 (公共業務用)	
	2-5	40GHz 帯駅ホーム画像伝送	
	2-6	衛星アップリンク (Ka バンド) (27.48~27.5GHz)	
	2-7	移動衛星サービスリンクのアップリンク (Ku バンド)	
3	3-1	9GHz 帯気象レーダー	8 (共通) 及び 14~15 (個別)
	3-2	9GHz 帯気象レーダー (可搬型)	
4	4-1	3.4GHz 帯音声 STL/TTL/TSL	8 (共通) 及び 16~21 (個別)
	4-2	映像 STL/TTL/TSL (A バンド)	
	4-3	放送監視制御 (S バンド)	
	4-4	4GHz 帯電気通信業務用固定無線システム	
	4-5	5GHz 帯電気通信業務用固定無線システム	
5	5-1	3.4GHz 帯音声 FPU	8 (共通) 及び 22~26 (個別)
6	6-1	5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー	8 (共通) 及び 27~31 (個別)
7	7-1	6GHz 帯電気通信業務用固定無線システム	8 (共通) 及び 32~35 (個別)
	7-2	6.5GHz 帯電通・公共・一般業務 (中継系・エントラ ns)	
	7-3	7.5GHz 帯電通・公共・一般業務 (中継系・エントラ ns)	
	7-4	12GHz 帯公共・一般業務 (中継系・エントラ ns)	

グループ	調査票 ID	電波利用システム	ページ
8	8-1	映像 STL/TTL/TSL (B バンド)	8 (共通) 及び 36~39 (個別)
	8-2	映像 STL/TTL/TSL (C バンド)	
	8-3	映像 STL/TTL/TSL (D バンド)	
	8-4	映像 STL/TTL/TSL (E バンド)	
	8-5	映像 STL/TTL/TSL (F バンド)	
	8-6	映像 STL/TTL/TSL (G バンド)	
	8-7	映像 STL/TTL/TSL (M バンド)	
	8-8	映像 STL/TTL/TSL (N バンド)	
	8-9	15GHz 帯電気通信業務 (中継系・エントランス)	
9	9-1	映像 FPU (B バンド)	8 (共通) 及び 40~42 (個別)
	9-2	映像 FPU (C バンド)	
	9-3	映像 FPU (D バンド)	
	9-4	映像 FPU (E バンド)	
	9-5	映像 FPU (F バンド)	
	9-6	映像 FPU (G バンド)	
	9-7	衛星 (移動衛星を除く) アップリンク (Ku バンド) (13.75-14.5GHz)	
	9-8	15GHz 帯電気通信業務テレビ伝送用	
10	10-1	BS 放送	8 (共通) 及び 43 (個別)
	10-2	CS 放送	
11	11-1	11GHz 帯電気通信業務 (中継系・エントランス)	8 (共通) 及び 44~46 (個別)
	11-2	40GHz 帯公共・一般業務 (中継系)	
	11-3	有線テレビジョン放送事業用 (固定)	

設問票

Q0 共通調査事項

Q0.01 管理規程の有無

無線局を適切に管理及び運用するため、無線局の管理規程を策定していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 「管理規程」とは、無線局の管理・運用・保守を行うに当たって、免許人において必要な事項を定めたものとし、管理規程としては定めていないが、保守を委託しており、契約書等により委託会社を管理している場合には、管理規程を定めているものとして判断してよいものとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局に対応した管理規程を定めている	【 】
2. 当該システムの一部の無線局に対応した管理規程を定めている	【 】
3. 管理規程を定めていない	【 】

Q0.02 管理責任者配置の有無

無線局に管理責任者を配置していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 「管理責任者」とは、無線局の管理・運用・保守について責任を持つ者とし、専任・兼任又は常駐の有無を問わないものとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について管理責任者を配置している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について管理責任者を配置している	【 】
3. 管理責任者を配置していない	【 】

Q0.03 点検実施の有無

無線局において、測定器による装置の点検を実施していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について点検を実施している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について点検を実施している	【 】
3. 点検を実施していない	【 】

Q1 グループ1（個別調査事項）

グループ1では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票ID	電波利用システム
1-1	音声 STL/TTL/TSL (Mバンド)
1-2	音声 STL/TTL/TSL (Nバンド)
1-3	放送監視制御 (Mバンド)
1-4	放送監視制御 (Nバンド)
1-5	18GHz 帯公共用小容量固定
1-6	18GHz 帯電気通信業務 (エントランス)
1-7	22GHz 帯電気通信業務 (中継系・エントランス)

Q1.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無

災害・故障時等の具体的な対策の有無について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注1) 全ての項目（地震対策、火災対策、水害対策及び故障対策）について、該当する選択肢（1～3）のいずれかに「○」を記入して下さい。

(注2) 「故障対策」の対象は無線機器とします。

【回答欄】

	地震対策 (耐震補強等)	火災対策 (ガス消火設備の設置等)	水害対策 (地上2階以上に設置や防水扉による対策等)	故障対策 (代替用予備機の設置等)
1. 当該システムの全ての無線局について対策を行っている	【 】	【 】	【 】	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について対策を行っている	【 】	【 】	【 】	【 】
3. 対策を行っていない	【 】	【 】	【 】	【 】

Q1.02 休日・夜間における災害・故障時等の復旧体制整備状況

『Q1.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無』において、いずれかの対策について選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（なんらかの災害・故障時等の対策を行っている場合）に、休日及び夜間における復旧体制が整備されていますか（外部委託を行っている、自社による復旧体制が整備されている等）。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について復旧体制が整備されている	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について復旧体制が整備されている	【 】
3. 復旧体制が整備されていない	【 】

Q1.03 運用可能時間（予備電源の有無）

発動発電機や蓄電池（建物からの予備電源供給を含む）の予備電源を保有していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について予備電源を保有している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について予備電源を保有している	【 】
3. 予備電源を保有していない	【 】

Q1.04 運用可能時間（具体的な時間）

『Q1.03 運用可能時間（予備電源の有無）』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（予備電源を保有している場合）は、その予備電源による最大の運用可能時間について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注1) 当該システムに複数の無線局がある場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。
(注2) 複数の予備電源を保有している場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。
(注3) 発動発電機の運用可能時間は、通常燃料タンクに貯蔵・備蓄されている燃料で運用可能（設計値）な時間とします。
(注4) 蓄電池の運用可能時間は、設計値の時間とします。

【回答欄】

1. 3 時間以上	【 】
2. 3 時間未満	【 】

Q1.05 通信量の管理の有無

通信量を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 「通信量の管理」とは、実際の通信回数・通信時間等を管理（把握）することとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について通信量を管理している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について通信量を管理している	【 】
3. 通信量を管理していない	【 】

Q1.06 実運用時間帯（24時間運用している無線局の有無）

24時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 相手から呼び出しを待ち受けている時間も運用しているとして下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について 24 時間運用している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について 24 時間運用している	【 】
3. 24 時間運用している無線局は存在しない	【 】

Q1.07 実運用時間帯（通信を行わない時間帯）

『Q1.06 実運用時間帯（24 時間運用している無線局の有無）』において、選択肢「3.」を選択した場合（24 時間運用している無線局は存在しない場合）は、全ての無線局で通信を行っていない時間帯（例えば、業務時間終了後等）の内訳を塗りつぶして下さい。

- (注1) 記入方法については、3ページを参照して下さい。

(注2) 緊急時を除く平時における運用時間で回答して下さい。

(注3) 0時間超～1時間未満は1時間、1時間超～2時間未満は2時間のように切上げ、1時間単位で記入して下さい。

【回答欄】

A horizontal timeline representing 24 hours, starting at 0 and ending at 24. There are 15 vertical tick marks along the line, dividing it into 14 equal segments. Below the line, the numbers 0, 3, 6, 9, 12, 15, 18, 21, and 24 are written. To the right of the timeline, the text "0 時間 24 時間" is displayed.

Q1.08 デジタル技術（又はナロー化技術）

電波を有効利用するため、デジタル技術(又はナロー化技術)を導入又は導入を予定していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 導入状況(予定含む)が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】(複數選択可)

1. 導入済み・導入中	【 】
2. 3年以内に導入予定	【 】
3. 3年超に導入予定	【 】
4. 将来新しいデジタルシステム（又はナロー化システム）について提示されれば導入を検討予定	【 】
5. 導入予定なし	【 】

以上で、グループ1の個別調査事項は終了です。

本調査に関するご意見等は 47 ページの欄内にご記入下さい。

Q2 グループ2（個別調査事項）

グループ2では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票 ID	電波利用システム
2-1	15GHz 帯電気通信業務災害対策用
2-2	15GHz 帯ヘリテレ画像伝送
2-3	18GHz 帯 FWA
2-4	40GHz 帯画像伝送（公共業務用）
2-5	40GHz 帯駅ホーム画像伝送
2-6	衛星アップリンク（Ka バンド）（27.48–27.5GHz）
2-7	移動衛星サービスリンクのアップリンク（Ku バンド）

Q2.01 通信量の管理の有無

通信量を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 「通信量の管理」とは、実際の通信回数・通信時間等を管理(把握)することとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について通信量を管理している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について通信量を管理している	【 】
3. 通信量を管理していない	【 】

Q2.02 実運用時間帯（24時間運用している無線局の有無）

24時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「〇」を記入して下さい。

(注) 相手から呼び出しを待ち受けている時間も運用しているとして下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について 24 時間運用している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について 24 時間運用している	【 】
3. 24 時間運用している無線局は存在しない	【 】

Q2.03 実運用時間帯（通信を行わない時間帯）

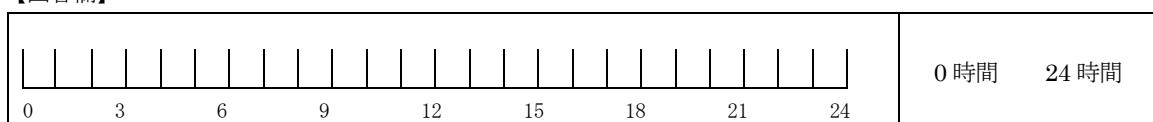
『Q2.02 実運用時間帯（24 時間運用している無線局の有無）』において、選択肢「3.」を選択した場合（24 時間運用している無線局は存在しない場合）は、全ての無線局で通信を行っていない時間帯（例えば、業務時間終了後等）の内訳を塗りつぶして下さい。

(注1) 記入方法については、3ページを参照して下さい。

(注2) 緊急時を除く平時における運用時間で回答して下さい。

(注3) 0 時間超～1 時間未満は 1 時間、1 時間超～2 時間未満は 2 時間のように切上げ、1 時間単位で記入して下さい。

【回答欄】



Q2.04 デジタル技術（又はナロー化技術）

電波を有効利用するため、デジタル技術（又はナロー化技術）を導入又は導入を予定していますか。
該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 導入状況(予定含む)が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】(複数選択可)

1. 導入済み・導入中	【 】
2. 3年以内に導入予定	【 】
3. 3年超に導入予定	【 】
4. 将来新しいデジタルシステム（又はナロー化システム）について提示されれば導入を検討予定	【 】
5. 導入予定なし	【 】

以上で、グループ2の個別調査事項は終了です。
本調査に関するご意見等は47ページの欄内にご記入下さい。

Q3 グループ3（個別調査事項）

グループ3では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票 ID	電波利用システム
3-1	9GHz 帯気象レーダー
3-2	9GHz 帯気象レーダー（可搬型）

Q3.01 運用時間の管理の有無

運用時間を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について運用時間を管理している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について運用時間を管理している	【 】
3. 運用時間を管理していない	【 】

Q3.02 実運用時間帯（24時間運用している無線局の有無）

『Q3.01 運用時間の管理の有無』において、選択肢「1.」及び「2.」を選択した場合（運用時間を管理している場合）は、24時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について 24 時間運用している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について 24 時間運用している	【 】
3. 24 時間運用している無線局は存在しない	【 】

Q3.03 実運用時間帯（運用を行わない時間帯）

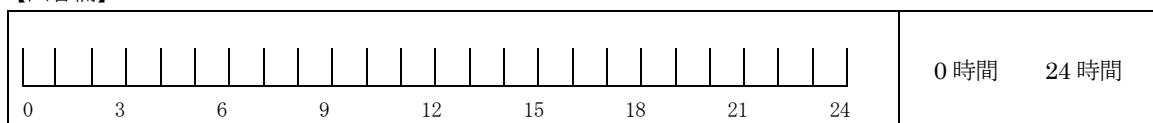
『Q3.02 実運用時間帯（24 時間運用している無線局の有無）』において、選択肢「3.」を選択した場合（24 時間運用している無線局は存在しない場合）は、全ての無線局で運用を行っていない時間帯（例えば、業務時間終了後等）の内訳を塗りつぶして下さい。

- (注1) 記入方法については、3 ページを参照して下さい。

(注2) 緊急時を除く平時における運用時間で回答して下さい。

(注3) 0 時間超～1 時間未満は 1 時間、1 時間超～2 時間未満は 2 時間のように切上げ、1 時間単位で記入して下さい。

【回答欄】



Q3.04 クライストロン

無線局において、電波を有効利用するため、クライストロンを導入又は導入を予定していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 導入状況(予定含む)が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】(複數選択可)

1. 導入済み・導入中	【 】
2. 3年以内に導入予定	【 】
3. 3年超に導入予定	【 】
4. 導入予定なし	【 】

Q3.05 受信フィルタ（混信低減・除去を行う）

無線局において、電波を有効利用するため、受信フィルタ（混信低減・除去を行う）を導入又は導入を予定していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 導入状況(予定含む)が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】(複数選択可)

1. 導入済み・導入中	【 】
2. 3年以内に導入予定	【 】
3. 3年超に導入予定	【 】
4. 導入予定なし	【 】

Q3.06 送信フィルタ（帯域外輻射を抑圧する）

無線局において、電波を有効利用するため、送信フィルタ（帯域外輻射を抑圧する）を導入又は導入を予定していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 導入状況(予定含む)が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】(複数選択可)

1. 導入済み・導入中	【 】
2. 3年以内に導入予定	【 】
3. 3年超に導入予定	【 】
4. 導入予定なし	【 】

以上で、グループ3の個別調査事項は終了です。

本調査に関するご意見等は47ページの欄内にご記入下さい。

Q4 グループ4（個別調査事項）

グループ4では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票ID	電波利用システム
4-1	3.4GHz 帯音声 STL/TTL/TSL
4-2	映像 STL/TTL/TSL (Aバンド)
4-3	放送監視制御 (Sバンド)
4-4	4GHz 帯電気通信業務用固定無線システム
4-5	5GHz 帯電気通信業務用固定無線システム

Q4.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無

災害・故障時等の具体的な対策の有無について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注1) 全ての項目（地震対策、火災対策、水害対策及び故障対策）について、該当する選択肢（1～3）のいずれかに「○」を記入して下さい。
- (注2) 「故障対策」の対象は無線機器とします。

【回答欄】

	地震対策 (耐震補強等)	火災対策 (ガス消火設備の設置等)	水害対策 (地上2階以上に設置や防水扉による対策等)	故障対策 (代替用予備機の設置等)
1. 当該システムの全ての無線局について対策を行っている	【 】	【 】	【 】	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について対策を行っている	【 】	【 】	【 】	【 】
3. 対策を行っていない	【 】	【 】	【 】	【 】

Q4.02 休日・夜間における災害・故障時等の復旧体制整備状況

『Q4.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無』において、いずれかの対策について選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（なんらかの災害・故障時等の対策を行っている場合）に、休日及び夜間における復旧体制が整備されていますか（外部委託を行っている、自社による復旧体制が整備されている等）。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について復旧体制が整備されている	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について復旧体制が整備されている	【 】
3. 復旧体制が整備されていない	【 】

Q4.03 運用可能時間（予備電源の有無）

発動発電機や蓄電池（建物からの予備電源供給を含む）の予備電源を保有していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について予備電源を保有している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について予備電源を保有している	【 】
3. 予備電源を保有していない	【 】

Q4.04 運用可能時間（具体的な時間）

『Q4.03 運用可能時間（予備電源の有無）』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（予備電源を保有している場合）は、その予備電源による最大の運用可能時間について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注1) 当該システムに複数の無線局がある場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。
- (注2) 複数の予備電源を保有している場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。
- (注3) 発動発電機の運用可能時間は、通常燃料タンクに貯蔵・備蓄されている燃料で運用可能（設計値）な時間とします。
- (注4) 蓄電池の運用可能時間は、設計値の時間とします。

【回答欄】

1. 3時間以上	【 】
2. 3時間未満	【 】

Q4.05 通信量の管理の有無

通信量を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 「通信量の管理」とは、実際の通信回数・通信時間等を管理（把握）することとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について通信量を管理している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について通信量を管理している	【 】
3. 通信量を管理していない	【 】

Q4.06 実運用時間帯（24時間運用している無線局の有無）

24時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 相手から呼び出しを待ち受けている時間も運用しているとして下さい。

【回答欄】

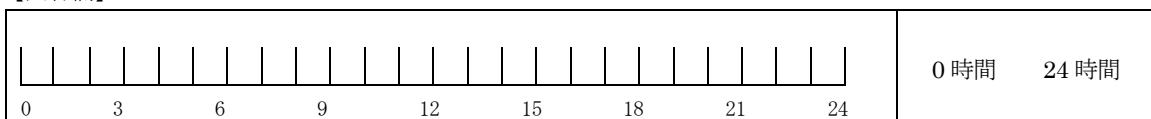
1. 当該システムの全ての無線局について24時間運用している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について24時間運用している	【 】
3. 24時間運用している無線局は存在しない	【 】

Q4.07 実運用時間帯（通信を行わない時間帯）

『Q4.06 実運用時間帯（24時間運用している無線局の有無）』において、選択肢「3.」を選択した場合（24時間運用している無線局は存在しない場合）は、全ての無線局で通信を行っていない時間帯（例えば、業務時間終了後等）の内訳を塗りつぶして下さい。

- (注1) 記入方法については、3ページを参照して下さい。
- (注2) 緊急時を除く平時における運用時間で回答して下さい。
- (注3) 0時間超～1時間未満は1時間、1時間超～2時間未満は2時間のように切上げ、1時間単位で記入して下さい。

【回答欄】



Q4.08 移行・代替・廃止計画の有無

ご使用の電波利用システムについて、周波数割当計画あるいは周波数再編アクションプラン等において、周波数再編に向けた取組が示されていますが、保持する無線局について他の周波数帯への移行・他の電気通信手段（有線系を含む。）への代替・廃止の計画は定めていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注1) 映像 STL/TTL/TSL (A バンド)、4GHz 帯電気通信業務用固定無線システム、5GHz 帯電気通信業務用固定無線システムは平成 24 年 11 月 30 日を使用期限とし、6GHz 帯以上への移行等が推進されています。

(注2) 3.4GHz 帯音声 STL/TTL/TSL、放送監視制御 (S バンド) は今後使用期限が設定される予定です。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている	【 】	→Q4.09 へ
2. 当該システムの一部の無線局について移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている (当該システムの一部の無線局については移行・代替・廃止の計画は今後検討する予定)	【 】	→Q4.13 へ
3. 移行・代替・廃止の計画は今後検討する予定	【 】	

Q4.09 移行・代替・廃止予定

『Q4.08 移行・代替・廃止計画の有無』において、選択肢「1.」を選択した場合(全ての無線局について移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている場合)は、移行・代替・廃止予定について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について移行する予定 (代替・廃止の予定なし)	【 】	→Q4.10 へ
2. 当該システムの全ての無線局について代替する予定 (移行・廃止の予定なし)	【 】	→Q4.11 へ
3. 当該システムの全ての無線局について廃止する予定 (移行・代替の予定なし)	【 】	→Q4.12 へ
4. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替する予定 (廃止の予定なし)	【 】	→Q4.10 及び Q4.11 へ
5. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について廃止する予定 (代替の予定なし)	【 】	→Q4.10 及び Q4.12 へ
6. 当該システムの一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定 (移行の予定なし)	【 】	→Q4.11 及び Q4.12 へ
7. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定	【 】	→Q4.10、 Q4.11 及び Q4.12 へ

Q4.10 移行完了予定時期

『Q4.09 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「1」又は「4.」「5.」「7.」を選択した場合(移行する予定ありの場合)は、移行予定のある全ての無線局が移行を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超2年以内（平成22年度中）	【 】
3. 2年超3年以内（平成23年度中）	【 】
4. 3年超4年以内（平成24年度中）	【 】
5. 移行完了予定時期については今後検討する	【 】

Q4.11 代替完了予定時期

『Q4.09 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「2.」又は「4.」「6.」「7.」を選択した場合(代替する予定ありの場合)は、代替予定のある全ての無線局が代替を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超2年以内（平成22年度中）	【 】
3. 2年超3年以内（平成23年度中）	【 】
4. 3年超4年以内（平成24年度中）	【 】
5. 代替完了予定時期については今後検討する	【 】

Q4.12 廃止完了予定時期

『Q4.09 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「3.」又は「5.」「6.」「7.」を選択した場合(廃止する予定ありの場合)は、廃止予定のある全ての無線局が廃止を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超2年以内（平成22年度中）	【 】
3. 2年超3年以内（平成23年度中）	【 】
4. 3年超4年以内（平成24年度中）	【 】
5. 廃止完了予定時期については今後検討する	【 】

Q4.13 移行・代替・廃止予定

『Q4.08 移行・代替・廃止計画の有無』において、選択肢「2.」を選択した場合(一部の無線局について移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている場合)は、移行・代替・廃止予定について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの一部の無線局について移行する予定 (代替・廃止の予定なし)	【 】	→Q4.14 ～
2. 当該システムの一部の無線局について代替する予定 (移行・廃止の予定なし)	【 】	→Q4.15 ～
3. 当該システムの一部の無線局について廃止する予定 (移行・代替の予定なし)	【 】	→Q4.16 ～
4. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替する予定 (廃止の予定なし)	【 】	→Q4.14 及び Q4.15 ～
5. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について廃止する予定 (代替の予定なし)	【 】	→Q4.14 及び Q4.16 ～
6. 当該システムの一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定 (移行の予定なし)	【 】	→Q4.15 及び Q4.16 ～
7. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定	【 】	→Q4.14、 Q4.15 及び Q4.16 ～

Q4.14 移行完了予定期

『Q4.13 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「1」又は「4.」「5.」「7.」を選択した場合(移行する予定ありの場合)は、移行予定のある全ての無線局が移行を完了する予定期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内(平成21年度中)	【 】
2. 1年超2年以内(平成22年度中)	【 】
3. 2年超3年以内(平成23年度中)	【 】
4. 3年超4年以内(平成24年度中)	【 】
5. 移行完了予定期については今後検討する	【 】

Q4.15 代替完了予定時期

『Q4.13 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「2.」又は「4.」「6.」「7.」を選択した場合（代替する予定ありの場合）は、代替予定のある全ての無線局が代替を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超2年以内（平成22年度中）	【 】
3. 2年超3年以内（平成23年度中）	【 】
4. 3年超4年以内（平成24年度中）	【 】
5. 代替完了予定時期については今後検討する	【 】

Q4.16 廃止完了予定時期

『Q4.13 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「3.」又は「5.」「6.」「7.」を選択した場合（廃止する予定ありの場合）は、廃止予定のある全ての無線局が廃止を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超2年以内（平成22年度中）	【 】
3. 2年超3年以内（平成23年度中）	【 】
4. 3年超4年以内（平成24年度中）	【 】
5. 廃止完了予定時期については今後検討する	【 】

以上で、グループ4の個別調査事項は終了です。
本調査に関するご意見等は47ページの欄内にご記入下さい。

Q5 グループ5（個別調査事項）

グループ5では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票 ID	電波利用システム
5-1	3.4GHz 帯音声 FPU

Q5.01 通信量の管理の有無

通信量を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 「通信量の管理」とは、実際の通信回数・通信時間等を管理(把握)することとします。

【回答欄】

1.	当該システムの全ての無線局について通信量を管理している	【 】
2.	当該システムの一部の無線局について通信量を管理している	【 】
3.	通信量を管理していない	【 】

Q5.02 実運用時間帯（24時間運用している無線局の有無）

24時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 相手から呼び出しを待ち受けている時間も運用しているとして下さい。

【回答欄】

1.	当該システムの全ての無線局について 24 時間運用している	【 】
2.	当該システムの一部の無線局について 24 時間運用している	【 】
3.	24 時間運用している無線局は存在しない	【 】

Q5.03 実運用時間帯（通信を行わない時間帯）

『Q5.02 実運用時間帯（24 時間運用している無線局の有無）』において、選択肢「3.」を選択した場合（24 時間運用している無線局は存在しない場合）は、全ての無線局で通信を行っていない時間帯（例えば、業務時間終了後等）の内訳を塗りつぶして下さい。

(注1) 記入方法については、3ページを参照して下さい。

(注2) 緊急時を除く平時における運用時間で回答して下さい。

(注3) 0時間超～1時間未満は1時間、1時間超～2時間未満は2時間のように切上げ、1時間単位で記入して下さい。

【回答欄】

A horizontal timeline representing a 24-hour period. The timeline starts at 0 and ends at 24. It features major tick marks at intervals of 3 hours, labeled as 0, 3, 6, 9, 12, 15, 18, 21, and 24. There are also minor tick marks between each major label, creating 23 equal segments of 1 hour each.

Q5.04 移行・代替・廃止計画の有無

ご使用の電波利用システムについては、周波数割当計画あるいは周波数再編アクションプラン等において、周波数再編に向けた取組が示されていますが、保持する無線局について他の周波数帯への移行・他の電気通信手段（有線系を含む。）への代替・廃止の計画は定めていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注1) 3.4GHz 帯音声 FPU は今後使用期限が設定される予定です。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている	【 】	→Q5.05 へ
2. 当該システムの一部の無線局について移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている (当該システムの一部の無線局については移行・代替・廃止の計画は今後検討する予定)	【 】	→Q5.09 へ
3. 移行・代替・廃止の計画は今後検討する予定	【 】	

Q5.05 移行・代替・廃止予定

『Q5.04 移行・代替・廃止計画の有無』において、選択肢「1.」を選択した場合(全ての無線局について移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている場合)は、移行・代替・廃止予定について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について移行する予定 (代替・廃止の予定なし)	【 】	→Q5.06 へ
2. 当該システムの全ての無線局について代替する予定 (移行・廃止の予定なし)	【 】	→Q5.07 へ
3. 当該システムの全ての無線局について廃止する予定 (移行・代替の予定なし)	【 】	→Q5.08 へ
4. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替する予定 (廃止の予定なし)	【 】	→Q5.06 及び Q5.07 へ
5. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について廃止する予定 (代替の予定なし)	【 】	→Q5.06 及び Q5.08 へ
6. 当該システムの一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定 (移行の予定なし)	【 】	→Q5.07 及び Q5.08 へ
7. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定	【 】	→Q5.06、 Q5.07 及び Q5.08 へ

Q5.06 移行完了予定時期

『Q5.05 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「1」又は「4.」「5.」「7.」を選択した場合（移行する予定ありの場合）は、移行予定のある全ての無線局が移行を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超2年以内（平成22年度中）	【 】
3. 2年超3年以内（平成23年度中）	【 】
4. 3年超4年以内（平成24年度中）	【 】
5. 移行完了予定時期については今後検討する	【 】

Q5.07 代替完了予定時期

『Q5.05 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「2.」又は「4.」「6.」「7.」を選択した場合（代替する予定ありの場合）は、代替予定のある全ての無線局が代替を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超2年以内（平成22年度中）	【 】
3. 2年超3年以内（平成23年度中）	【 】
4. 3年超4年以内（平成24年度中）	【 】
5. 代替完了予定時期については今後検討する	【 】

Q5.08 廃止完了予定時期

『Q5.05 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「3.」又は「5.」「6.」「7.」を選択した場合（廃止する予定ありの場合）は、廃止予定のある全ての無線局が廃止を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超2年以内（平成22年度中）	【 】
3. 2年超3年以内（平成23年度中）	【 】
4. 3年超4年以内（平成24年度中）	【 】
5. 廃止完了予定時期については今後検討する	【 】

Q5.09 移行・代替・廃止予定

『Q5.04 移行・代替・廃止計画の有無』において、選択肢「2.」を選択した場合(一部の無線局について移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている場合)は、移行・代替・廃止予定について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの一部の無線局について移行する予定 (代替・廃止の予定なし)	【 】	→Q5.10 へ
2. 当該システムの一部の無線局について代替する予定 (移行・廃止の予定なし)	【 】	→Q5.11 へ
3. 当該システムの一部の無線局について廃止する予定 (移行・代替の予定なし)	【 】	→Q5.12 へ
4. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替する予定 (廃止の予定なし)	【 】	→Q5.10 及び Q5.11 へ
5. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について廃止する予定 (代替の予定なし)	【 】	→Q5.10 及び Q5.12 へ
6. 当該システムの一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定 (移行の予定なし)	【 】	→Q5.11 及び Q5.12 へ
7. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定	【 】	→Q5.10、 Q5.11 及び Q5.12 へ

Q5.10 移行完了予定期

『Q5.09 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「1」又は「4.」「5.」「7.」を選択した場合(移行する予定ありの場合)は、移行予定のある全ての無線局が移行を完了する予定期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超2年以内（平成22年度中）	【 】
3. 2年超3年以内（平成23年度中）	【 】
4. 3年超4年以内（平成24年度中）	【 】
5. 移行完了予定期については今後検討する	【 】

Q5.11 代替完了予定時期

『Q5.09 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「2.」又は「4.」「6.」「7.」を選択した場合（代替する予定ありの場合）は、代替予定のある全ての無線局が代替を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超2年以内（平成22年度中）	【 】
3. 2年超3年以内（平成23年度中）	【 】
4. 3年超4年以内（平成24年度中）	【 】
5. 代替完了予定時期については今後検討する	【 】

Q5.12 廃止完了予定時期

『Q5.09 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「3.」又は「5.」「6.」「7.」を選択した場合（廃止する予定ありの場合）は、廃止予定のある全ての無線局が廃止を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超2年以内（平成22年度中）	【 】
3. 2年超3年以内（平成23年度中）	【 】
4. 3年超4年以内（平成24年度中）	【 】
5. 廃止完了予定時期については今後検討する	【 】

以上で、グループ5の個別調査事項は終了です。

本調査に関するご意見等は47ページの欄内にご記入下さい。

Q6 グループ6（個別調査事項）

グループ6では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票 ID	電波利用システム
6-1	5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー

Q6.01 運用時間の管理の有無

運用時間を管理していますか。該当する選択肢に「〇」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について運用時間を管理している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について運用時間を管理している	【 】
3. 運用時間を管理していない	【 】

Q6.02 実運用時間帯（24時間運用している無線局の有無）

『Q6.01 運用時間の管理の有無』において、選択肢「1.」及び「2.」を選択した場合（運用時間を管理している場合）は、24時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について 24 時間運用している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について 24 時間運用している	【 】
3. 24 時間運用している無線局は存在しない	【 】

Q6.03 実運用時間帯（運用を行わない時間帯）

『Q6.02 実運用時間帯（24 時間運用している無線局の有無）』において、選択肢「3.」を選択した場合（24 時間運用している無線局は存在しない場合）は、全ての無線局で運用を行っていない時間帯（例えば、業務時間終了後等）の内訳を塗りつぶして下さい。

(注1) 記入方法については、3ページを参照して下さい。

(注2) 緊急時を除く平時における運用時間で回答して下さい。

(注3) 0時間超～1時間未満は1時間、1時間超～2時間未満は2時間のように切上げ、1時間単位で記入して下さい。

【回答欄】

0 時間 24 時間

Q6.04 クライストロン

無線局において、電波を有効利用するため、クライストロンを導入又は導入を予定していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 導入状況(予定含む)が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】(複數選択可)

1. 導入済み・導入中	【 】
2. 3年以内に導入予定	【 】
3. 3年超に導入予定	【 】
4. 導入予定なし	【 】

Q6.05 受信フィルタ（混信低減・除去を行う）

無線局において、電波を有効利用するため、受信フィルタ（混信低減・除去を行う）を導入又は導入を予定していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 導入状況(予定含む)が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】(複数選択可)

1. 導入済み・導入中	【 】
2. 3年以内に導入予定	【 】
3. 3年超に導入予定	【 】
4. 導入予定なし	【 】

Q6.06 送信フィルタ（帯域外輻射を抑圧する）

無線局において、電波を有効利用するため、送信フィルタ（帯域外輻射を抑圧する）を導入又は導入を予定していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 導入状況(予定含む)が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】(複数選択可)

1. 導入済み・導入中	【 】
2. 3年以内に導入予定	【 】
3. 3年超に導入予定	【 】
4. 導入予定なし	【 】

Q6.07 移行・代替・廃止計画の有無

ご使用の電波利用システムについては、周波数割当計画あるいは周波数再編アクションプラン等において、周波数再編に向けた取組が示されていますが、保持する無線局について他の周波数帯への移行・他の電気通信手段への代替・廃止の計画は定めていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注1) 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダーは、現行の 5.25–5.35GHz 帯から 5.33–5.37GHz 帯又は 9GHz 帯への移行等が推進されています。

(注2) 移行済みの無線局については「移行計画が定められている」としてください。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている (当該システムの一部の無線局については移行・代替・廃止の計画は今後検討する予定)	【 】
3. 移行・代替・廃止の計画は今後検討する予定	【 】

→Q6.08 へ

→Q6.12 へ

Q6.08 移行・代替・廃止予定

『Q6.07 移行・代替・廃止計画の有無』において、選択肢「1.」を選択した場合(全ての無線局について移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている又は移行済みである場合)は、移行・代替・廃止予定について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 移行済みの無線局については「移行計画が定められている」としてください。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について移行する予定 (代替・廃止の予定なし)	【 】	→Q6.09 へ
2. 当該システムの全ての無線局について代替する予定 (移行・廃止の予定なし)	【 】	→Q6.10 へ
3. 当該システムの全ての無線局について廃止する予定 (移行・代替の予定なし)	【 】	→Q6.11 へ
4. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替する予定 (廃止の予定なし)	【 】	→Q6.09 及び Q6.10 へ
5. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について廃止する予定 (代替の予定なし)	【 】	→Q6.09 及び Q6.11 へ
6. 当該システムの一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定 (移行の予定なし)	【 】	→Q6.10 及び Q6.11 へ
7. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定	【 】	→Q6.09、 Q6.10 及び Q6.11 へ

Q6.09 移行完了予定期

『Q6.08 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「1」又は「4.」「5.」「7.」を選択した場合(移行する予定ありの場合)は、移行予定のある全ての無線局が移行を完了する予定期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 移行予定のある全ての無線局の移行が完了している場合「1年以内(平成21年度中)」としてください。

【回答欄】

1. 1年以内(平成21年度中)	【 】
2. 1年超3年以内(平成22年度または平成23年度中)	【 】
3. 3年超5年以内(平成24年度または平成25年度中)	【 】
4. 移行完了予定期については今後検討する	【 】

Q6.10 代替完了予定期

『Q6.08 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「2.」又は「4.」「6.」「7.」を選択した場合(代替する予定ありの場合)は、代替予定のある全ての無線局が代替を完了する予定期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内(平成21年度中)	【 】
2. 1年超3年以内(平成22年度または平成23年度中)	【 】
3. 3年超5年以内(平成24年度または平成25年度中)	【 】
4. 代替完了予定期については今後検討する	【 】

Q6.11 廃止完了予定時期

『Q6.08 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「3.」又は「5.」「6.」「7.」を選択した場合（廃止する予定ありの場合）は、廃止予定のある全ての無線局が廃止を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超3年以内（平成22年度または平成23年度中）	【 】
3. 3年超5年以内（平成24年度または平成25年度中）	【 】
4. 廃止完了予定時期については今後検討する	【 】

Q6.12 移行・代替・廃止予定

『Q6.07 移行・代替・廃止計画の有無』において、選択肢「2.」を選択した場合（一部の無線局について移行・代替・廃止のいずれかの計画が定められている場合）は、移行・代替・廃止予定について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注） 移行済みの無線局については「移行計画が定められている」としてください。

【回答欄】

1. 当該システムの一部の無線局について移行する予定 (代替・廃止の予定なし)	【 】	→Q6.13へ
2. 当該システムの一部の無線局について代替する予定 (移行・廃止の予定なし)	【 】	→Q6.14へ
3. 当該システムの一部の無線局について廃止する予定 (移行・代替の予定なし)	【 】	→Q6.15へ
4. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替する予定 (廃止の予定なし)	【 】	→Q6.13及び Q6.14へ
5. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について廃止する予定 (代替の予定なし)	【 】	→Q6.13及び Q6.15へ
6. 当該システムの一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定 (移行の予定なし)	【 】	→Q6.14及び Q6.15へ
7. 当該システムの一部の無線局について移行し、一部の無線局について代替し、一部の無線局について廃止する予定	【 】	→Q6.13、 Q6.14及び Q6.15へ

Q6.13 移行完了予定時期

『Q6.12 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「1」又は「4.」「5.」「7.」を選択した場合（移行する予定ありの場合）は、移行予定のある全ての無線局が移行を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

（注） 移行予定のある全ての無線局の移行が完了している場合「1年以内（平成21年度中）」としてください。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超3年以内（平成22年度または平成23年度中）	【 】
3. 3年超5年以内（平成24年度または平成25年度中）	【 】
4. 移行完了予定時期については今後検討する	【 】

Q6.14 代替完了予定時期

『Q6.12 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「2.」又は「4.」「6.」「7.」を選択した場合（代替する予定ありの場合）は、代替予定のある全ての無線局が代替を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超3年以内（平成22年度または平成23年度中）	【 】
3. 3年超5年以内（平成24年度または平成25年度中）	【 】
4. 代替完了予定時期については今後検討する	【 】

Q6.15 廃止完了予定時期

『Q6.12 移行・代替・廃止予定』において、選択肢「3.」又は「5.」「6.」「7.」を選択した場合（廃止する予定ありの場合）は、廃止予定のある全ての無線局が廃止を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超3年以内（平成22年度または平成23年度中）	【 】
3. 3年超5年以内（平成24年度または平成25年度中）	【 】
4. 廃止完了予定時期については今後検討する	【 】

以上で、グループ6の個別調査事項は終了です。

本調査に関するご意見等は47ページの欄内にご記入下さい。

Q7 グループ7（個別調査事項）

グループ7では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票ID	電波利用システム
7-1	6GHz 帯電気通信業務用固定無線システム
7-2	6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）
7-3	7.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）
7-4	12GHz 帯公共・一般業務（中継系・エントランス）

Q7.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無

災害・故障時等の具体的な対策の有無について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注1) 全ての項目（地震対策、火災対策、水害対策及び故障対策）について、該当する選択肢（1～3）のいずれかに「○」を記入して下さい。

(注2) 「故障対策」の対象は無線機器とします。

【回答欄】

	地震対策 (耐震補強等)	火災対策 (ガス消火設備の設置等)	水害対策 (地上2階以上に設置や防水扉による対策等)	故障対策 (代替用予備機の設置等)
1. 当該システムの全ての無線局について対策を行っている	【 】	【 】	【 】	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について対策を行っている	【 】	【 】	【 】	【 】
3. 対策を行っていない	【 】	【 】	【 】	【 】

Q7.02 休日・夜間における災害・故障時等の復旧体制整備状況

『Q7.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無』において、いずれかの対策について選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（なんらかの災害・故障時等の対策を行っている場合）に、休日及び夜間における復旧体制が整備されていますか（外部委託を行っている、自社による復旧体制が整備されている等）。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について復旧体制が整備されている	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について復旧体制が整備されている	【 】
3. 復旧体制が整備されていない	【 】

Q7.03 運用可能時間（予備電源の有無）

発動発電機や蓄電池（建物からの予備電源供給を含む）の予備電源を保有していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について予備電源を保有している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について予備電源を保有している	【 】
3. 予備電源を保有していない	【 】

Q7.04 運用可能時間（具体的な時間）

『Q7.03 運用可能時間（予備電源の有無）』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（予備電源を保有している場合）は、その予備電源による最大の運用可能時間について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注1) 当該システムに複数の無線局がある場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。
- (注2) 複数の予備電源を保有している場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。
- (注3) 発動発電機の運用可能時間は、通常燃料タンクに貯蔵・備蓄されている燃料で運用可能（設計値）な時間とします。
- (注4) 蓄電池の運用可能時間は、設計値の時間とします。

【回答欄】

1. 3時間以上	【 】
2. 3時間未満	【 】

Q7.05 通信量の管理の有無

通信量を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 「通信量の管理」とは、実際の通信回数・通信時間等を管理（把握）することとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について通信量を管理している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について通信量を管理している	【 】
3. 通信量を管理していない	【 】

Q7.06 実運用時間帯（24時間運用している無線局の有無）

24時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 相手から呼び出しを待ち受けている時間も運用しているとして下さい。

【回答欄】

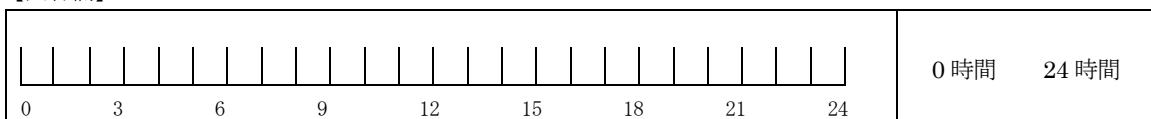
1. 当該システムの全ての無線局について24時間運用している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について24時間運用している	【 】
3. 24時間運用している無線局は存在しない	【 】

Q7.07 実運用時間帯（通信を行わない時間帯）

『Q7.06 実運用時間帯（24時間運用している無線局の有無）』において、選択肢「3.」を選択した場合（24時間運用している無線局は存在しない場合）は、全ての無線局で通信を行っていない時間帯（例えば、業務時間終了後等）の内訳を塗りつぶして下さい。

- (注1) 記入方法については、3ページを参照して下さい。
- (注2) 緊急時を除く平時における運用時間で回答して下さい。
- (注3) 0時間超～1時間未満は1時間、1時間超～2時間未満は2時間のように切上げ、1時間単位で記入して下さい。

【回答欄】



Q7.08 移行可能性

保持する無線局について他の周波数帯に移行することは可能ですか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について移行が可能	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について移行が可能	【 】
3. 将来移行可能な周波数帯が提示されれば検討	【 】

Q7.09 代替可能性

現在の通信手段を他の電気通信手段（有線系を含む。）に代替することは可能ですか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について代替することが可能	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について代替することが可能	【 】
3. 代替することは困難	【 】

Q7.10 代替時期

『Q7.09 代替可能性』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合(代替する可能性ありの場合)は、代替が可能な全ての無線局が代替を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超3年以内（平成22年度または平成23年度中）	【 】
3. 3年超5年以内（平成24年度または平成25年度中）	【 】
4. 代替完了予定時期については今後検討する	【 】

Q7.11 代替困難な理由

『Q7.09 代替可能性』において、選択肢「2.」又は「3.」を選択した場合(一部又は全ての無線局について代替困難の場合)は、代替困難である理由について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

(注1) 「6. その他」を選択した場合は、具体的な理由を記入して下さい。

(注2) 理由が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】(複数選択可)

1. 非常災害時等における信頼性が確保できないため	【 】
2. 経済的な理由のため	【 】
3. 地理的に制約があるため	【 】
4. 必要な回線品質が得られないため	【 】
5. 代替可能な電気通信手段（有線系を含む。）が提供されていないため	【 】
6. その他	【 】
具体的な理由 :	

以上で、グループ7の個別調査事項は終了です。

本調査に関するご意見等は47ページの欄内にご記入下さい。

Q8 グループ8（個別調査事項）

グループ8では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票ID	電波利用システム
8-1	映像 STL/TTL/TSL (B バンド)
8-2	映像 STL/TTL/TSL (C バンド)
8-3	映像 STL/TTL/TSL (D バンド)
8-4	映像 STL/TTL/TSL (E バンド)
8-5	映像 STL/TTL/TSL (F バンド)
8-6	映像 STL/TTL/TSL (G バンド)
8-7	映像 STL/TTL/TSL (M バンド)
8-8	映像 STL/TTL/TSL (N バンド)
8-9	15GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス）

Q8.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無

災害・故障時等の具体的な対策の有無について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注1) 全ての項目（地震対策、火災対策、水害対策及び故障対策）について、該当する選択肢（1～3）のいずれかに「○」を記入して下さい。
- (注2) 「故障対策」の対象は無線機器とします。

【回答欄】

	地震対策 (耐震補強等)	火災対策 (ガス消火設備の設置等)	水害対策 (地上2階以上に設置や防水扉による対策等)	故障対策 (代替用予備機の設置等)
1. 当該システムの全ての無線局について対策を行っている	【 】	【 】	【 】	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について対策を行っている	【 】	【 】	【 】	【 】
3. 対策を行っていない	【 】	【 】	【 】	【 】

Q8.02 休日・夜間における災害・故障時等の復旧体制整備状況

『Q8.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無』において、いずれかの対策について選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（なんらかの災害・故障時等の対策を行っている場合）に、休日及び夜間における復旧体制が整備されていますか（外部委託を行っている、自社による復旧体制が整備されている等）。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について復旧体制が整備されている	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について復旧体制が整備されている	【 】
3. 復旧体制が整備されていない	【 】

Q8.03 運用可能時間（予備電源の有無）

発動発電機や蓄電池（建物からの予備電源供給を含む）の予備電源を保有していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について予備電源を保有している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について予備電源を保有している	【 】
3. 予備電源を保有していない	【 】

Q8.04 運用可能時間（具体的な時間）

『Q8.03 運用可能時間（予備電源の有無）』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（予備電源を保有している場合）は、その予備電源による最大の運用可能時間について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注1) 当該システムに複数の無線局がある場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。
(注2) 複数の予備電源を保有している場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。
(注3) 発動発電機の運用可能時間は、通常燃料タンクに貯蔵・備蓄されている燃料で運用可能（設計値）な時間とします。
(注4) 蓄電池の運用可能時間は、設計値の時間とします。

【回答欄】

1. 3 時間以上	【 】
2. 3 時間未満	【 】

Q8.05 通信量の管理の有無

通信量を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 「通信量の管理」とは、実際の通信回数・通信時間等を管理（把握）することとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について通信量を管理している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について通信量を管理している	【 】
3. 通信量を管理していない	【 】

Q8.06 実運用時間帯（24時間運用している無線局の有無）

24時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 相手から呼び出しを待ち受けている時間も運用しているとして下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について 24 時間運用している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について 24 時間運用している	【 】
3. 24 時間運用している無線局は存在しない	【 】

Q8.07 実運用時間帯（通信を行わない時間帯）

『Q8.06 実運用時間帯（24 時間運用している無線局の有無）』において、選択肢「3.」を選択した場合（24 時間運用している無線局は存在しない場合）は、全ての無線局で通信を行っていない時間帯（例えば、業務時間終了後等）の内訳を塗りつぶして下さい。

- (注1) 記入方法については、3ページを参照して下さい。

(注2) 緊急時を除く平時における運用時間で回答して下さい。

(注3) 0時間超～1時間未満は1時間、1時間超～2時間未満は2時間のように切上げ、1時間単位で記入して下さい。

【回答欄】

A horizontal timeline representing a 24-hour period. The timeline starts at 0 and ends at 24. It features major tick marks at intervals of 3 hours, labeled as 0, 3, 6, 9, 12, 15, 18, 21, and 24. Vertical tick marks are placed between each of these labeled hours, creating 23 equal segments of 1 hour each.

Q8.08 デジタル技術（又はナロー化技術）

電波を有効利用するため、デジタル技術（又はナロー化技術）を導入又は導入を予定していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 導入状況(予定含む)が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】(複數選択可)

1. 導入済み・導入中	【 】
2. 3年以内に導入予定	【 】
3. 3年超に導入予定	【 】
4. 将来新しいデジタルシステム（又はナロー化システム）について提示されれば導入を検討予定	【 】
5. 導入予定なし	【 】

Q8.09 移行可能性

保持する無線局について他の周波数帯に移行することは可能ですか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について移行が可能	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について移行が可能	【 】
3. 将来移行可能な周波数帯が提示されれば検討	【 】

Q8.10 代替可能性

現在の通信手段を他の電気通信手段（有線系を含む。）に代替することは可能ですか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について代替することが可能	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について代替することが可能	【 】
3. 代替することは困難	【 】

Q8.11 代替時期

『Q8.10 代替可能性』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合(代替する可能性ありの場合)は、代替が可能な全ての無線局が代替を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超3年以内（平成22年度または平成23年度中）	【 】
3. 3年超5年以内（平成24年度または平成25年度中）	【 】
4. 代替完了予定時期については今後検討する	【 】

Q8.12 代替困難な理由

『Q8.10 代替可能性』において、選択肢「2.」又は「3.」を選択した場合(一部又は全ての無線局について代替困難の場合)は、代替困難である理由について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

(注1) 「6. その他」を選択した場合は、具体的な理由を記入して下さい。

(注2) 理由が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】(複数選択可)

1. 非常災害時等における信頼性が確保できないため	【 】
2. 経済的な理由のため	【 】
3. 地理的に制約があるため	【 】
4. 必要な回線品質が得られないため	【 】
5. 代替可能な電気通信手段（有線系を含む。）が提供されていないため	【 】
6. その他	【 】

具体的な理由 :

以上で、グループ8の個別調査事項は終了です。

本調査に関するご意見等は47ページの欄内にご記入下さい。

Q9 グループ9（個別調査事項）

グループ9では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票ID	電波利用システム
9-1	映像FPU (Bバンド)
9-2	映像FPU (Cバンド)
9-3	映像FPU (Dバンド)
9-4	映像FPU (Eバンド)
9-5	映像FPU (Fバンド)
9-6	映像FPU (Gバンド)
9-7	衛星（移動衛星を除く）アップリンク (Kuバンド) (13.75~14.5GHz)
9-8	15GHz帯電気通信業務テレビ伝送用

Q9.01 通信量の管理の有無

通信量を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 「通信量の管理」とは、実際の通信回数・通信時間等を管理（把握）することとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について通信量を管理している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について通信量を管理している	【 】
3. 通信量を管理していない	【 】

Q9.02 実運用時間帯（24時間運用している無線局の有無）

24時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 相手から呼び出しを待ち受けている時間も運用しているとして下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について24時間運用している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について24時間運用している	【 】
3. 24時間運用している無線局は存在しない	【 】

Q9.03 実運用時間帯（通信を行わない時間帯）

『Q9.02 実運用時間帯（24時間運用している無線局の有無）』において、選択肢「3.」を選択した場合（24時間運用している無線局は存在しない場合）は、全ての無線局で通信を行っていない時間帯（例えば、業務時間終了後等）の内訳を塗りつぶして下さい。

(注1) 記入方法については、3ページを参照して下さい。

(注2) 緊急時を除く平時における運用時間で回答して下さい。

(注3) 0時間超～1時間未満は1時間、1時間超～2時間未満は2時間のように切上げ、1時間単位で記入して下さい。

【回答欄】

<input type="checkbox"/>	0 時間	24 時間
---	------	-------

Q9.04 デジタル技術（又はナロー化技術）

電波を有効利用するため、デジタル技術（又はナロー化技術）を導入又は導入を予定していますか。

該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

(注) 導入状況(予定含む)が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】(複数選択可)

1. 導入済み・導入中	【 】
2. 3年以内に導入予定	【 】
3. 3年超に導入予定	【 】
4. 将来新しいデジタルシステム（又はナロー化システム）について提示されれば導入を検討予定	【 】
5. 導入予定なし	【 】

Q9.05 移行可能性

保持する無線局について他の周波数帯に移行することは可能ですか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について移行が可能	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について移行が可能	【 】
3. 将来移行可能な周波数帯が提示されれば検討	【 】

Q9.06 代替可能性

現在の通信手段を他の電気通信手段（有線系を含む。）に代替することは可能ですか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について代替することが可能	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について代替することが可能	【 】
3. 代替することは困難	【 】

Q9.07 代替時期

『Q9.06 代替可能性』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合(代替する可能性ありの場合)は、代替が可能な全ての無線局が代替を完了する予定時期について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 1年以内（平成21年度中）	【 】
2. 1年超3年以内（平成22年度または平成23年度中）	【 】
3. 3年超5年以内（平成24年度または平成25年度中）	【 】
4. 代替完了予定時期については今後検討する	【 】

Q9.08 代替困難な理由

『Q9.06 代替可能性』において、選択肢「2.」又は「3.」を選択した場合(一部又は全ての無線局について代替困難の場合)は、代替困難である理由について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

(注1) 「6. その他」を選択した場合は、具体的な理由を記入して下さい。

(注2) 理由が異なる無線局がある場合は、複数選択が可能です。

【回答欄】(複数選択可)

1. 非常災害時等における信頼性が確保できないため	【 】
2. 経済的な理由のため	【 】
3. 地理的に制約があるため	【 】
4. 必要な回線品質が得られないため	【 】
5. 代替可能な電気通信手段（有線系を含む。）が提供されていないため	【 】
6. その他	【 】
具体的な理由 :	

以上で、グループ9の個別調査事項は終了です。

本調査に関するご意見等は47ページの欄内にご記入下さい。

Q10 グループ 10（個別調査事項）

グループ 10 では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票 ID	電波利用システム
10-1	BS 放送
10-2	CS 放送

Q10.01 放送時間の管理の有無

(注) 放送時間を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について放送時間を管理している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について放送時間を管理している	【 】
3. 放送時間を管理していない	【 】

Q10.02 平均放送時間

『放送時間の管理の有無』において、選択肢「1.」及び「2.」を選択した場合（放送時間を管理している場合）は無線局の放送時間について、基準日から過去 1 年分の年間を通じた 1 か月当たりの平均放送時間を記入してください。

(注 1) 年間を通じた 1 か月当たりの平均放送時間を記載して下さい。

(注 2) 複数の無線局にて平均放送時間が異なる場合は、それらの中での最大値を記入して下さい。

【回答欄】

平均放送時間	【 】 分
--------	------------

以上で、グループ 10 の個別調査事項は終了です。

本調査に関するご意見等は 47 ページの欄内にご記入下さい。

Q11 グループ 11（個別調査事項）

グループ 11 では、次の電波利用システムについて回答して下さい。

調査票 ID	電波利用システム
11-1	11GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス）
11-2	40GHz 帯公共・一般業務（中継系）
11-3	有線テレビジョン放送事業用（固定）

Q11.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無

災害・故障時等の具体的な対策の有無について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注1) 全ての項目（地震対策、火災対策、水害対策及び故障対策）について、該当する選択肢（1～3）のいずれかに「○」を記入して下さい。
- (注2) 「故障対策」の対象は無線機器とします。

【回答欄】

	地震対策 (耐震補強等)	火災対策 (ガス消火設備の設置等)	水害対策 (地上 2 階以上に設置や防水扉による対策等)	故障対策 (代替用予備機の設置等)
1. 当該システムの全ての無線局について対策を行っている	【 】	【 】	【 】	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について対策を行っている	【 】	【 】	【 】	【 】
3. 対策を行っていない	【 】	【 】	【 】	【 】

Q11.02 休日・夜間における災害・故障時等の復旧体制整備状況

『Q11.01 災害・故障時等の具体的な対策の有無』において、いずれかの対策について選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（なんらかの災害・故障時等の対策を行っている場合）に、休日及び夜間における復旧体制が整備されていますか（外部委託を行っている、自社による復旧体制が整備されている等）。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について復旧体制が整備されている	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について復旧体制が整備されている	【 】
3. 復旧体制が整備されていない	【 】

Q11.03 運用可能時間（予備電源の有無）

発動発電機や蓄電池（建物からの予備電源供給を含む）の予備電源を保有していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について予備電源を保有している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について予備電源を保有している	【 】
3. 予備電源を保有していない	【 】

Q11.04 運用可能時間（具体的な時間）

『Q11.03 運用可能時間（予備電源の有無）』において、選択肢「1.」又は「2.」を選択した場合（予備電源を保有している場合）は、その予備電源による最大の運用可能時間について、該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注1) 当該システムに複数の無線局がある場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。
- (注2) 複数の予備電源を保有している場合は、それらの中で最大の運用可能時間として下さい。
- (注3) 発動発電機の運用可能時間は、通常燃料タンクに貯蔵・備蓄されている燃料で運用可能（設計値）な時間とします。
- (注4) 蓄電池の運用可能時間は、設計値の時間とします。

【回答欄】

1. 3 時間以上	【 】
2. 3 時間未満	【 】

Q11.05 通信量の管理の有無

通信量を管理していますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 「通信量の管理」とは、実際の通信回数・通信時間等を管理（把握）することとします。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について通信量を管理している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について通信量を管理している	【 】
3. 通信量を管理していない	【 】

Q11.06 実運用時間帯（24 時間運用している無線局の有無）

24 時間運用を行っていますか。該当する選択肢に「○」を記入して下さい。

- (注) 相手から呼び出しを待ち受けている時間も運用しているとして下さい。

【回答欄】

1. 当該システムの全ての無線局について 24 時間運用している	【 】
2. 当該システムの一部の無線局について 24 時間運用している	【 】
3. 24 時間運用している無線局は存在しない	【 】

グループ 11

Q11.07 実運用時間帯（通信を行わない時間帯）

『Q10.06 実運用時間帯（24 時間運用している無線局の有無）』において、選択肢「3.」を選択した場合（24 時間運用している無線局は存在しない場合）は、全ての無線局で通信を行っていない時間帯（例えば、業務時間終了後等）の内訳を塗りつぶして下さい。

- (注1) 記入方法については、3 ページを参照して下さい。
- (注2) 緊急時を除く平時における運用時間で回答して下さい。
- (注3) 0 時間超～1 時間未満は 1 時間、1 時間超～2 時間未満は 2 時間のように切上げ、1 時間単位で記入して下さい。

【回答欄】

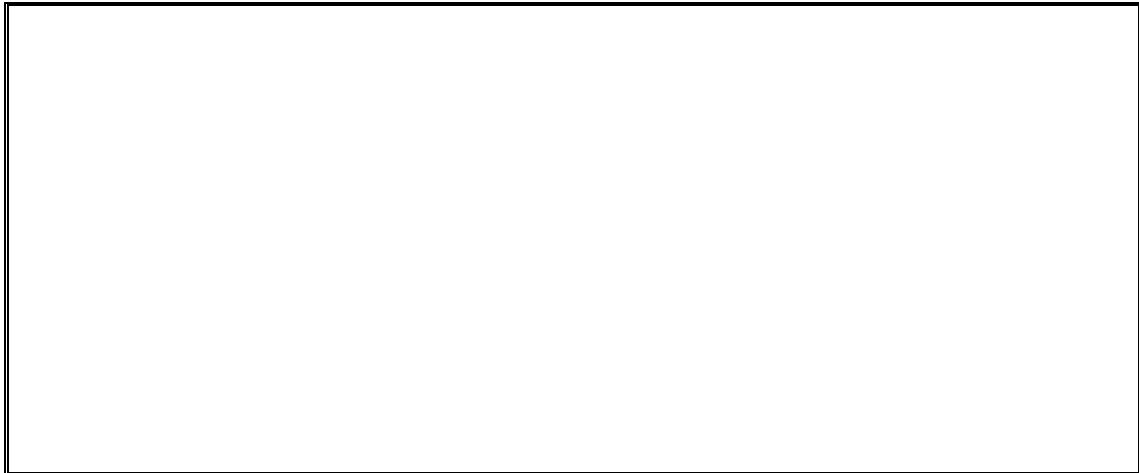
<input type="text"/>	0 時間	24 時間
0 3 6 9 12 15 18 21 24		

以上で、グループ 11 の個別調査事項は終了です。

本調査に関するご意見等は 47 ページの欄内にご記入下さい。

本調査に関してご意見等ございましたら以下の欄内にご記入下さい。
今後の調査の参考にさせていただきます。

【ご意見】

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for respondents to write their comments.

本調査にご協力いただきありがとうございました。